



可茂圏域における 権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査

＜報告書＞

社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会

平成 31 年 2 月



はじめに

少子高齢化・人口減少・雇用情勢の変化・社会的孤立など、社会情勢が変化している現在において、認知症高齢者や障がい者などの福祉支援を必要とする方に対する多様な課題が顕在化しているなか、支援を必要とする方に対して本来守られるべき権利が守られ、その人らしく生きていき、安心して地域での暮らしを続けていくことができるよう、成年後見制度等の権利擁護支援の必要性も高まっています。

成年後見制度は判断能力が不十分で権利擁護の必要な人を支える重要な手段であるにもかかわらず、実際の成年後見制度の利用者は増加傾向にあるものの、支援を必要とする人の数と比して少ない状況のままであり、十分な利用状況でないのが現状です。

その状況を受け、国は平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、この法律に基づき平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。成年後見制度利用促進基本計画においては、適正な成年後見人等の選出体制のもとで成年後見制度を活用し、本人の意思決定を尊重することで、認知症高齢者や障がい者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えていく体制づくりを求めています。今後、各市町村においても成年後見制度の利用促進に関する施策を推進していくための計画が策定され、市町村長申立の促進、関係機関や団体との地域連携ネットワークの構築、市民後見人養成などの取組が進められていくことと思います。

本調査は、可茂圏域における成年後見制度に関する各機関の実態やニーズを調査、集約することで、可茂圏域における権利擁護支援の体制整備においての地域課題等を検討し、認知症高齢者や障がい者が、判断能力の不十分さによって置き去りにされることなく、その意思や権利が守られるよう、地域の権利擁護支援の体制整備の推進に有意義なものと考え実施させていただきました。

調査におきましては、各市町村、相談支援機関、サービス提供機関、司法関係機関、金融機関、ご多忙にもかかわらず多くの皆様にご協力をいただきました。

調査にご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

本報告書が、可茂圏域の権利擁護支援の推進とその活動の一助となれば幸いです。

平成 31 年 2 月

社会福祉法人
美濃加茂市社会福祉協議会

目 次

◆権利擁護支援対象者数に関する調査結果

(1) 調査概要.....	4
(2) 調査結果.....	5

◆権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査結果

(1) 調査概要.....	8
(2) 相談支援機関に対するニーズ調査結果	10
(3) サービス提供機関に対するニーズ調査結果	36
(4) 司法関係機関に対するニーズ調査結果	60
(5) まとめと課題	72

◆金融機関における成年後見制度に関する実態把握調査結果

(1) 調査概要.....	78
(2) 調査結果	79
(3) まとめと課題	86

◆参考 調査票

(1) 相談支援機関に対するニーズ調査票	88
(2) サービス提供機関に対するニーズ調査票	93
(3) 司法関係機関に対するニーズ調査票	97
(4) 金融機関における成年後見制度に関する実態把握調査票.....	101

権利擁護支援対象者数に関する調査結果

調査概要

(1) 調査目的

可茂圏域における中核機関設置や成年後見等実施機関設立等の権利擁護支援体制整備に向けた協議・検討を行うため、圏域内の権利擁護支援が必要と思われる対象者及び将来的に必要なと思われる対象者数の調査により、将来予測を含めた地域の権利擁護支援ニーズを把握することを目的とする。

(2) 実施主体

美濃加茂市

(3) 調査方法

文書依頼とメールによる回答

(4) 調査期間

平成 30 年 7 月（調査基準日：平成 30 年 6 月）

(5) 調査対象

①可茂圏域（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町）内の市町村行政 10 ヶ所

②社会福祉協議会

岐阜県社会福祉協議会で把握している可茂圏域（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町）内の日常生活自立支援事業契約者

(6) 調査内容

可茂圏域の各市町村における下記に該当する者の人数

- ・人口
- ・高齢者人口
- ・認知症自立度Ⅱa以上の方の人数（参考値）
- ・療育手帳所持者の人数
- ・精神保健福祉手帳所持者の人数
- ・生活保護受給者の人数
- ・日常生活自立支援事業利用者（契約者）の人数

調査結果

権利擁護支援が必要と思われる対象者及び将来的に必要なと思われる対象者数

今回、可茂圏域における権利擁護支援対象者の実態を明らかにし、当圏域に必要な権利擁護支援体制の構築のための資料とするため、各自治体からの報告等に基づき試算する権利擁護支援対象者の潜在的ニーズと将来予測について記述する。

(1) 市町村別状況一覧

単位（人）

	人口	高齢者人口	認知症自立度 Ⅱa 以上 (参考値)	療育手帳 所持者	精神保健福祉 手帳所持者	生活保護 受給者	日常生活自立 支援事業 (契約者)
美濃加茂市	55,384	12,349	1,282	438	402	148	48
可児市	98,695	25,000	2,281	735	665	287	25
坂祝町	8,202	2,020	144	57	61	18	3
富加町	5,564	1,626	156	44	36	9	0
川辺町	10,197	3,043	295	113	68	17	7
七宗町	3,876	1,620	242	46	41	4	2
八百津町	11,027	4,036	547	135	103	6	2
白川町	8,392	3,606	440	135	70	8	5
東白川村	2,261	953	101	15	17	5	0
御嵩町	18,111	5,152	729	169	162	33	10
計	221,709	59,495	6,217	1,887	1,625	535	102

* 人口及び高齢者人口は、平成 27 年国勢調査による。

* 認知症自立度Ⅱa 以上は、市町村により集計日・集計方法が異なるため参考値とした。

* その他の数値の集計基準日は平成 30 年 6 月 30 日現在である。

(2) 市町村状況から算出した権利擁護支援対象者数

○65 歳以上の高齢者人口は 59,405 人となっており、各地域によっては高齢化率に大きな差がある。また、65 歳以上の高齢単身世帯数(65 歳以上の者 1 人の世帯)は圏域全体で 6,911 人となっており、高齢者人口の概ね 9 人に 1 人が独居世帯という現状である。また、認知症自立度Ⅱ a 以上に該当する人数は 6,217 人、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者合計で 3,512 人、生活保護受給者 535 人、日常生活自立支援事業の対象者は 102 人となっている。

これらの合計である 10,366 人は、今後、権利擁護支援が必要とされる対象者となる可能性があるものと推測される。

○最高裁判所が発表した成年後見関係事件の概況(平成 29 年 1 月～12 月)によれば平成 29 年中に全国で 35,737 件の申し立てがあり、平成 28 年と比較して 4.3%増加している。この中で岐阜家庭裁判所管内の申立件数は 369 件であり、前年と比較すると 20 件減少しているが、平成 27 年は 417 件となっている。

この成年後見申立の開始原因の 63.3%が認知症となっており、国の試算では団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、認知症高齢者の数は 65 歳以上高齢者の 5 人に 1 人に達すると見込まれていることから、岐阜家庭裁判所管内の申立件数は今後増加するとともに市町村長による申立件数も増加するものと推測される。

2 可茂圏域における権利擁護支援を取り巻く課題

可茂圏域における権利擁護支援を取り巻く課題としては、次のものがあげられる。

○障がい福祉領域の課題としては、障害者の権利条約の批准(平成 26 年 1 月)による意思決定支援を含む障がい者に対する権利意識の高まりや施設等入居者の親の高齢化に伴う「親なき後」についての課題並びに障がい者の社会参加の機会と権利の確保。

○高齢福祉領域の課題としては、高齢者数の増加、認知症高齢者の増加、高齢者単身世帯の増加、核家族化等の地域社会のコミュニティの変化など互助機能の維持と向上。

○その他にも、若者等のつながりの希薄さや婚姻に関する調査、所属するコミュニティ基盤の脆弱さなどを示す統計などからしても、社会的孤立者は増加しており、権利擁護支援対象者のニーズは増加していくものと推測される。

権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査結果

調査概要

（１）調査目的

成年後見制度利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月）に基づいて策定された成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月）において求められている中核機関の設置と後見等実施機関の設立等の権利擁護支援体制整備に向けた協議・検討を行うための基礎的資料として実態調査を行うことを目的とする。

（２）実施主体

美濃加茂市

美濃加茂市社会福祉協議会が美濃加茂市成年後見制度法人後見支援事業を受託し実施

（３）調査方法

アンケート調査（文書依頼と郵送による調査票配布・回収）

（４）調査期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 10 月 12 日まで

（５）調査対象

可茂圏域（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町）内に事業所及び事務所を設置する機関 450 ケ所
（相談支援機関 98 ケ所、サービス提供事業所 306 ケ所、司法機関 47 ケ所）

（６）調査内容

①相談支援機関に対するニーズ調査

②サービス提供機関に対するニーズ調査

③司法関係機関に対するニーズ調査

（P.88「参考 可茂圏域における権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査票」参照）

(7) 回収率

回収数（調査全体）：285 件

回収率（調査全体）：63.2%

種類	配布数	回収数	回収率
相談支援機関	98	68	69.4%
サービス提供事業所	306	198	64.7%
司法関係機関	47	19	40.4%
合計	451	285	63.2%

(8) 報告書における留意点

①調査における用語については以下のように定義しています。

要支援対象者	・認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下している方 ・成年後見人等が選任されている方 ・日常生活自立支援事業の利用者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者自立支援制度による支援を受けている方
成年後見制度	・判断能力の低下した方の身上保護（身上監護）と財産管理を行うための支援者を、家庭裁判所への申立てにより選任してもらう制度（法定後見制度） ・判断能力を有している間に、将来に備えて、後見人等の候補者と公正証書を取り交わしておく制度（任意後見制度）
成年後見人等	・後見人 保佐人 補助人 任意後見人の総称
成年被後見人等	・上記の成年後見人等による支援を受けている方
第三者後見人等	・親族以外で本人の後見人として選任された者（弁護士・司法書士・社会福祉士・法人後見等）

②本報告書に記載の割合（％）は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までを表示しているため、算出数値が合わない場合があります。

③自由記述回答の分類については事務局にて分類しましたが、ご回答いただいた方の意としない分類に入っている場合はご了承下さい。

調査結果

1 相談支援機関に対するニーズ調査

調査対象件数（配布数）：98 件

回収数：68 件（回収率：69.4%）

市町村別回収数及び回収率

市町村	配布数	回収数	回収率
美濃加茂市	19	13	68.4%
可児市	38	16	42.1%
坂祝町	5	5	100.0%
富加町	5	5	100.0%
川辺町	5	4	80.0%
七宗町	3	3	100.0%
八百津町	7	5	71.4%
白川町	6	5	83.3%
東白川村	3	3	100.0%
御嵩町	7	4	57.1%
市町村無回答		5	
合計	98	68	69.4%

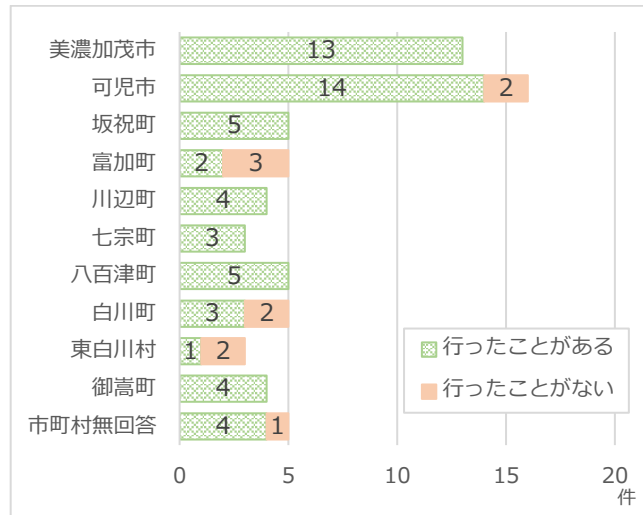
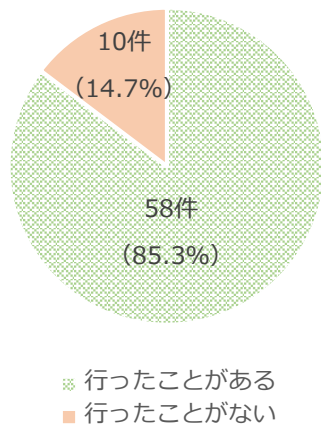
属性別回収数及び回収率

属 性	配布数	回収数	回収率
地域包括支援センター	17	16	94.1%
居宅介護支援事業所	55	26	47.3%
基幹相談支援センター	3	2	66.7%
計画相談支援事業所	10	9	90.0%
自立相談支援事業所（生活困窮）	3	2	66.7%
社協（日常生活自立支援事業）	10	8	80.0%
属性無回答		5	
合計	98	68	69.4%

◆ 判断能力の低下している方への支援の状況について

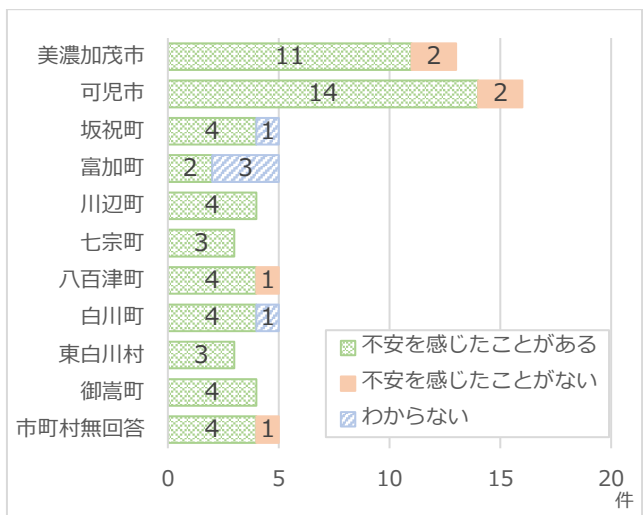
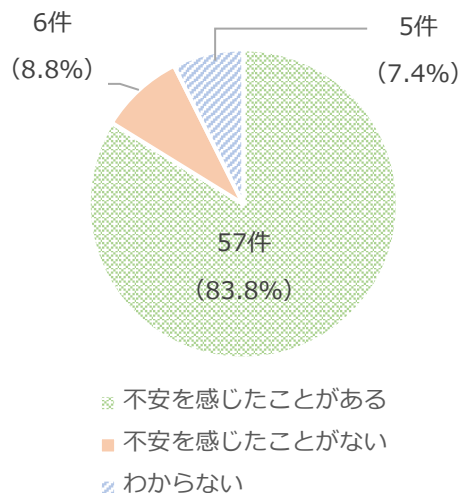
問（１）今までに判断能力の低下している方の支援を行ったことがありますか。

判断能力の低下している方への支援経験の有無をみると、「行ったことがある」が 58 件（85.3%）、「行ったことがない」が 10 件（14.7%）となっている。



問（２－１）判断能力の低下している方を支援する中で権利擁護の観点から不安を感じたことはありますか。

判断能力の低下している方を支援する中で権利擁護の観点から不安を感じた経験としては、「不安を感じたことがある」が 57 件（83.8%）と最も多く、次いで「不安を感じたことがない」が 6 件（8.8%）、「わからない」が 5 件（7.4%）と続いている。



問（２－２）「不安を感じたことがある」と回答した方へ、その理由をお聞かせください

（「ある」と回答した 57 件中）（自由記述）

【意思表示・意思決定に関すること】

- ・利用者様の言葉をどこまで信じていいのかわからない。
- ・本人の意思がわからない。
- ・本人の意思確認が難しいこと。
- ・意思確認を行うことが難しく、本人の意思をそのまま受け入れてよいのかに不安を感じます。
- ・本人に判断してもらっていいのか。
- ・判断能力の低下した本人の判断でどこまでの行為を行わせてよいものなのかが分からなくなってしまうことがある。
- ・判断が曖昧であるため、優先順位をつけ難いことや支援をすすめるににくい。
- ・支援方針の確認がとれないので、判断に困る。
- ・サービス利用にあたっての理解度が不明（本人の意思が反映されているのか疑問）。
- ・判断能力が低下している人は、自分の意思表示を周囲に明確に伝えることが出来ない人が多く、本当にこの支援でよいのか判断に迷うことがある。
- ・施設入所時期の判断。
- ・本人の意思・ニーズの確認について十分な配慮ができたか不安になることがある。
- ・本当に本人の意思を汲んでいるのか不明なため。
- ・本人の意思に沿った支援ができていないのか不安に感じます。
- ・支援者の考えに誘導してしまっているのではないかと悩む。
- ・支援をする中で介入時どこまで聞いていいのか悩むことがある。でもそれは必要であるため聞くが、聞かれたくない意思表示をどう捉えるか。
- ・判断能力が低下していても、本人の意思表示がはっきりしていて、なかなか支援につなげられないことがある。
- ・意識障害があり、意思表示ができない方の治療方針、病状説明、又は終末期に関して、誰がどのように決めるのか？
- ・認知症の夫婦の支援時、何度本人達に説明しても訪問の都度返事が変わってしまう（子供のない方で兄弟間の関わりも少なく、同席してもらえない方がいなかった）。
- ・事業所における労働関係において意見が言えない人に対して不安。
- ・利用者が説明を覚えていない。理解が適切にできていない場合、利用者のみとやりとりをすることに不安を感じる。
- ・どこまで伝わっているのかがわからない。

【契約に関すること】

- ・ 本人の意思で一人暮らしをしている人の各種の契約事項。
- ・ 訪問販売による商品購入トラブルがあった。
- ・ 在宅生活を送る上で不利益（詐欺被害等）を被らないか心配と不安を感じることが多くあります。
- ・ 消費者被害にあってしまう危険性があるのではないか、契約書の内容は難しいものが多く、理解できないまま契約してしまうことで、後でトラブルとなってしまう危険性があるのではと考えられるため。
- ・ 福祉医療業界では、「契約行為＝法律行為」という認識が低いため、本人に代わり家族や親しい知人等の事実上の代理行為を行っている場面も少なくない。そうした行為により、問題や紛争が発生しないか不安がある。
- ・ これまでは職員が当たり前のようにやってきたが、入院・入所の際の手続きについて、後々トラブルになったらどうしよう・・・という不安があった。
- ・ 危機感の相違から、必要性を理解してもらえない。
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行のタイミング。

【金銭管理に関すること】

- ・ 金銭管理など決められない状態であった。
- ・ 認知症の本人から同意を得た上で通帳を管理しているのが不安。
- ・ 金銭面などの判断能力。
- ・ 金銭面がとくに不安である。公的機関などの支払いができていなかったり、家賃が滞っていたりする場合がある。
- ・ これまでは職員が当たり前のようにやってきたが、通帳の管理について後々トラブルになったらどうしよう・・・という不安があった。
- ・ 預貯金やお金の管理。
- ・ 金銭管理能力が不十分で、必要なサービスが適切に利用できない恐れがある。
- ・ 身寄りのない単身者の場合、金銭管理が大変。

【虐待に関すること】

- ・ 同居家族が判断力の低下した方の支援を行っていることが殆どだが、時に家族が本人の年金などを使い込んでしまい、必要なサービスが利用できなくなって困ったことがあった（関係機関に相談したが、なかなか良い対策がなかった）
- ・ 金銭管理トラブル（搾取）がされていると思われる事例があった。

【成年後見制度に関すること】

- ・どのタイミングで制度につなぐのか、どこに相談するかわからず不安。
- ・成年後見制度を利用するかどうか見極めることが難しい。
- ・成年後見制度を利用するべきかどうか、利用しなかった場合の今後の支援について不安を感じたことがある。

【身元保証に関すること】

- ・身元保証人がなく、施設入所を断られた。
- ・身寄りのない方の支援をする時。
- ・身内が近隣にいない方、身内がいない方の対応。
- ・対象者本人の判断能力が低下しているうえ、家族が高齢で判断に不安を感じた。
- ・対象者本人の判断能力が低下しているうえ、家族や親類とも縁が薄く相談相手がいらない。
- ・要支援対象者はもちろんだが、その家族様の理解がどの程度理解頂けたが不安に感じる。

【緊急時の対応に関すること】

- ・特にひとり暮らしで身寄りがない場合の緊急時の対応。
- ・命にかかわるような時、誰がどのように判断するのか。

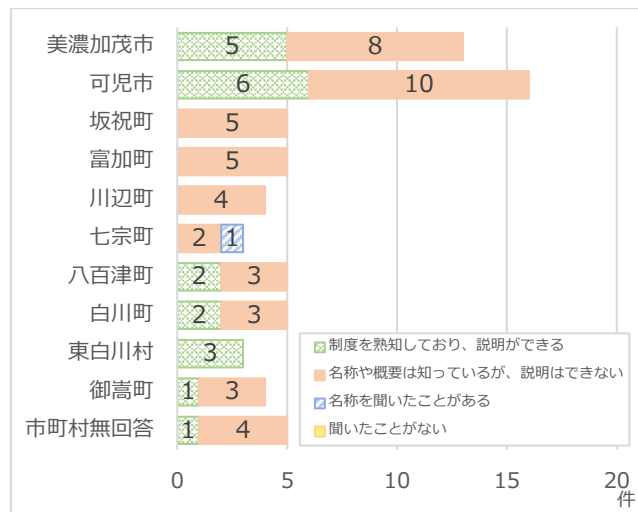
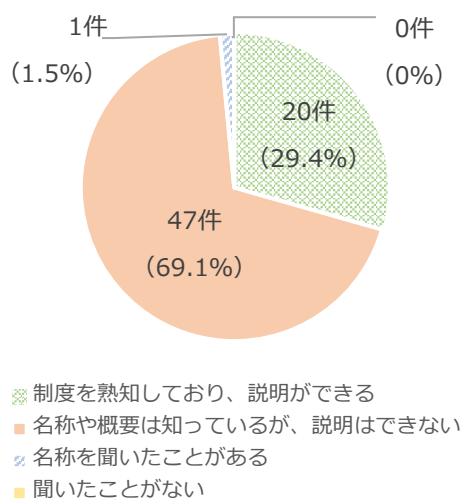
【その他】

- ・独居、認知症もみられるケース。
- ・適切な対応方法。
- ・判断能力が低下しつつあり、近しい身内がいないので、さらに低下し生活能力が減衰したら考えると不安である。
- ・家族や親族など相談ができる人がみえる場合は一緒に支援させて頂けますが、不在の場合はどうしたらいいのかわからない。
- ・要支援対象者の今後の生活が心配。
- ・今後、どのようなサービスを利用し、家族がどのように関わっていくのか等不安になった。

◆ 成年後見制度及び関連施策等に関する理解について

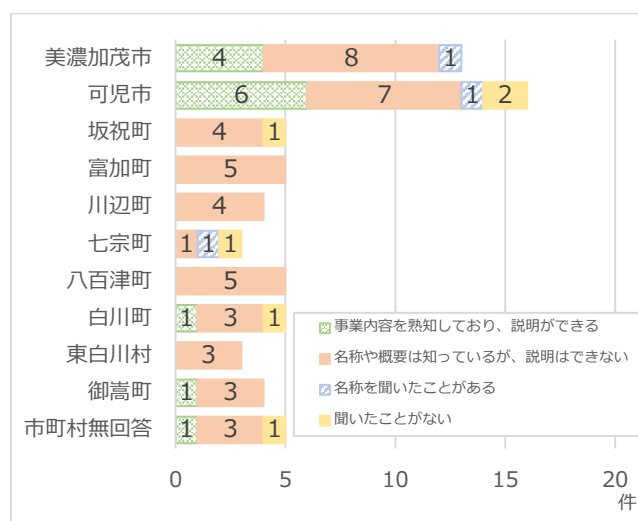
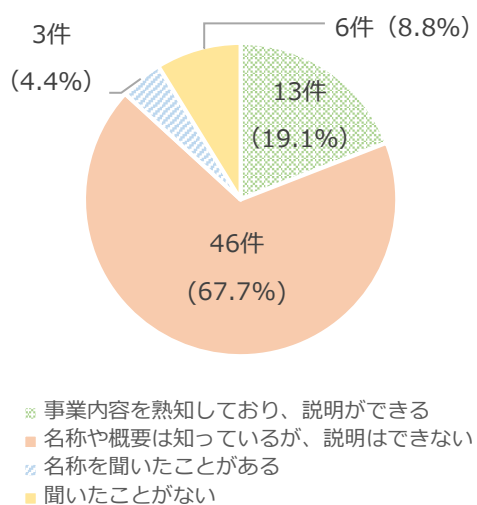
問（３）成年後見制度の理解度について伺います。

成年後見制度の理解度をみると、「名称や概要は知っているが、説明はできない」が 47 件 (69.1%) と最も多く、次いで「制度を熟知しており、説明ができる」が 20 件 (29.4%)、「名称を聞いたことがある」が 1 件 (1.5%) と続いている。



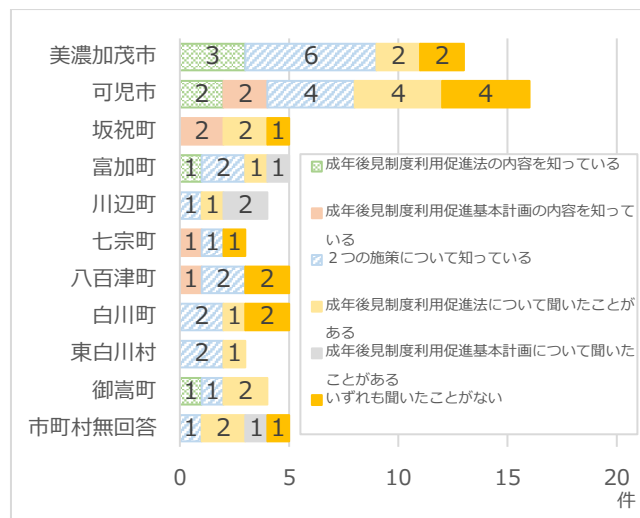
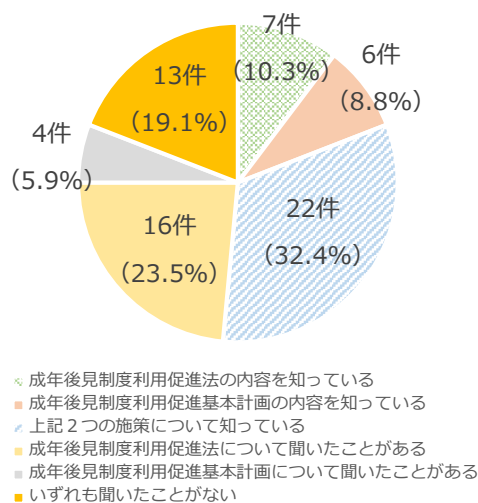
問（４）成年後見制度利用支援事業の理解度について伺います。

成年後見制度利用促進事業の理解度をみると、「名称や概要は知っているが、説明はできない」が 46 件 (67.7%) と最も多く、次いで「事業内容を熟知しており、説明ができる」が 13 件 (19.1%)、「名称を聞いたことがある」が 3 件 (4.4%) と続いている。



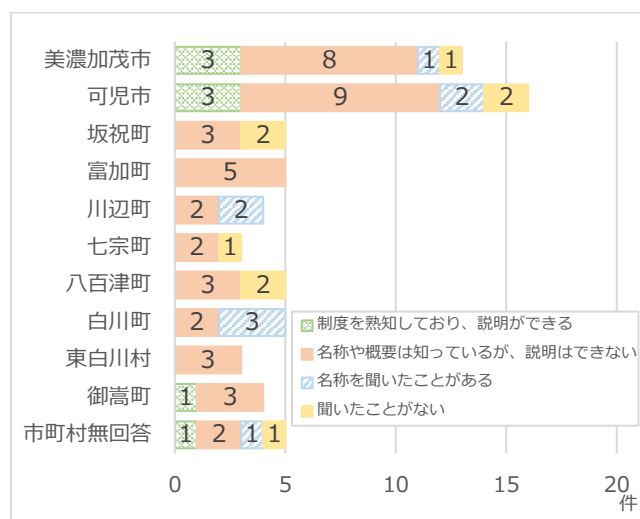
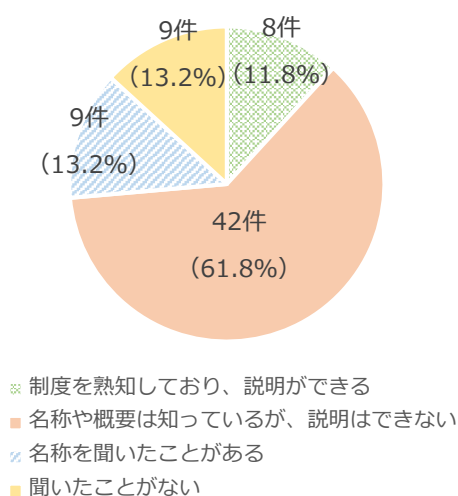
問（５）成年後見制度の利用を促進するための計画や支援体制の整備が進められていることをご存知ですか。

成年後見制度の利用を促進するための計画や支援体制の整備についての認知度をみると、割合が多い順に「成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画の施策について知っている」が 22 件（32.4%）、「成年後見制度利用促進法について聞いたことがある」が 16 件（23.5%）、「いずれも聞いたことがない」が 13 件（19.1%）となっている。



問（６）市民後見人制度についての理解度について伺います。

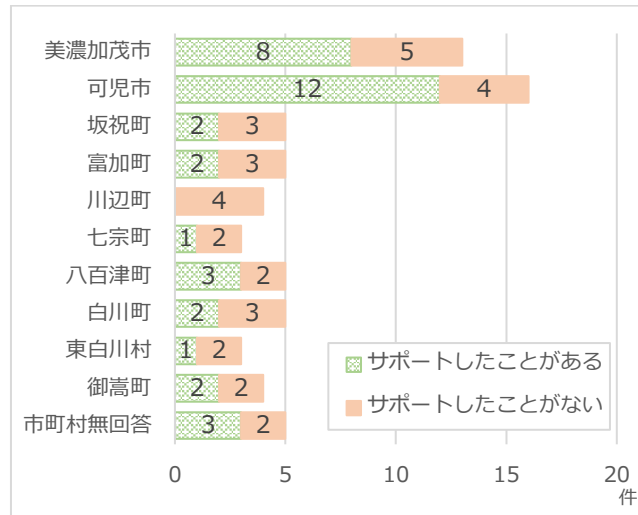
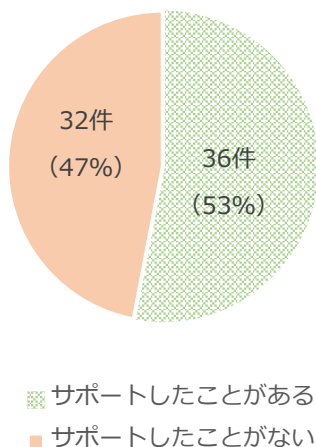
市民後見人制度の理解度をみると、「名称や概要は知っているが、説明はできない」が 42 件（61.8%）と最も多く、次いで「名称を聞いたことがある」が 9 件（13.2%）、「聞いたことがない」が 9 件（13.2%）、「制度を熟知しており、説明ができる」が 8 件（11.8%）と続いている。



◆ 成年後見制度利用におけるサポートについて

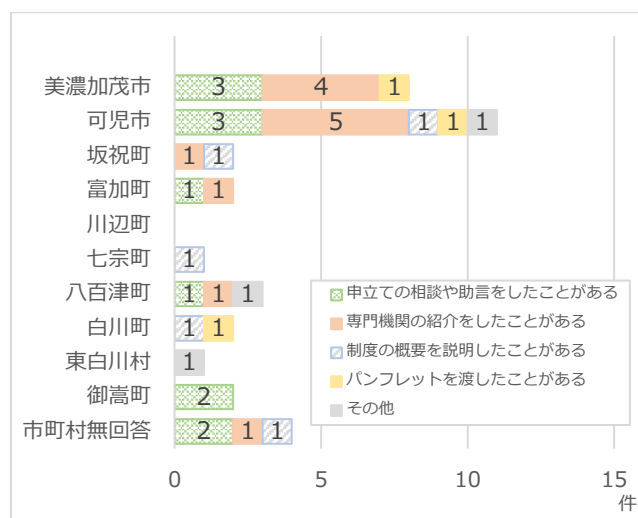
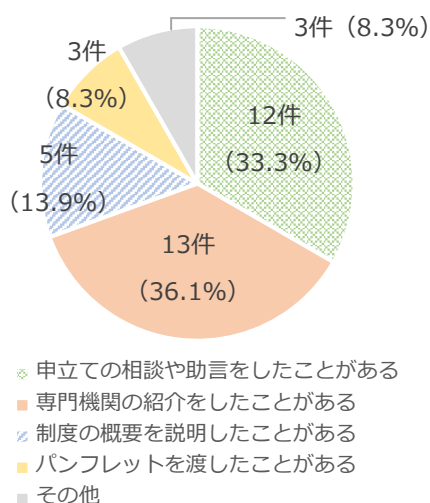
問（7-1）成年後見制度の利用のために、本人または家族に対してのサポートをしたことがありますか。

成年後見制度利用におけるサポート経験の有無をみると、「サポートしたことがある」が 36 件（53.0%）、「サポートしたことがない」が 32 件（47.0%）となっている。



問（7-2）「サポートをしたことがある」と回答した方へ、どのようなサポートをされましたか。

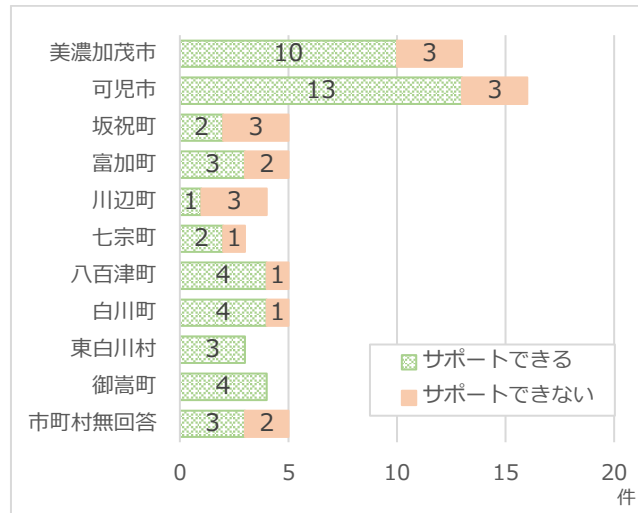
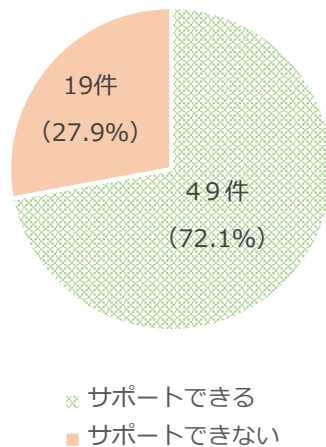
「サポートしたことがある」と回答した 36 件の内容をみると、割合が多い順に「専門機関の紹介をしたことがある」が 13 件（36.1%）、「申立ての相談や助言をしたことがある」が 12 件（33.3%）、「制度の概要を説明したことがある」が 5 件（13.9%）となっている。



その他の内容：行政に相談、申立者の検討・説得、交番署員等関係者への説明、診断書作成時の同席等

問（８-１）今後、成年後見制度の利用のために、本人または家族に対してサポートすることができますか。

成年後見制度利用における本人や家族へのサポートの可否をみると、「サポートできる」が 49 件（72.1%）、「サポートできない」が 19 件（27.9%）となっている。



問（８-２）「サポートできる」を回答した方へ、そのサポートできる事柄をお聞かせください。

（「サポートできる」と回答した 49 件中）（自由記述）

【情報提供に関すること】

- ・ 資料提供や情報提供。
- ・パンフレットを取り寄せて配布する。・ 公的機関が発行するパンフレットの手渡し。
- ・ 利用者様に必要になってくれば情報収集する。
- ・ 裁判所からの説明資料などの取り寄せ。

【説明に関すること】

- ・ 制度の概要の説明。
- ・パンフレットや資料を用いて簡単な説明。
- ・ 制度の説明や手順などを伝えること。
- ・ 窓口での制度の紹介や申請方法、書類の記入の仕方、申請にかかる金額等の説明をすることができます。

【他機関への紹介に関すること】

- ・ 仲介や紹介をする程度。
- ・ 専門機関への紹介。
- ・ 専門機関への相談や紹介をしていきたい。
- ・ 相談に応じる、必要に応じて関係機関へつなぐ。
- ・ 申立てに対する助言者の紹介、裁判所への相談の促し。
- ・ 専門機関の紹介、同行。
- ・ 地域包括支援センターや家庭裁判所等の紹介・同行。
- ・ 包括支援センターや行政などの相談機関への紹介。
- ・ N P O など専門機関への紹介。
- ・ 社協相談支援系の紹介ができる。
- ・ 身近にあれば紹介ができる。
- ・ 専門機関への相談、助言。

【成年後見制度の申立てに関すること】

- ・ 申立て支援も可能。
- ・ 申請の手続き。
- ・ 成年後見制度の必要性を説明できる。
- ・ 申立てに関する相談・助言。
- ・ 家族が申立てを行うケースのみサポートできる。本人申立てのケースは難しいと考える。
- ・ 親族がいない方に対しての申立て時の助言や支援。
- ・ 書類等作成の補助。
- ・ 申請書類の作成、必要書類の助言。
- ・ 必要に応じて申立て支援もできると思う。
- ・ 制度の説明、申立てまではできます。
- ・ リーガルサポート、ばあとなあへ連絡し、家族と調整し候補者を決めてもらうまで。

【その他】

- ・ 専門機関との連携。
- ・ 必要に応じて、行政との相談、市町村長申立てを視野に。

問（８-３）「サポートできない」を回答した方へ、その理由をお聞かせください。

（「サポートできない」と回答した 19 件中）（自由記述）

【知識不足や経験不足に関すること】

- ・ 自信がない。
- ・ 知識不足で不安あり。
- ・ 自分自身がよく理解していない。
- ・ 制度の理解が十分でないため。
- ・ 家族様に選択肢の一つとして紹介することはできるとは思いますが、制度をしっかりと理解しているわけではないので説明ができない。
- ・ もう少し自分自身が理解する必要がある。
- ・ 実際に関わったことがないため。
- ・ 前例がない為、サポートする事に不安を感じる為。
- ・ これまでサポートした実績がないため自信がない。実際にサポートをすることになれば調べたり聞いたりしながら進めることになると思うが、ケースによって状況等が様々な違いがあるため、サポートできるのか不安がある。
- ・ 支援をしていきたい気持ちはあるが、制度に関する知識も不十分であり、サポートした経験もないため、どう支援していけばいいのかわからない。

【時間不足に関すること】

- ・ サポートする程の時間がない。
- ・ 権利擁護支援を通じて、本人の意思決定支援を行うためには、非常に時間と労力をかけた丁寧な関わり方が求められるため、本業務を抱えながらの対応は業務量的にも難しい。
- ・ 心身の負担が大きい。
- ・ 現在の業務が忙しい為サポートのための時間を確保できません。
- ・ 他の業務の兼務しているため、サポートできると言いきれないのが現状です。日常生活自立支援事業の対応もほとんどないため、どの程度なのかわからないというのが本当のところです。
- ・ 相談支援業務が多岐にわたり、サポートを行うことが難しい。

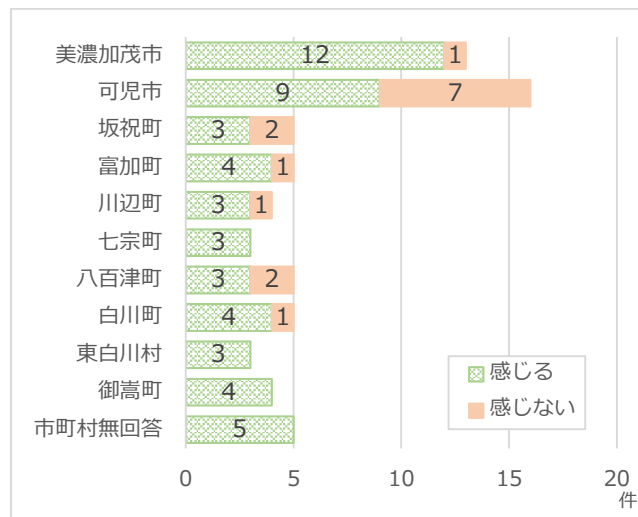
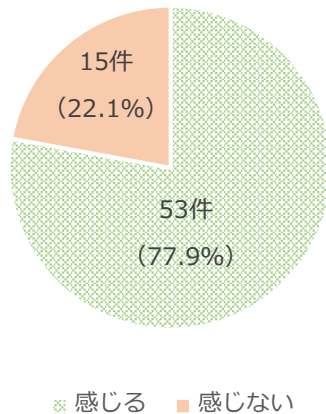
【その他】

- ・ 制度について理解、協力して下さる申立人がいればサポートしやすいが、親族がいても申立人になれない等の場合、市町村長申立も難しく、どこまでサポートできるか不安。
- ・ 家族の理解不足。

◆ 成年後見制度利用に関しての心配や不安について

問（9-1）成年後見制度の利用に関して心配や不安を感じますか。

成年後見制度利用に関しての心配や不安の有無をみると、「感じる」が 53 件（77.9%）、「感じない」が 15 件（22.1%）となっている。



問（9-2）「感じる」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

（「感じる」と回答した 53 件中）（自由記述）

【知識不足に関すること】

- ・ 熟知していないから。
- ・ 自分が詳しい説明ができない。
- ・ 詳細に説明できない、勉強不足。
- ・ まだ自分自身の理解が不足している為。
- ・ 成年後見制度をちゃんと理解できていない。
- ・ 利用までの進め方がよくわからない。
- ・ 包括支援センターや行政の担当者の知識不足や消極的な対応。
- ・ 成年後見制度に関する基礎知識がないことに加え、申立てや審判、選任、後見人就任後の流れやノウハウが全くないため、伴走的に支援を行いたくてもクライアントの要望や期待に応えることができない。

【経験不足に関すること】

- ・前例がない。
- ・今までに経験がないため。
- ・経験が少なく、自分で情報を持っていない。
- ・個別のケースに対し相談できる窓口があるのでしょうか。経験がないため漠然と不安です。
- ・実際に関わったことがない為、どのような手順を踏めばいいのか不安である。
- ・申立てについて実績がない。日常生活自立支援事業を利用している方が、いつまでこの事業で支援するのか、できるのか、後見制度へ移行するタイミングが難しい。

【費用に関すること】

- ・手続きに時間とお金がかかるため、ご家族が躊躇された。
- ・費用の面について、少々不安な面がある。
- ・不安や心配とは少し違うかもしれないが、制度を勧めるタイミングや、それに要する費用の捻出には困ることがありそうだと思っている。
- ・費用の面で利用しやすいとをもってサポートしやすいと思う。

【後見人に関すること】

- ・誰が後見人になるのか。
- ・町内に後見人等を受任できる専門職がない。
- ・少子高齢化に伴い、身内の減少、つながりの希薄化により、後見人不足が益々深刻化し、負担が大きくなるのではないか。
- ・どんな人が後見人等になってくれるのか……。財産管理だけでなく、身上監護にも力を入れてくれるのか……。
- ・後見人の対応により、本人の処遇が変わってしまうこと。
- ・後見人になる方の品位によると思うので、そこも不安。
- ・成年後見人等について、新聞等で色々な情報が流れることへの不安があります。
- ・後見人との関わり方。
- ・適切な身上監護ができるのか。
- ・精神症状の悪化により、本人と後見人との関係悪化。
- ・成年後見人が本当にしっかりやってくれるのか。

【本人・家族の理解に関すること】

- ・本人、家族にきちんと理解してもらっているか。
- ・説明しても、本人・家族の理解が得られず、話が進まない。
- ・家族間のトラブル発生。
- ・サポートしたことで金銭管理等利用者にとって不自由になった時「あなたが勧めたからと悪者になる。

【成年後見制度の申立てに関すること】

- ・手続きが大変。
- ・費用や裁判所への申請など大変。
- ・申請に関する負担。
- ・申立て書類が多く、手間がかかることへの心配もあります。

【成年後見制度の理解に関すること】

- ・成年後見制度の主旨等を深く理解し支援を行っていかないと、安易に利用をすすめた結果、本人の権利侵害にあたる可能性がある。権利擁護のツールとしての理解が必要。
- ・住民に財産を他人（親族以外の人）に管理してもらう認識が薄いため、後見制度に対して抵抗感がある。
- ・制度利用で全てが解決できるとの誤った認識。
- ・成年後見制度を利用して支援できる内容では、生活の困り事が解決できない事もある為。
- ・まだまだ地域に浸透していない為、必要経費や信頼できる人の人選等問題が多いと思う。
- ・制度が一般の方に浸透してきているものの、まだ他人事として捉えている方が多い。自分のこと、家族のこととして切実な問題があることを広く知ってほしいと思います。

【行政に関すること】

- ・市役所や福祉課の担当者が変わると、数ヶ月何もしてくれず、申立てが進まない。
- ・その方の権利を守るためだが、町村申立てを担当職員で決めていいのか。

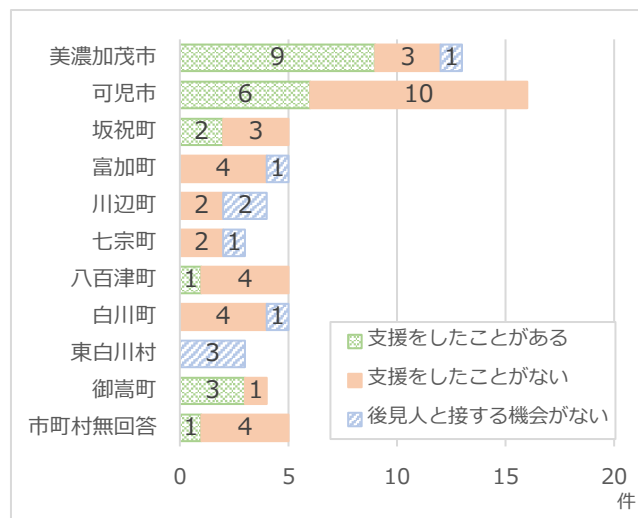
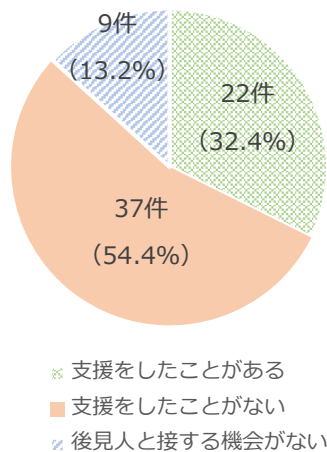
【その他】

- ・どこにお願いするかがわかりづらい。
- ・適切な支援ができているかの不安。
- ・他の業務もあり、きちんとできる自信がない。
- ・専門ではない法律のことは、やっぱりよくわからないため。
- ・自分自身が、この成年後見制度の活用が増えていく流れについていけないのか不安。
- ・被後見人への不利益にならないか。

◆ 成年後見人等との関わりについて

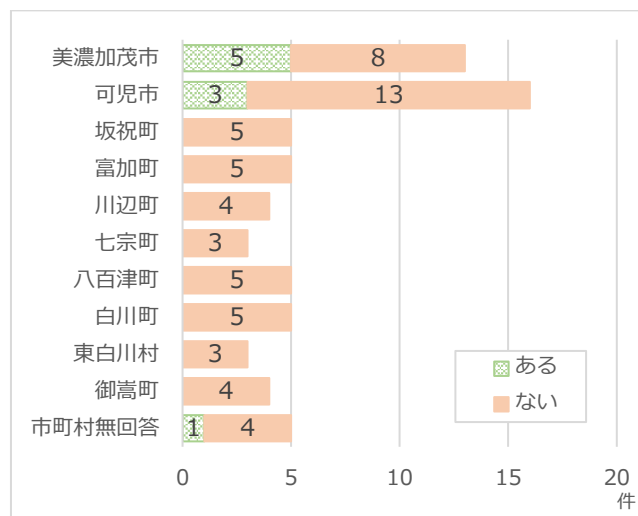
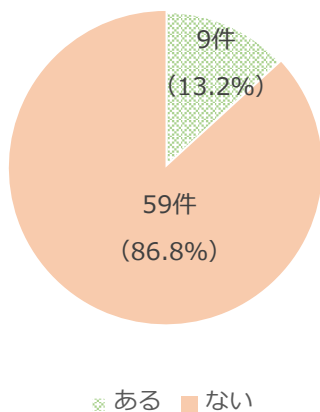
問（１０）成年後見人等が支援チームの一員となり、一緒に支援をしたことがありますか。

成年後見人等と支援チームを組んで支援を行った経験の有無をみると、「支援をしたことがある」が 22 件（32.4%）、「支援をしたことがない」が 37 件（54.4%）、「後見人等と接する機会がない」が 9 件（13.2%）となっている。



問（１１-１）成年後見人等と支援方針が一致せず、苦労したことや悩んだことがありますか。

成年後見制度人等と支援方針が一致せず苦労したことや悩んだ経験の有無をみると、「ある」が 9 件（13.2%）、「ない」が 59 件（86.8%）となっている。



問（１１-２）「ある」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

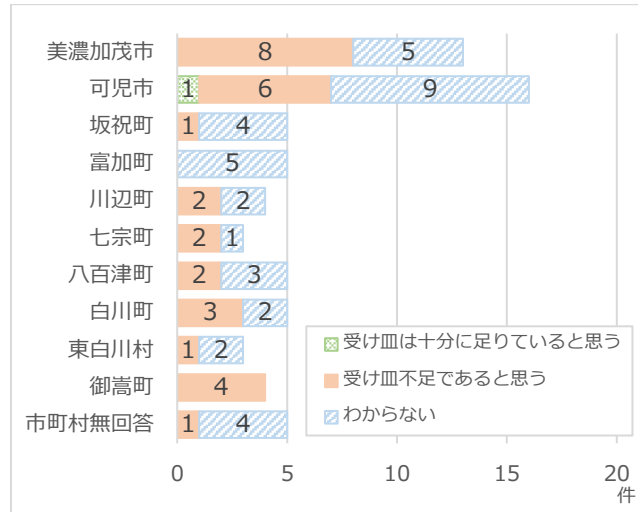
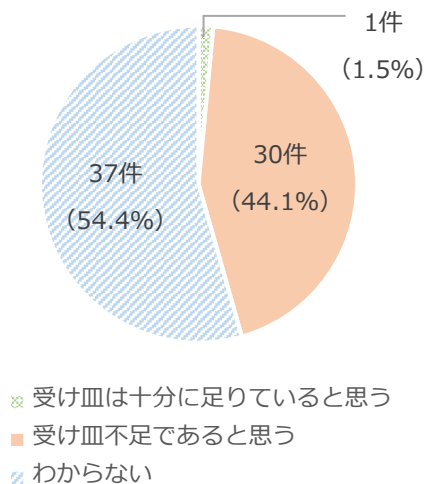
（「ある」と回答した９件中）（自由記述）

- ・金銭管理において、本人の意見を尊重し支援していましたが、成年後見人より「家裁より指摘があるから、本人に渡す金額を見直して欲しい」と依頼された。
- ・成年後見人等が日頃の本人の生活状況や思い等のアセスメントが不十分ななか、将来の方向性や見解を決められてしまうこと。
- ・介護保険制度の理解について後見人と相違があり、少し気まづくなった。
- ・早急な施設入所の必要性を訴えられ、本人の意思が尊重されているのか疑問を感じた。
- ・弁護士や司法書士による後見人は、財産管理や法律行為については非常に優れた関与や支援ができていますが、後見業務における判断基準や思考傾向がどうしても後見人の得意分野に偏る傾向があり、本人の意思の尊重より安全・保護が優先の結論を選択しやすく、福祉職の価値観とすり合わせることに苦慮することがある。
- ・一人暮らしの方が入院の際、この方の身上監護面の不足があり、役割の確認など難しかった。「きずなの会」や「サポートセンター」を利用したいとの意も、その中に成年後見制度の役割があるためか利用できず、ケアマネが入院中のフォローをせざるを得なかった。
- ・「本人が元気なら特に・・・」と言われたことがあった。
- ・圏域内に第三者後見を担える専門職は存在しているが、受任してもらえる人が少ない。受任できない（受任しない）理由を把握し、圏域内の課題を解決していく取組が必要と思う。
- ・成年後見人と支援者または本人との意見が合わない等で、本人が望む又は必要である支援が受けられない等。

◆ 成年後見人等の受け皿について

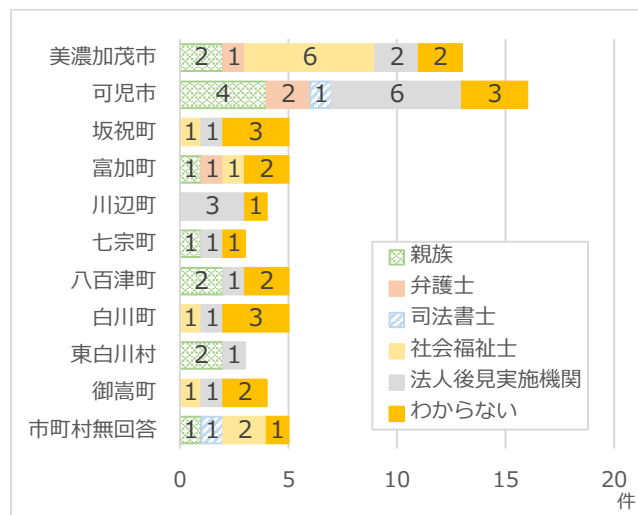
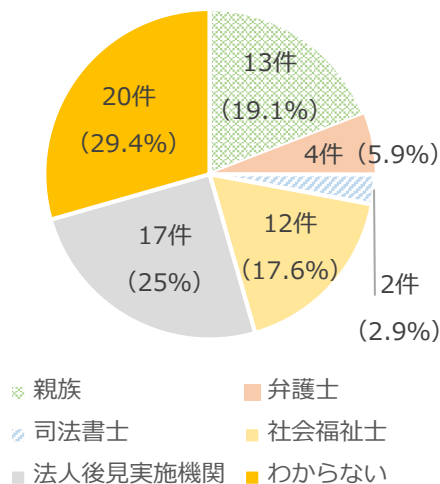
問（１２）後見人等の受け皿は、十分に足りていると思いますか。

後見人等の受け皿の充足についての考えをみると、「受け皿は十分に足りていると思う」が１件（１.５％）、「受け皿不足であると思う」が３０件（４４.１％）、「わからない」が３７件（５４.４％）となっている。



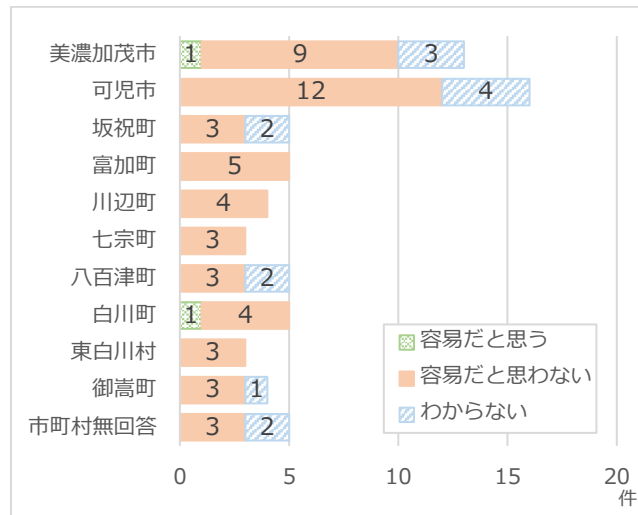
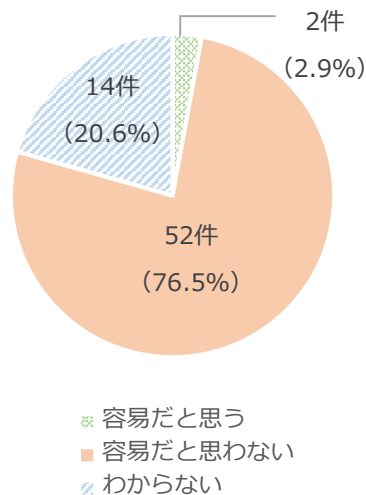
問（１３）要支援対象者の後見人等は、どのような職種等が適任だと思われますか。

要支援対象者の後見人等として適任と思われる職種をみると、割合が多い順に「法人後見実施機関」が１７件（２５.０％）、「親族」が１３件（１９.１％）、「社会福祉士」が１２件（１７.６％）「弁護士」が４件（５.９％）、「司法書士」が２件（２.９％）となっている。



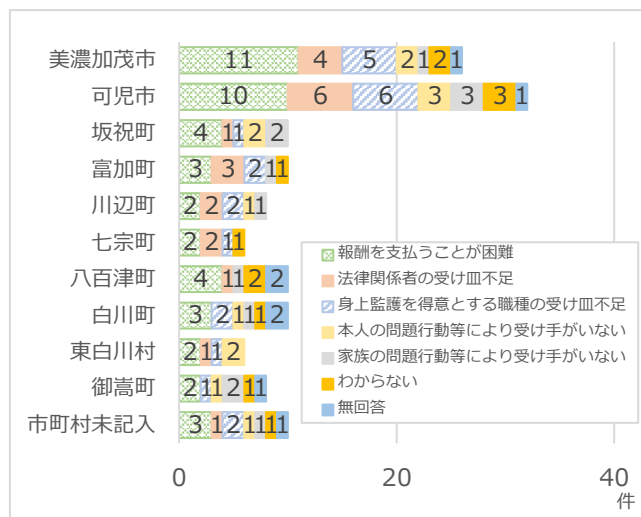
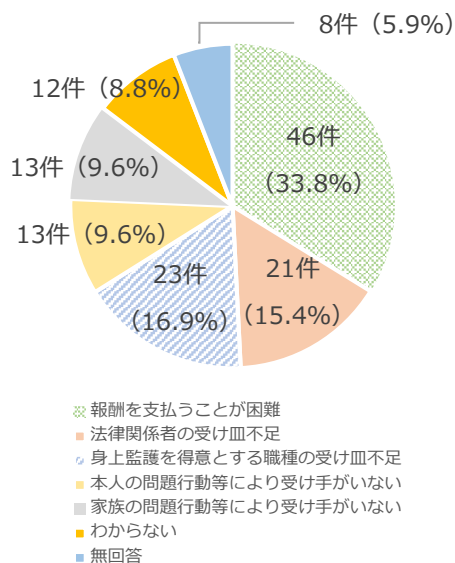
問（１４）第三者後見人の確保は容易であると思いますか。

第三者後見人の確保についての考えをみると、「容易だと思う」が２件（２.９％）、「容易だと思わない」が５２件（７６.５％）、「わからない」が１４件（２０.６％）となっている。



問（１５-１）第三者後見人の確保を困難にさせていると思われる理由をお選びください。
（ふたつ選択）

第三者後見人等の確保を困難にさせている要因についての考えをみると、割合が多い順に「後見人等の報酬を支払うことが困難であるため」が４６件（３３.８％）、「社会福祉士のような身上監護を得意とする職種の受け皿が不足しているため」が２３件（１６.９％）、「弁護士や司法書士のような法律関係者の受け皿が不足しているため」が２１件（１５.４％）と続いている。



問（１５-２）「第三者後見人の確保」について課題と思われることなど、自由にご意見をお書きください。

（自由記述）

【報酬に関すること】

- ・生活保護の人等、報酬の課題。
- ・後見人等の報酬見込みの有無など、本人の資力的問題により適任者の確保が難しい。
- ・報酬の支払いに関しては、本人の経済状況に応じて困難な場合も多いと耳にすることがあります。
- ・第三者後見人は今後必要になる事例が増えてくると思われるが、費用がかかるため、利用しようとしてもできない利用者も出てくると考える。公的な機関で安価な支援ができる受け皿があると利用しやすいように思う。
- ・専門職が後見人となる際の報酬により、活用したくてもできない方が出てくる。
- ・困窮者など、第三者に支払う資力がないケースの増加。
- ・第三者後見人等になると、特に身上監護面で実際の報酬と見合わない責任と業務があり、確保することが困難と思われる。本人のことをよく知っている住民や親族が支援の主体となり専門職がフォローしていくことが、本人の権利擁護支援を行ううえで大切なのではと思う。

【後見業務の内容に関すること】

- ・その方の人生を背負うため、誰でもできることではないと感じる。
- ・後見人業務はとても大変だと聞いている。業務（仕事）として行うにも限界がある。
- ・本来の業務量が多く、後見人としての動きができる余裕があるかが課題であり、後見人として活動できる弁護士等が確保しづらい原因になっているのではないか。
- ・緊急時の対応等、個人での成年後見人等の受任には限界があると感じます。本人にとってメリットのある成年後見制度としていくには、後見人の身体的・精神的な余裕がないと、より良い制度活用には繋がらないのではないかと思います。

【後見人等の専門性に関すること】

- ・福祉的関与に主軸を置いた後見業務が望ましいケースでも、福祉職による後見人等の受け皿が不足しているため確保が難しい。
- ・財産管理と身上監護のどちらもカバーできる後見人等が選任されることは困難。
- ・それぞれの職種に得意部門があり、不得意な部門がある。総合的に支援できると利用者も安心する。
- ・社会的地位が低い。その必要性が浸透していない。
- ・後見人の重要性がまだまだ認められていない。

【第三者後見人の受皿に関すること】

- ・裁判所から申請時に第三者の候補者を求められることあるため、事業所等のリスト化。
- ・お金がない人ほど支援者がなく困る。しかし、公費で報酬を出せるのは生活保護担当の人のみである。申立て時、家裁から候補者を探してほしいと言われますが、町村申立てだと候補者がいないまま申立てになります。どのようにすればいいでしょうか。
- ・専門職で受けていただける方は限られている。やっていただけそうな方を知っていても、その人が本人に合っているのかわからない。また、他にやっていただけそうな方の情報もあまりない。
- ・社会福祉士であっても、なり手がいない。
- ・人材育成。
- ・個々の様々な事情に対応できる制度でないと確保は困難だと思います。

【行政に関すること】

- ・行政は専門職団体との連絡調整を密にすること。
- ・自治体の取り組みの温度差、制度普及や周知。
- ・行政の積極的な関わり。
- ・法人後見センターの設置と行政のバックアップ力がポイントとなる。

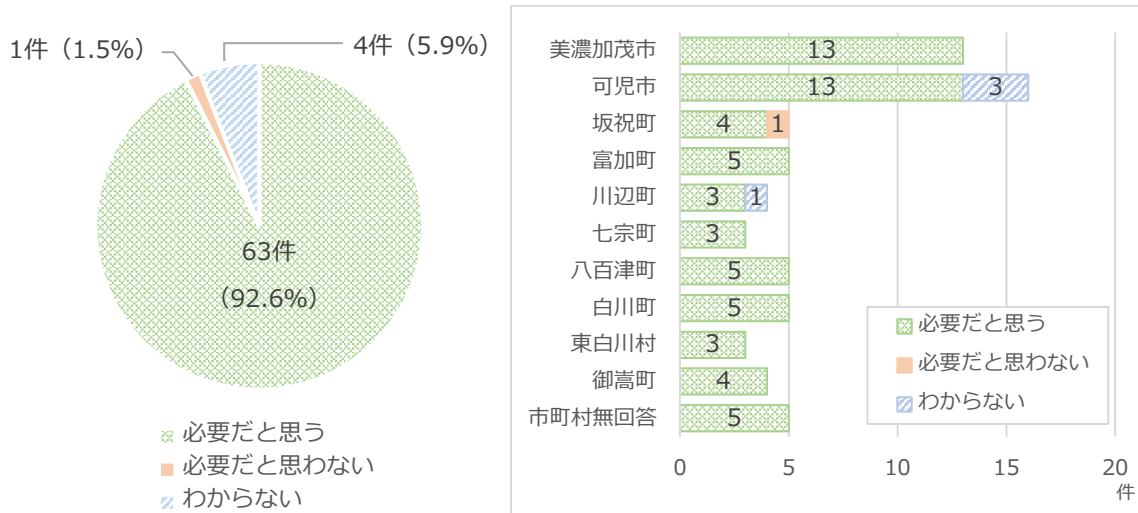
【その他】

- ・固い、難しいイメージで、気軽に相談できない、馴染みがない。
- ・後見人になる為の資格がなくても興味と時間がある人に集まってもらう。
- ・支援が必要な方への支援をしたい!!と思う人（人材）が不足!!（介護現場も含めて）。
- ・人と人との相性や背景による問題行動により、スムーズな支援につながらないのでは？
- ・必要だと気がついた時点での導入では難しい（軽度認知症、知的障害、パーソナリティ障害）。
- ・費用と選任された方への信頼（不安）。

◆ 中核機関の設置及び法人後見実施機関の整備について

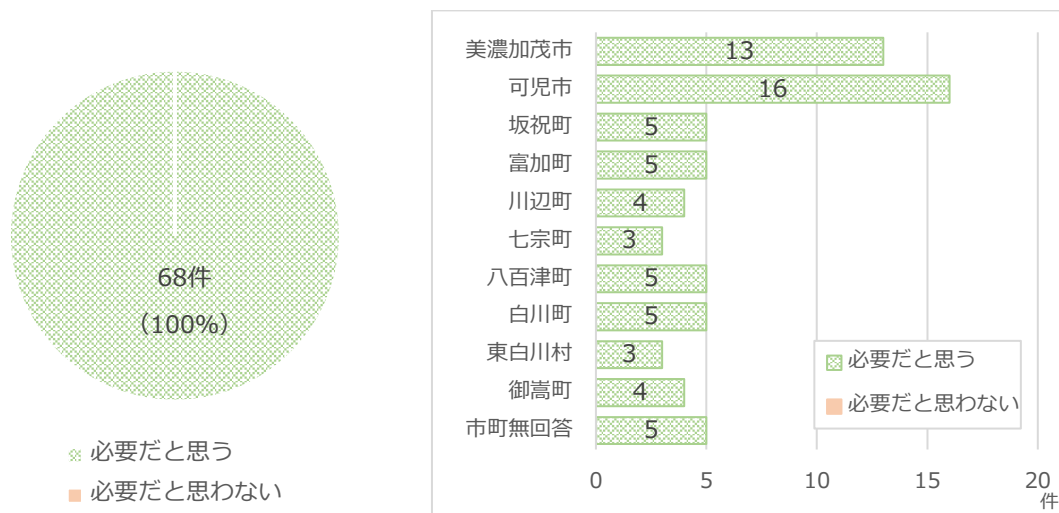
問（１６）権利擁護支援に関して中核的な役割を担う機関が必要だと思いますか。

権利擁護支援における中核的な役割を担う機関の必要性についての考えをみると、「必要だと思う」が63件（92.6%）、「必要だと思わない」が1件（1.5%）、「わからない」が4件（5.9%）となっている。



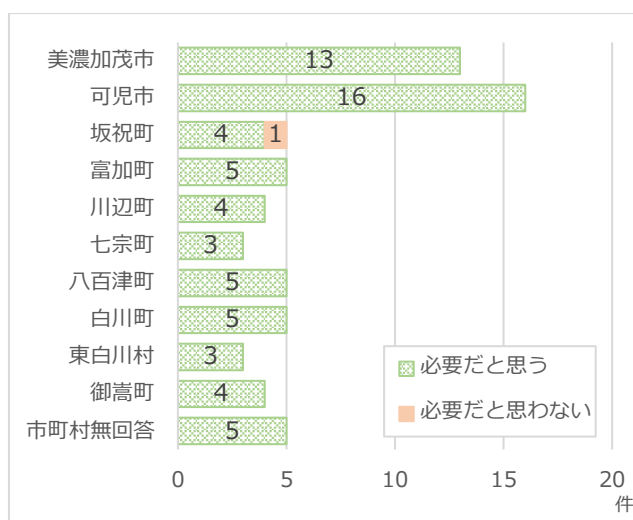
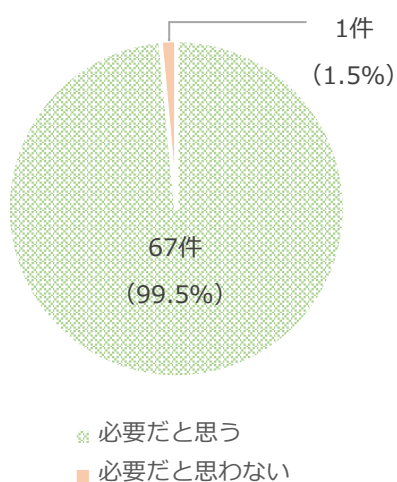
問（１７）後見人等の支援が必要な方に対して、適切に後見人等をつけることを可能とするために、法人後見実施機関（法人後見センターのような機関）が必要だと思いますか。

法人後見実施機関の必要性についての考えをみると、「必要だと思う」が68件（100.0%）となっている。



問（１８）資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費（補助金）で運営する法人後見実施機関（法人後見センターのような機関）の設置が必要だと思いますか。

資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費（補助金）で運営する法人後見実施機関（法人後見センターのような機関）の設置の必要性についての考えをみると、「必要だと思う」が 67 件（98.5%）、「必要だと思わない」が 1 件（1.5%）となっている。



◆ 「誰もが安心して暮らすことができる地域」を実現するための取り組みについて

問（１９）可茂圏域において「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を実現するために、権利擁護支援施策においてどのような取り組みが必要だと思われますか。

（自由記述）

【普及啓発に関すること】

- ・ 地域の支え合いの意識改革。
- ・ 一般に向けての広報活動が必要だと思う。
- ・ 一般市民への講演会や広報誌等にて内容説明。
- ・ 制度が大切なのではなく、お互いを思いやる気持ちが大切であることを伝えていくことも必要かと思います。
- ・ 権利擁護支援施策について専門職だけでなく誰もが理解できるシステムが必要だと思います。一般の方で成年後見制度のことをどれくらいの方がご存知なのでしょう。
- ・ 単に「制度」について伝えるのではなく「何故必要なのか」や、成年後見制度が必要な方に対して、「どのような気持ちで寄り添っていくことが大切なのか」、そうすることで「自分達にどんなメリットがあるのか」についても伝えていくことが必要かと思う。
- ・ 早い段階から支援し、早い段階から気づいていく体制を整えていく、地域で住民を支える暮らしが必要であることを、地域ごとに伝え取り組み始めることが必要だと思います!!
- ・ とても良い取り組みをされていても、市民がその取り組みについて知らないこと我が町でも多々ある。知らないため、困った時にどのような手続きが必要か、どこに相談すればいいのかわからないので、リーフレットの配布や地道な啓発など、まずは知ってもらい取り組みが必要と考える。
- ・ 必要ではない人は生涯知らずに終えるため、中学や高校のうちから権利擁護について学ぶ機会があるとよいのでは？誰もが直面するとは限らないが、誰もが知ることで支え合える地域になるのではないかと考えます。
- ・ 地域の方に関心を持っていただける、寸劇も取り入れる等したわかりやすい講演会といったように普及を図る。
- ・ 市民講座、講演、市報に特集、社協相談センターの広告、P R、看板、パンフレット、H P 設置。
- ・ 住み慣れた地域で支援が必要になった方が暮らしていくためには、介護サービスや市町村任せでは無理だと思います。自分達が自分達でその仕組みづくりをしていくことが大切。65 歳以上の地域ごとに支援チームをつくり（地域ケアシステム）、補助金にて運営できるような体制が理想ではないでしょうか・・・。

【人材育成や研修に関すること】

- ・ その方が安心地域で生活できる様、寄り添いサポートできるよう得意不得意ではなく総合的に支援できる人材育成が必要だと思う。
- ・ 成年後見制度についての理解を深める機会や権利擁護について考える機会や研修などがあるといいと思います。
- ・ 可茂圏域の担当で勉強会、研修会、事例検討会などを行い、情報共有や知識を高めることができるとういと思う。
- ・ まず自分自身が理解を深めるために研修等に積極的に参加していきたい。
- ・ 事業所の研修会実施。
- ・ 福祉従事者の研修、多職種間での事例検討会。

【専門的な機関の設置に関すること】

- ・ 気軽に相談できる、専門性に長けた機関があること。
- ・ 主導になり活動していただける機関が必要だと思います。
- ・ 専門職後見人も有限資源であるため、今後の社会構造や社会情勢を踏まえたうえで、親族後見人をきちんとフォローアップできる機関の整備や、スポット的に後見人として関わるができる法人後見実施機関の整備が必要である。
- ・ 親族後見人の有効活用に加え、市民後見人の養成・活用のために、地域全体の権利擁護支援体制の整備について、主導的な機関の設置が必要である。
- ・ 本人の状態や資力状況、家族関係などの周辺状況などに関わらず、成年後見制度を必要としている方や利用が望ましいと考えられる方が成年後見制度を利用できるような、申立てから選任に至るまで一体的に支援できる仕組みや機関の整備が必要。
- ・ 役所や包括と連携をとるのは当然ですが、町の公費によって後見センターがあるとよい。
- ・ 成年後見制度の利用を考えた時に、気軽に相談に乗ってくれアドバイスをしてもらえるところがあると、成年後見制度の利用がしやすいのではと思います。
- ・ 本人に関わる支援者が気軽に集まり、本人の意思決定を尊重した権利擁護について話ができるような関係づくり、そのコーディネーターが中核機関であって欲しい。さらに、支援者側がバーンアウトせず、持続的な支援体制がその地域らしい誰もが安心して暮らすことができる地域につながっていくと思う。
- ・ 中核機関の設置や成年後見センターの設置。
- ・ 可茂圏域において、中核機関があると相談支援機関としても心強いし、相談された方に対しても、適切な支援ができると思う。
- ・ ケアマネージャーとしても、権利擁護に対する相談は悩むことがあります。地域の方達も、気軽に相談ができる機関があるとよいと思います。
- ・ 他業務との兼務ではなく、専門的な窓口の開設。

【体制整備に関すること】

- ・気軽に相談や支援が受けられる体制づくり。
- ・地域全体で支えていける環境づくりや体制づくり。
- ・広域で後見人による支援がしやすくなるような仕組みが必要だと思います。
- ・独居や高齢者世帯の増加に伴い、判断能力が低下してきている方も増えてきていると思います。サービス利用の契約等も充分に行えなくなってきた時に、地域でチームとしてサポートしていくことができるような体制づくりの取り組みが必要になってくると思います。
- ・権利擁護支援に関してチームとして取り組むべきでは（行政・医師・弁護士・包括等）。
- ・人と人がつながりやすい仕組みづくり。助けて欲しい人と助けることができる人がつながれるような仕組みづくり。人と人をマッチングする仕組み。
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度に加え、生活困窮者に対する事業や、更には身寄りのない方に対する身元保証に関する対応など、総合的に支援できるような取り組みができるとよいと思います。
- ・成年後見制度利用促進にそった地域福祉につながるまちづくり。
- ・自力での仕組みづくりが難しいので、圏域で取り組めるのであればとても心強い。ぜひお願いしたい。
- ・可茂圏域全体としても地域差が大きい為、地域の実情を踏まえた取り組みに期待しております。ありがとうございました。
- ・広域（圏域）において、必要な人が資力や住む市町村の違いなどにとらわれず制度利用ができ、専門職の支援が受けられるようにしていく取組が必要。
- ・利用する前に、費用がかかり、複数の窓口をたどるため敷居の高い印象を受ける為、一般の人にもわかりやすい仕組みが必要だと思う。

【行政に関すること】

- ・市町村申立てにおいて市町村で直接実施しなければならない手続きを、どのように行っていくのかの検討が必要。
- ・行政の積極的な支援施策の推進。
- ・可茂圏域は親族や近所とのつながりが強く残っている地域もあるため、身寄りのない方の支援や見守りを住民が行ってくださっているため、行政に相談が入るケースが少ない。しかし、今後は住民同士の支援が難しくなることが考えられるため、行政が成年後見制度で対応しなければいけないケースが増えると考え。受任者の受け皿や市町村長申立ての体制の整備に今から取りかかっておかないといけないと感じる。
- ・後見人がつけられない方への公的支援。
- ・認知症になったら相談ができる司法・行政・弁護士・社会福祉士を、市が多数支援できる仕組みを作る。

【身元保証や緊急時の対応に関すること】

- ・身元保証や金銭管理、亡くなった後まで支援してもらえる機関が、低所得の人に対して支援してもらえるようにする。
- ・身寄りや財産のない方への支援の取り組みは必要と思います。
- ・本人が病気等で入院等をしなければならない時の保証人、手術時の承諾書のサイン。
- ・成年後見人の身上監護の範囲に含まれないような、身元保証人に求められるような支援（病院付添や買い物等）について、カバーして頂けるととてもうれしく思います。
- ・身内がいらない人、身内がいても関係が悪い等で支援が受けられない方の支援に困る。そういった方の判断能力が低下して、その生活を支えるのは後見人だけでは難しいと感じる。地域で暮らしていく時に、身元保証人の問題や日々の生活に対する支援について、緊急時など広い意味でその人の生活、権利を守るための支援が考えらえるとよいと思う。
- ・急病などの場合での延命処置判断など病気に関することでの判断を後見人の資格でできるようにしたほうが良い。

【その他】

- ・情報共有。
- ・状況把握して後見人が必要な方への支援。
- ・地域により、生活保護が受けにくいことへの疑問があります。
- ・後見人の機関や担当者の一覧があるとわかりやすい。
- ・低所得者に対する報酬を補うような制度。
- ・地元の社協には2名の社士が配置されていることから、当然権利擁護の取り組みに積極的姿勢で関わってほしいと考えます。この対策を考えていくにあたっては、社協との協働が重要と考えます。しかし、包括と社協が協働することは、課題の一つです。
- ・ケアマネの立場から、施策が充実すればする程、本来やるべき家族の役割が薄く「やれない、やらない」がまかりとおっている様に思う。間にいる福祉関係者は「誰もが安心して暮らすことができる地域」との言葉に苦しんでいる現状にある。施策の充実と介護を行う責任の所在の両方はバランスを持たなければならないと思う。可児市のケアマネだからかもしれない。
- ・社協や法人が受け皿となり、後見人ができる仕組みを整える。

2 サービス提供機関に対するニーズ調査

調査対象件数（配布数）：306 件

回収数：198 件（回収率：64.7%）

市町村別回収数及び回収率

市町村	配布数	回収数	回収率
美濃加茂市	72	51	70.8%
可児市	127	71	55.9%
坂祝町	13	9	69.2%
富加町	8	7	87.5%
川辺町	12	10	83.3%
七宗町	6	5	83.3%
八百津町	19	10	52.6%
白川町	21	15	71.4%
東白川村	6	3	50.0%
御嵩町	22	15	68.2%
市町村無回答		2	
合計	306	198	64.7%

属性別回収数及び回収率

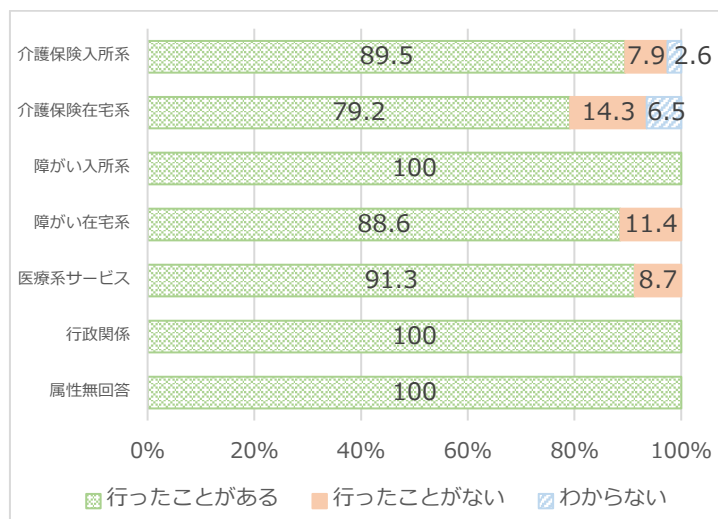
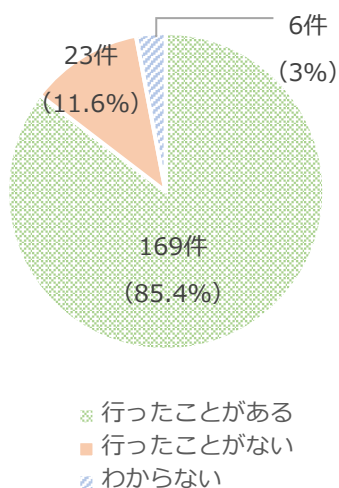
属 性	配布数	回収数	回収率
介護保険サービス入所（入居）系	57	38	66.7%
介護保険サービス在宅系	137	77	56.2%
障がいサービス入所（入居）系	15	11	73.3%
障がいサービス在宅系	64	44	68.8%
医療系サービス（病院・訪問看護）	31	23	74.2%
行政関係（保健所・年金事務所）	2	2	100.0%
属性無回答		3	
合計	306	198	64.7%

* 行政関係については、Q（7）～Q（10-1）の設問内容に該当する業務がないため回答率に加えていません。

◆ 判断能力の低下している方への支援の状況について

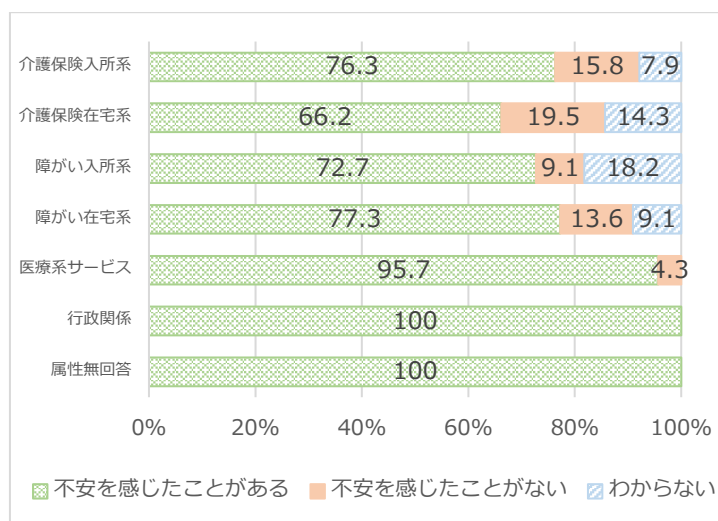
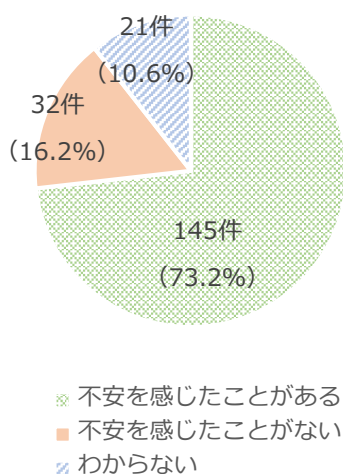
問（１）今までに判断能力の低下している方の支援を行ったことがありますか。

判断能力の低下している方への支援経験の有無をみると、「行ったことがある」が 169 件（85.4%）、「行ったことがない」が 23 件（11.6%）となっている。



問（２）判断能力の低下している方を支援する中で権利擁護の観点から不安を感じたことはありますか。

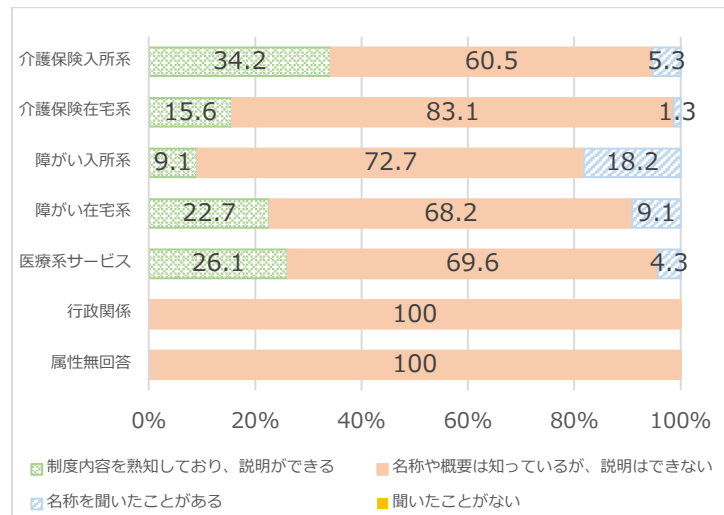
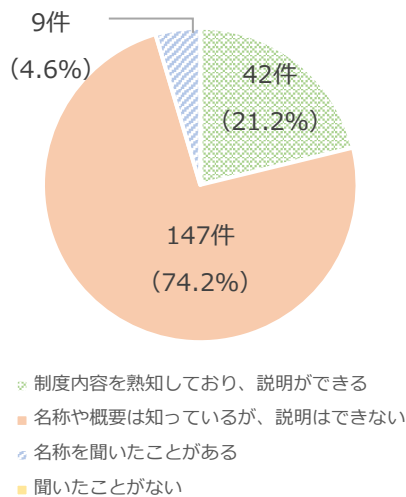
判断能力の低下している方を支援した際に権利擁護の観点から不安を感じた経験の有無をみると、「不安を感じたことがある」が 145 件（73.2%）、「不安を感じたことがない」が 32 件（16.2%）、「わからない」が 21 件（10.6%）となっている。



◆ 成年後見制度について

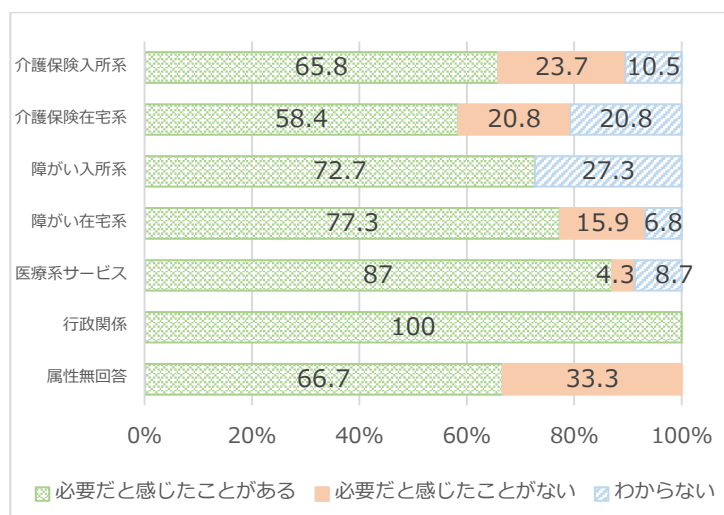
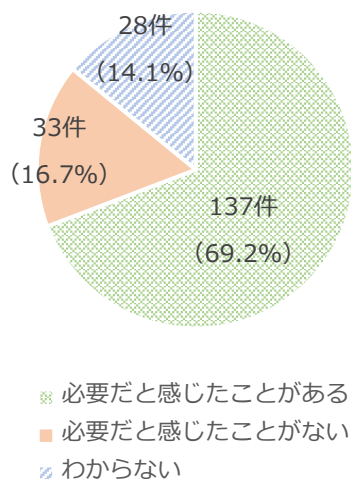
問（３）成年後見制度の理解度について伺います。

成年後見制度の理解度をみると、「名称や概要は知っているが、説明はできない」が 147 件(74.2%)と最も多く、次いで「制度を熟知しており、説明ができる」が 42 件（21.2%）、「名称を聞いたことがある」が 9 件（4.6%）と続いている。



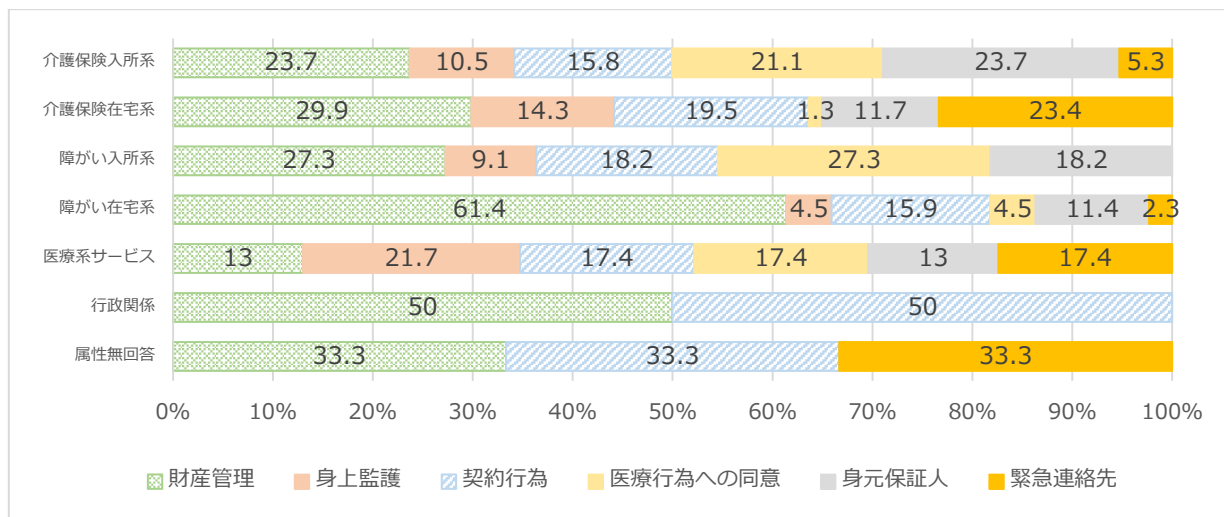
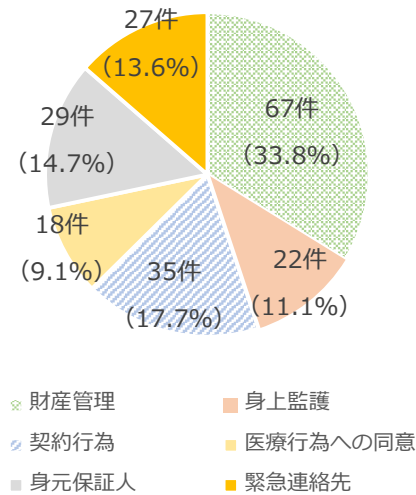
問（４）要支援対象者を支援する中で「成年後見制度」の利用が必要だと感じたことがありますか。

要支援対象者を支援するなかで「成年後見制度」の利用の必要性を感じた経験の有無をみると、「必要だと感じたことがある」が 137 件(69.2%)、「必要だと感じたことがない」が 33 件(16.7%)、「わからない」が 28 件（14.1%）となっている。



問（５）成年後見制度を利用することで、課題の解決に対して期待している事柄を、ひとつお選びください。

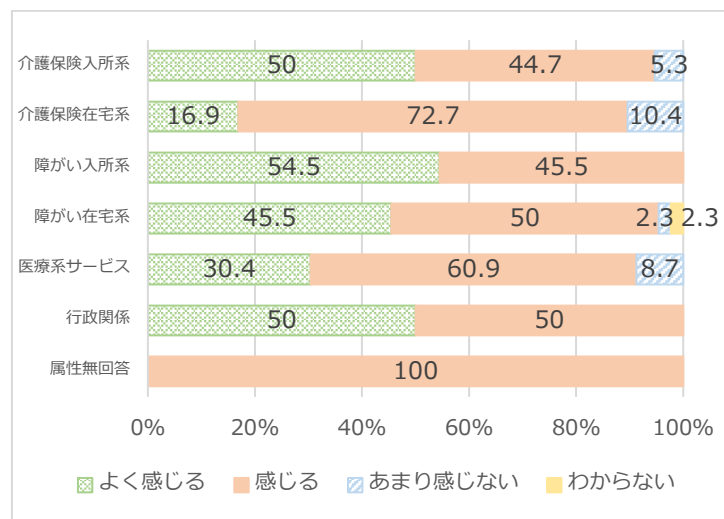
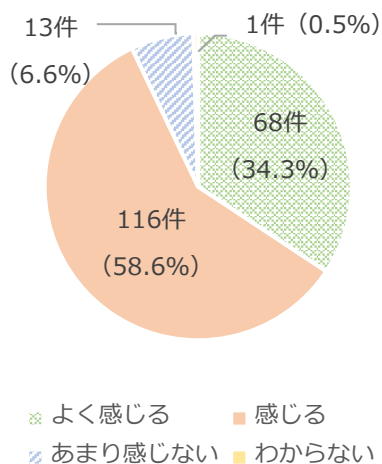
成年後見制度を利用することで期待する事柄をみると、割合が多い順に「財産管理（預貯金・不動産の取り扱いなど）」が 67 件（33.8%）、「契約行為」が 35 件（17.7%）、「身元保証人」が 29 件（14.7%）、「緊急連絡先」が 27 件（13.6%）、「身上監護」が 22 件（11.1%）、「医療行為への同意」が 18 件（9.1%）となっている。



◆ 要支援対象者との契約について

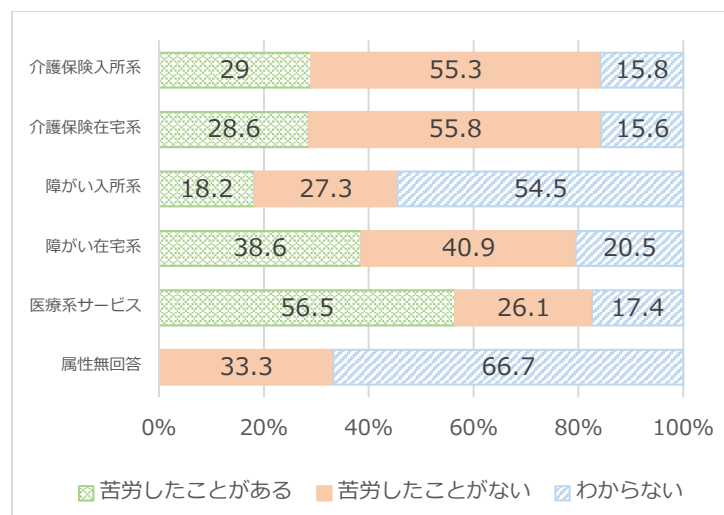
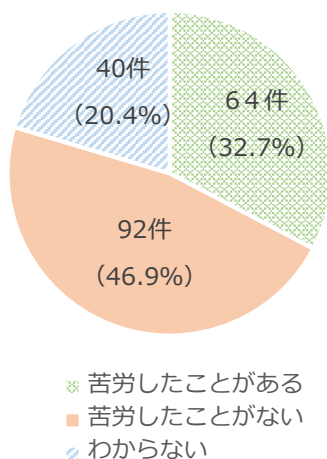
問（６）要支援対象者の支援を行う際に、本人の判断能力が「低下している」「十分でない」と感じることはありますか。

要支援対象者への支援を行う際に、本人の判断能力が「低下している」「十分ではない」と感じる経験の有無をみると、割合が多い順に「感じる」が 116 件（58.6%）、次いで「よく感じる」が 68 件（34.3%）となっている。



問（７－１）要支援対象者へサービスを提供するにあたり、本人（判断能力の低下・欠如の状態）との契約に苦労したことはありますか。

要支援対象者とのサービス提供にあたり、本人（判断能力の低下・欠如の状態）との契約に苦労した経験の有無をみると、「苦労したことがある」が 64 件（32.7%）、「苦労したことがない」が 92 件（46.9%）、「わからない」が 40 件（20.4%）となっている。



問（7-2）「苦労したことがある」と回答された方へ、具体的にどのようなことでしたか。

（「ある」と回答した 68 件中）（自由記述）

【契約内容の理解や同意に関すること】

- ・どのようなサービス内容であるか説明しても理解がされない。
- ・サービスの内容を理解してもらうのに苦労した。
- ・プラン等の同意が取れない。
- ・サービスが利用できることを理解してもらうこと。
- ・サービス利用に係る同意（意思表示）がはっきりしない。
- ・本人の意思に基づく決定のための説明、理解の確認。
- ・説明に対して理解ができていないとき。
- ・必要書類の記入ができなかった時や、理解してもらえなかった時。
- ・判断や理解に欠け、自分の状態が解らないため、納得できない。
- ・理解力が低下しているため、契約に時間を要する。
- ・契約書や支援計画など、難しい言葉の説明に苦労しました。
- ・専門用語を使用せず、分かり易く説明をさせていただくが理解できていないのではと感じ、何度も説明を行った。
- ・入居契約時に本人への説明。
- ・何度も同じことを繰り返す、病気等や本人の理解力が低くなかなか進まない。
- ・苦労ではないが、知的に障がいがある方で、当人の返事に対し、どこまでの理解と承認が得られているのか説明の中で不安に感じるがあった。
- ・契約内容の説明、記載事項の説明（具体的な話等）、連絡・約束事項などの遵守など。
- ・契約時の説明を話している時は理解されるが、数時間後には覚えていない。内容の説明だけではなく、支援の必要性がないと拒否をされる。
- ・該当の状態にある方に契約内容を口頭で伝え、随時確認、承諾の上で契約を結んだ後日に、当人から確認、承諾をした覚えがないので規則に従えないと主張されたこと。
- ・契約して訪問したのに「帰れ」と断われた。利用料を払いたくないと言われた。数ヶ月たっても受け入れてくれないときもある。
- ・契約の更新時に、判断能力の低下がみられる方に対して、契約内容を理解できているのか判断が難しいことがみられた。
- ・福祉サービス内容の説明、利用料についての理解、福祉受給者証・障害者手帳・自立支援医療証の違い、サービス等利用計画と個別支援計画の区別の説明の理解。
- ・説明に対して理解されても、署名・捺印が困難なケースがあった。
- ・特に独居で TV ショッピング、パチンコ、置き薬の購入、屋根の修理など、言われるままに購入や散財した。

【親族等との調整に関すること】

- ・ 本人が知的障害を有し、利用施設との契約行為が不十分である中で、妹は両親の亡き後兄の面倒を見ると主張される。しかし、難しいと感じ、父と相談し成年後見制度の利用を勧める為の話し合いの最中急逝され、妹の状態も年々悪くなりスムーズな契約行為が進まず現在に至る。
- ・ 親族と疎遠状態又は関係が悪い場合など契約を拒否されるケースあり。
- ・ 本人と家族の関わりが殆どない状況があり、契約等が遅れる場合がある。
- ・ 深く考えれば課題がたくさんあると思いますが、親族の方の承認で契約を行っている状況。
- ・ 家族との意見の相違。
- ・ 家族に書類をお願いしたが、十分に協力してもらえなかった。
- ・ ご家族様も病気に対しての理解が乏しく、サービスに対し提案しても先に話が進まない。
- ・ 独居や家人と疎遠になっており、サービス利用の判断を決定するまでは時間がかかること。
- ・ 家人（息子・娘）が遠方で本人との話をすり合わせるのが苦労した。
- ・ 通常、本人と直接契約することは行っていないが、親族等の身寄りがない方の場合、関係機関と連絡をとり、市役所の担当者等と契約を交わしたことがある。時間がかかり、スムーズに利用して頂くことが難しかった。
- ・ キーパーソンの一方的な要求により、病状や治療方針に同意・理解が得られない。
- ・ 言葉の意味を理解してもらうことに難しさを感じる事があり、保護者への説明も必要。
- ・ 緊急時の連絡先が曖昧だったことや、独居だったので、家族が対応していただけなかった。
- ・ 金銭管理ができず、手元にあるお金を全て使ってしまう、家族の負担になっていること。

【医療同意や身元保証に関する事こと】

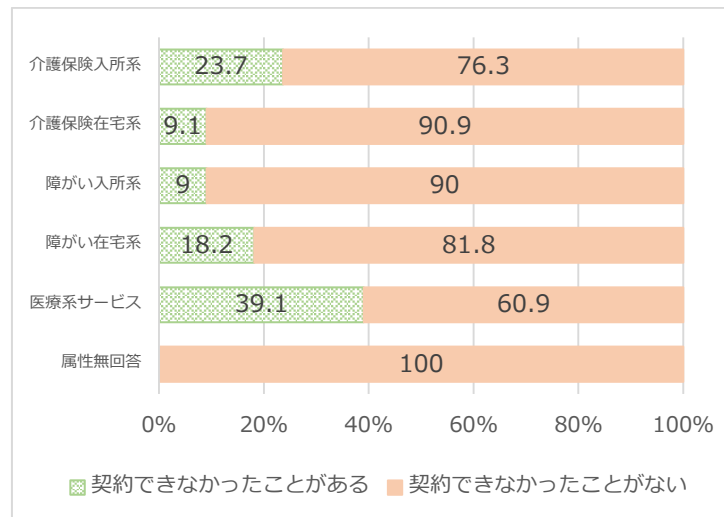
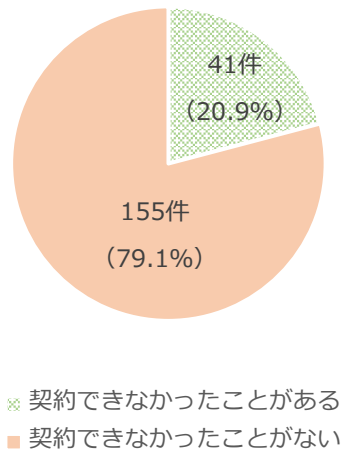
- ・ 治療が必要にもかかわらず、本人の同意が得られない。
 - ・ 治療方針について家族間で協議されず医療職へ説得等の依頼をされる場合あり。
 - ・ 高齢夫婦で2人に認知症があり、子供は県外で年に数回帰省する程度。妻が病院へ通院しており、見かねた主治医から訪問看護の指示があったが、夫が「大丈夫」と拒否。その後地域包括支援センターに相談するが、夫が拒否しサービス提供できず。
 - ・ 保証人を誰にしたらいいかわからない。
 - ・ 認知症の悪化が著しいため、対応に苦労した。
 - ・ 認知症と身体障害がある、そんな方の唯一の親族が先に他界された際、入所契約、入院時の同意、加えて手術が必要となるケースがありました。
 - ・ 身体機能の低下により、病気や障がい疑われる場合、適切な医療行為を受けるために病院受診や診断を説明するのに苦労した。
- 病気が悪化し受診が必要になっても、判断をしかねて病院に迷惑をかけた。

【その他】

- ・ 年金制度や手続き方法を説明しても理解してもらえない。

問（８－１）要支援対象者へサービスを提供するにあたり、本人（判断能力の低下・欠如の状態）と契約ができなかったことはありますか。

要支援対象者とのサービス提供にあたり、本人（判断能力の低下・欠如の状態）との契約ができなかった経験の有無をみると、「契約できなかったことがある」が 41 件（20.9%）、「契約できなかったことがない」が 155 件（79.1%）となっている。



問（８－２）「契約できなかったことがある」と回答された方へ、その際にどのような対応をされましたか。

（「ある」と回答した 45 件中）（自由記述）

【他者との契約】

- ・ NPO の身元保証人の方と契約を行った。
- ・ 本人の家族、親族と対応した。
- ・ 近親者をお願いして契約した。
- ・ 後日遠方の家族が来られる際に、改めて伺い契約してもらった。
- ・ ご家族の方に相談していただくようご案内をした。
- ・ 市役所やケアマネに契約できる親族等がいなか相談した。
- ・ ご家族に代理人として代筆していただき契約をさせていただきました。
- ・ 本人は知的障害を有し、成年後見制度を利用されていない方は、概ね全ての方は本人との契約は難しい為、保護者となる方（両親・兄弟）が身元引受人・代理人として契約している。
- ・ 代筆者により契約をした。
- ・ 親族の方、キーパーソンの承認。

【契約をしなかった】

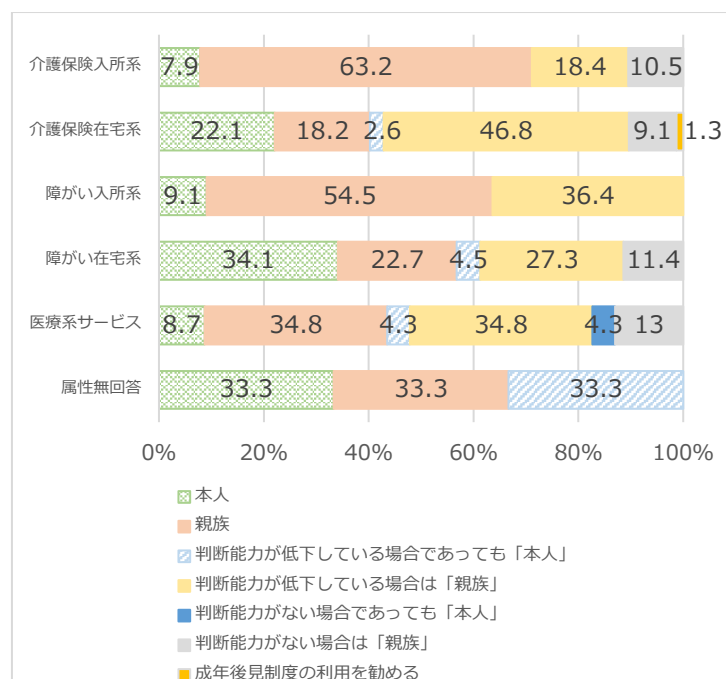
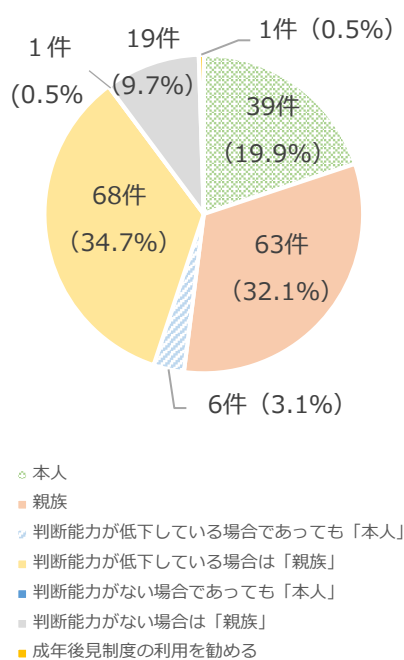
- ・判断能力が低下している方とは契約しない。
- ・担当マネージャーに連帯保証人が必要である旨を伝え、その時点での契約を断った。
- ・本人が頑固という性格もあり、入り込んで進めていくと、クレームになりかけたので、本人の意向を尊重し、家人への報告を行った（市町村やケアマネに情報提供した）。
- ・時間をおいて再度説明や継続的に丁寧な対応で説明している。
- ・契約が難しい場合においては、契約行為をせず、その人が何かあった際（トラブルや失敗等）に再度説明をしている。事業所運営において、契約ができなかったことで説明が求められる案件については、書類に残し対応している。

【その他】

- ・包括と相談をし、専門（成年後見制度）につなげた。

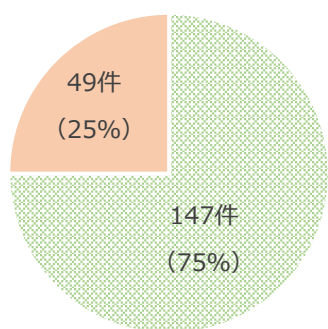
問（９）要支援対象者にサービス提供をする際に、どなたと契約をしますか。

要支援対象者とのサービス提供時における契約者の現状をみると、割合が多い順に「判断能力が低下している場合は親族」が68件（34.7%）、「親族」が63件（32.1%）、「本人」が39件（19.9%）、「判断能力がない場合は親族」が19件（9.7%）、「判断能力が低下している場合であっても本人」が6件（3.1%）、「判断能力がない場合であっても本人」「成年後見制度の利用を勧める」が1件（0.5%）となっている。

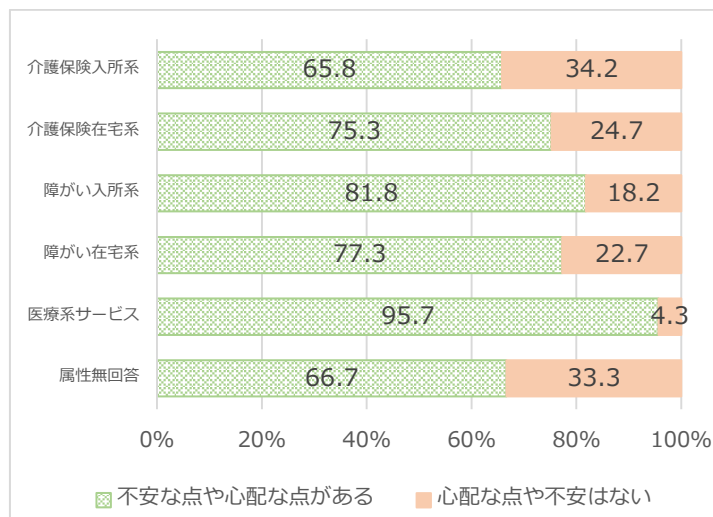


問（１０－１）判断能力が低下している方との契約において、心配なことや不安に感じることはありますか。

判断能力が低下している方との契約において、心配や不安を感じる経験の有無をみると、「心配な点や不安がある」が 147 件（75%）、「心配な点や不安はない」が 49 件（25%）となっている。



■ 不安な点や心配がある
■ 心配な点や不安はない



問（１０－２）「心配なことや不安に感じることがある」と回答された方へ、どのようなことが心配ですか。

（「ある」と回答した 153 件中）（自由記述）

【トラブルに関すること】

- ・説明義務があるかと思うが、説明したにも関わらず理解度が低かったり無かったりする場合があります、後々トラブルになる恐れがある。
- ・サービス利用が円滑に進まないことや、後々のトラブルにつながる可能性が大きい。
- ・契約後のトラブルが起こらないかが心配。
- ・契約後の認識違い、勘違いなどのトラブル。
- ・契約内容の理解ができていないか、結果として後々トラブルにならないか心配がある。
- ・契約自体が有効なものにならないのではという不安。
- ・今のところ判断能力が低下している方と直接契約をしてはいるが、そういったケースで契約を交わした際に起こるトラブルに対して、どのように対応していったらよいかなど。
- ・その場は理解しても、その後「聞いていない」「知らない」のトラブルにならないか心配。
- ・金額の説明等、しっかり行っているつもりであるが、実際の支払い時にトラブルにならないか。

【契約内容の理解に関すること】

- ・ 契約の内容がしっかり理解できているか。
- ・ 本人が正しく理解しているかどうかが不安な時がある。
- ・ 内容の理解をどこまでできているかわからない。
- ・ 本当に制度を理解しているのか？行った手続の意味を理解しているのか？
- ・ 契約の内容は理解できているのか？サービスが必要と理解できているのか？
- ・ 理解力、どこまで理解されているか。その時は返事をして理解されていない時がある。
- ・ 内容について再説明や約束事、記述内容がよく理解されていないと感じること。
- ・ 支援内容に対して、本人の同意確認がとれないこと。
- ・ こちらの説明を本当に理解できているのかとても不安。必要以上に何度も何度も話をしたりする。
- ・ 「わかりましたか？」と尋ねると「わかりました」と答えるし、文章で渡しているが、本当にわかっているか不安。
- ・ 説明したことが十分に理解されず「聞いていない」などと後から言われてしまったり、正直どこまで理解できたか不明。
- ・ 理解力、どこまで理解されているか。その時は返事をして理解されていない時がある。
- ・ その場は理解しているようにみえても、後日「わからない」と言う不安がある。
- ・ 理解力が低下しているため、契約後こんなはずではなかったと契約の無効や無理な要求をされるのではないかと不安を感じます。
- ・ 後日、意見が変わり、サービスが中止になることがあるため。
- ・ 訪問日の理解ができていない場合、訪問しても留守のことがあり、キャンセルになってしまう。
- ・ 事業所としては丁寧に説明し、サービス提供を行ってはいるが説明された内容を本人が完全に理解したかという、しきれていない所もあり、また本人の特性上違った捉え方をしてしまうこともあるため、その面で不安を感じている。
- ・ 問題なく利用でき継続することができるか？サービス内容をある程度理解していただいているか？
- ・ 契約内容に則った利用に際してのルール理解とその遵守への協力。
- ・ サービス利用にあたってお願いしたことを守ってもらえない、覚えていない可能性があるため。
- ・ 意見がいつ変わるのかわからないし、日々違う事を言われる場合があると説明に困るし、同じ事をずっと説明しないといけないのはつらい。
- ・ 契約後からの判断能力の低下。
- ・ 今後の対応について、状態が悪化していく中で漠然と不安がある。

【意思決定に関すること】

- ・言葉や態度で読み取っているが、それが正確かどうか。
- ・本当に本人が望んでいるのか分かりにくいこと。すぐに気持ちが変わってしまわないかということ。
- ・ご家族の意思では？と感ずることがある。
- ・その方に沿った支援を行っているか、親族だけの意見でいいのかが心配。
- ・本人の希望やニーズと保護者の想いと差がある点。
- ・家族と契約をするが、本人が本当はどうしたいのか、不安な時がある。
- ・本来は本人と契約する必要があるが、家族としていたため、本人の意思が確認できない契約自体おかしいと思う。
- ・ご本人に判断能力がない方には、キーパーソンとなる主に親族の方にも同席いただいたり面談をしておりますが、言語による意思疎通が困難であっても、例えば自傷行為等のかたちで本人の感情が表現されている場合、ご家族は「やめるように厳しくしてください」と希望されるが、ご本人の苦しみを考えると、必ずしもご本人のニーズと親族の希望が客観的に見ても合っていないと感じられたケースがあり、計画の同意をいただく際に難しく思いました。
- ・本人の意思は無関係に契約されてしまうことへの不安があります。
- ・権利擁護の点から不安（本人の意思を汲み取ることができているかどうか）。
- ・今日は判断できても明日は・・・。どの支援がその方に一番適しているか不安になることがある。
- ・サービス内容は納得されるが、対応以上の請求をされる時や自分でできることまで動けなくなってしまうなど、日常生活を営むのに支障を生じないかと心配。

【身元保証や緊急時の対応に関すること】

- ・サービス提供時において、家族や身元引受人等との連絡が取れるかどうか。
- ・急変時等の緊急時の対応が不安です。
- ・在宅であるため、受診時や緊急時の対応が難しい。
- ・身元保証が叶うか、医療行為が伴う場合の同意の確保等。
- ・体調を崩された際の対応（入院、治療の判断）をどのようにすればよいか。
- ・緊急事態発生時の連絡手段が希薄になる。
- ・サービス提供時において、家族や身元引受人等との連絡が取れるかどうか。
- ・親族と契約していても、必要時に動いていただけるか等不安。
- ・家族が対応して頂ける範囲についての確認。
- ・家人の介入もあまり得られなくて、親族の援助も厳しい時。

【支払いに関すること】

- ・入院費の支払いの滞納。
- ・利用料の金額や徴収方法の説明。
- ・利用料の支払いについて理解できているのか。
- ・成年後見制度等を利用していない方は支払い等の保証が確かめられないので不安。
- ・サービス停止した時の利用料の支払い。
- ・訪問販売や通信販売等の契約をするのではないかと心配。サプリメントの数が多数あり、テレビショッピング？も心配。

【親族等の状況変化に関すること】

- ・本人と直接契約することは行っていないが、高齢世帯の場合、契約をした配偶者や子に判断能力の低下がみられるようになってきた場合に不安を感じる。
- ・契約は親族と行うが、この先、この親族が亡くなった場合の次の保護者は誰になるのか、不安な点がある（誰もいなくなるのでは・・・）。
- ・契約は親族と行うが、この先親族が誰もいなくなってしまうこと。
- ・今現在は親族とお話ができているが、将来に渡って、その状態を維持できないこと。
- ・本人の判断能力低下に加え、家族も低下している場合、親族に契約を依頼するが、遠方であったり、すぐに連絡ができない場合など。
- ・親亡き後の契約方法について心配。
- ・親や家族との関係が無くなった場合など。
- ・親も障害や介護が必要なケースでは、相談員や市町村のサポートもあるが、金銭、家庭生活支援に対して不安がある。親が亡くなっており、兄弟姉妹が身元保証人のケース場合、連絡等に対し不安を感じるケースがある。
- ・判断能力が低下している上に独居で家族と疎遠の方の場合、重要事項説明書のご家族欄の記入捺印がないことが心配。
- ・利用者が一人になった際、どうしていくのか、どうすればよいのかを家族が交え話し合いができていないことが多い。

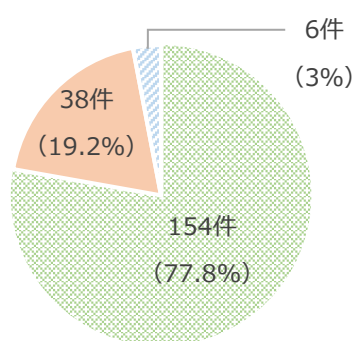
【その他】

- ・理解した上での決定ではないため。
- ・デイサービス利用日の把握、荷物などの準備が不十分。
- ・このまま自宅で生活していけるかどうか不安になる。
- ・全てが不安です。
- ・受給者証や行政からの重要書類の管理。
- ・仕事を続けることができるか？コミュニケーションが上手くとれるか？作業はどの程度できるのか？

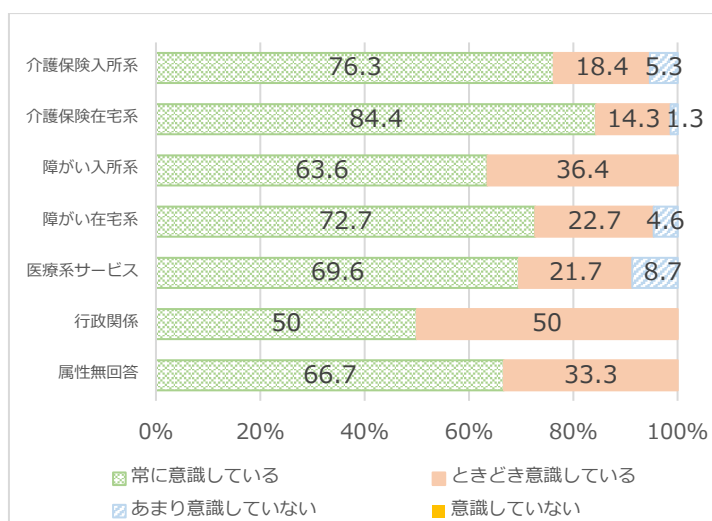
問（１１）「契約行為」は「判断能力のある者が対等な立場で約束事を取り交わす法律行為」ですが、要支援対象者へサービス提供をする際の「契約」時において、本人の判断能力・理解力の有無や契約能力の有無について意識していますか。

（例：契約行為ができる程度の判断能力があるかどうか など）

要支援対象者へのサービス提供にあたり、「契約」における本人の判断能力・理解力や契約行為能力の有無についての意識をみると、割合が多い順に「常に意識している」が154件（77.8%）、「ときどき意識している」が38件（19.2%）、「あまり意識していない」が6件（3%）となっている。



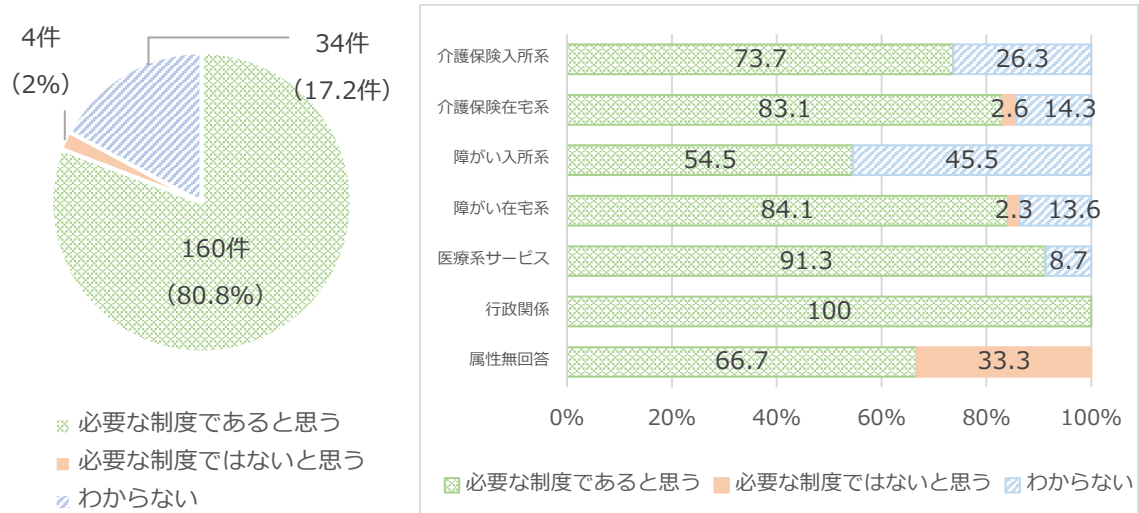
※ 常に意識している
 ※ ときどき意識している
 ※ あまり意識していない
 ※ 意識していない



◆ 成年後見制度の利用促進について

問（１２-１）成年後見制度は、サービスの提供を行う上で必要な制度だと思いますか。

サービス提供にあつたての成年後見制度の必要性についての考えをみると、「必要な制度であると思う」が160件（80.8%）、「必要な制度ではないと思う」が4件（2%）、「わからない」が34件（17.2%）となっている。



問（１２-２）「必要な制度である」と回答した方へ、なぜ必要であると思いますか。

（「必要な制度であると思う」と回答した164件中）（自由記述）

【高齢化社会等の社会構造の変化に関すること】

- ・ 高齢化社会、身寄りのない人、詐欺などが増えているから。
- ・ 家族が居ない方等、色々な面で支援が必要な方が増えてきているため。
- ・ 認知症の診断がされていなくても何らかの支援が必要と思われるケースが増しているから。
- ・ 支援を必要とする高齢者が増加しているため。
- ・ 本人の意思表示が困難で親族等の支援がない方が多くなってきていると実感している。
- ・ 判断能力が低下している方が増えていると思うから。
- ・ 今現在はこのような制度を利用していないが、今後は核家族の現社会で一人暮らしの方が増え、近くに支えてくれる人がいない方もいる為、このような制度があると良いと思う。
- ・ 独居・高齢者世帯の増加、未婚者数の増加、また息子・娘等の遠方の居住により、第三者が意思決定や有事の際の判断が求められる必然性が生じる。制度として整理された後見制度は必要。

【契約等に関すること】

- ・正しい契約ができる。
- ・要支援者が正しい契約のもとでサービスを利用するため。
- ・契約などが法律によって擁護されるから。
- ・サービスを提供すること自体が「契約」だから。
- ・判断能力がない方に対しての契約行為等、対応してもらえる。
- ・判断能力がない方が契約を行う方法が必要であるため。
- ・サービス提供開始時に判断が出来ていても、判断能力が低下した時に契約の更新が必要な場合に、本人に代わって管理できるようにしておいたほうが良い。
- ・現在、契約は親族の方中心に説明させていただいているが、本人に十分な判断能力がなく親族がいない方に関しては成年後見制度が必要であると考えられる。
- ・親族の方と契約しているが、契約される親族の方にも判断能力の低下が感じられる時。
- ・親族の方と契約しているが、親族の方も高齢や病気のため、今後のことを考えると必要。
- ・今後高齢世帯や独居、又は認知症の方など多くなってくるなかで、医療・介護どの場面においても契約、同意、説明などが重要であると考えするため。
- ・独居の方や家族が遠方の時は、成年後見人の方がみえと、施設としては契約や入院、医療行為の同意など安心できる。
- ・その方の自立支援のために、契約等その方だけではできない支援をする方が必要。
- ・判断能力が低下している方が重要な契約をすることは難しく、その方を守るためにも必要。
- ・独居の高齢者が増えており、サービス導入が必要と思った時、相談できる人が必要。地域包括支援センターでは契約の代理になれない。
- ・お互い安全に安心して契約等結ぶことができる。
- ・本人の判断能力、理解力が無ければ契約が成立しない。
- ・成年後見制度を利用することにより、本人にとって必要な契約行為や将来のことについての話や準備等ができるため。
- ・「契約ありき」なサービスであるのに、本人ができなければ提供自体がままならない。
- ・双方合意の上で契約締結となるわけであり、いずれかに優劣はないため。
- ・親族・身寄りの無い方が適切に必要なサービスを受けられるよう、相談員等とも相談し契約を取り交わせることにより、有益に働き、また契約の更新、内容の変更等の案内時も窓口が決まっていることは、事業所としても安心である。
- ・判断能力が低下している方が重要な契約をすることは難しく、その方を守るためにも必要。
- ・サービス内容の理解など、後見人がついていれば助かる。(サービスの説明、契約など、本人に代わって納得・了承してもらえる)。
- ・自己管理（金銭・病気等）・判断能力のない人に本当に契約していいの？と不安になる。

【サービス利用に関すること】

- ・判断能力のない人でも、必要とする福祉サービスを平等に受けることができるようにするため、大切だと思います。
- ・自身に判断能力がない場合、または低下していたとしても、その方にとって最善の利益を考え、生活の質の向上、必要なサービスの利用は、その方が持つ権利であると考えます。
- ・弱者が正当なサービスを受けるうえで欠かせません。
- ・制度を利用する事で必要なサービスをスムーズに利用できると思うから。
- ・要支援対象者においても、成年後見制度を活用することで、適正なサービスを受けることができるため必要と思う。
- ・判断能力が低下している方が、安心してサービス利用するため、生活していくために必要。
- ・利用者とサービス提供事業所の双方の話し合いなどが行いやすくスムーズに進められる。
- ・患者本人にとって最良の支援を受けることができるために必要。

【金銭管理に関すること】

- ・場合によって、本人・家族が使いすぎてしまう事例があったため。
- ・施設入所されている方と関わっていますが、費用面でスムーズに行える。
- ・手続きをスムーズに行っていただけることや、年金を正確に管理してもらえる。
- ・預貯金があっても、利用できない場合があるから。
- ・金銭管理ができないことがある。
- ・財産の管理等で親族管理では不安を感じているご親族の方もおられると思う。
- ・不要な通販商品をクーリングオフしたい時や今後購入しないようにする手配がスムーズ。
- ・自分でお金の管理ができない方の生活（暮らし）を守るなど支えていく制度は必要です。
- ・利用料の支払いができない方でお一人暮らしの場合など、社会生活を営むうえで必要。

【本人や親族等の将来に関すること】

- ・認知症等により、正しい判断が出来ない事もあるため。
- ・いつ何時、状態が変化するかわからないので必要と思います。
- ・状態が日々変化するため、悪化した場合に必要。
- ・親や兄弟に守られている対象者の場合はよいが、時間が進んで難しくなる場合がある。
- ・親亡き後等、今後必要になってくると思う。
- ・現在は保護者の方が制度を利用してはいないが、後見人になっているが、特にグループホームにおいては、個人負担金が発生するので親亡き後に必要と思う。
- ・今まで施設では本人の判断能力が低下していたとしても家族がきちんと支えていることが明確であり困ることはなかったが、今後「判断能力が低下している本人の諸利益を守る意識のない親族」と関わるケースができた場合に必要になると思う。
- ・独占が多くなったときや、家族関係の変化等により必要。

【責任問題やトラブル防止に関すること】

- ・後々トラブルになる可能性がある為。
- ・責任問題に発展する。
- ・契約やサービス提供において、責任の所在がはっきりする。
- ・様々な場面で責任を持って判断していただける方が必要。
- ・法的な事は施設側では判断できないため。
- ・同意が必要となる事項は全て法的責任があることとなる。利用上のトラブルにおいて、後見人等がいることでスムーズに対処できるのではないかな。
- ・判断能力がない本人との契約等が、内容を理解されているかわからず、提供時に苦情等になる可能性があるため、第三者の方に入ってもらえると安心だと思う。
- ・買い物代行の際の預り金、支払い額のおつりの確認でトラブルにならない為。
- ・判断能力がない方で、家族等がいなかった場合、最終的な判断をする人が必要なため。
- ・本人では判断出来ないこともあり、施設としては第三者に判断をしていただきたい。
- ・判断が本人ではできない以上、誰かに判断を委ねるため。
- ・家族も障害を持ってみえる方があり、親に任せる事も難しいと感じる。
- ・親族が複数の場合があるので、代表する人が必要。

【身元保証や緊急時の対応に関すること】

- ・身元保証人が必要な法律が多いため。
- ・将来的に考えると必要だと思います。現状では必要ないと思われても、何かあった時のために必要だと思います。
- ・身元引受人（親族等）がみえない場合や、ご家族との関係性で必要な場合があり、その方達がサービスを利用するためには必要なのでは。
- ・判断能力のある親族であっても連帯保証人となってもらえないケースでは、サービス利用の契約が結べず、本人が必要なサービスを使えない。
- ・判断能力が低下した方に対して、何かあった時の対応や連絡先、受診依頼などで必要。
- ・判断能力が低下された方の中でも、独居や高齢者世帯等で頼れる人が遠方だった場合もあり、すぐに動けないこともあるので不安と思う。
- ・身寄りや頼りになる親族のいない要支援対象者の緊急連絡先として必要。
- ・高齢化が進むなか、姪や甥、曾孫、姪や甥の子が保証人になるケースが増えている。自分で判断できるうちはよいが、判断能力が低下したときにどこまで親族として責任を負うべきか疑問を持つ時がある。

【権利に関すること】

- ・利用者を守るため。
- ・本人の権利保障。
- ・理解ができなくなっている利用者に対して、本人のマイナスにならないようにすることができる。
- ・第三者を通じて、本人の権利を守るために必要と思います。
- ・判断能力の低下した方の生活、人権を守るために必要。
- ・権利擁護の観点から、その人が生きる上での権利を失わないため。
- ・本人の権利擁護の観点から必要な制度であると思われます。

【地域生活に関すること】

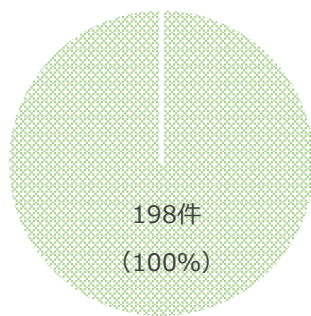
- ・誰もが安心して暮らすため。
- ・判断能力が低下している方々の暮らしを支えていくことができる為、必要な制度である。
- ・判断能力や理解力のない人を支え、生活を支援し安定した生活が行えるような仕組みだからいい制度だと思う。
- ・一人暮らしで親族との付き合いのないひとが安心して暮らしていくために必要だと思う。

【その他】

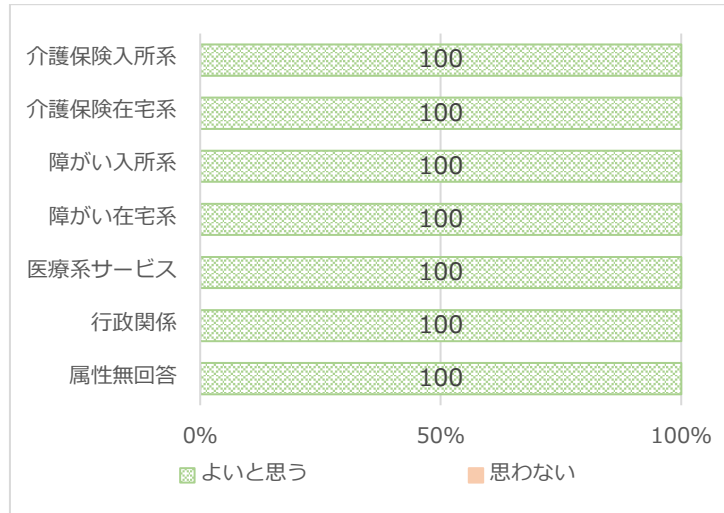
- ・判断能力が乏しい人には、代理となる人が必要。
- ・第三者の立場が必要なため。
- ・判断、理解力がない方々に対して、取消権等があるため。
- ・いろいろな点で本人の判断に不安が感じられるため。
- ・必要だとは考えているが、ハードルが高く納得できない点も多く、またご家族の同意が得られないことが多い。
- ・本人の意思決定を本人の立場から代わって決定する人の存在は大変有意義だと思います。
- ・身寄りのない方や判断能力に不安な方などには必要だと思います。
- ・本人の判断能力が低下している場合、親族等に判断できる者がいない、又は、依頼できる親族がいない場合、本人の支援が必要となった時。
- ・認知症の理解が必要。
- ・身寄りのない方がどんどん歳をとり体力が弱ってきた時や今後の生活がとても不安になり、判断能力が弱った時、相談できる機関が必要。
- ・支援のネットワークを構築するために必要。
- ・成年後見制度の認知は向上してきていると感じるが、内容やその他の支援についての理解は今後の課題である。
- ・成年後見制度について、現行では有資格者が業務を行っている場合が多数だが、有資格者以外の人でも知識を習得し、後見人として活動できるようになると裾野が広がり良いと思う。

問（１３）成年後見制度の利用に関して相談できる機関があるとよいと思われませんか。

成年後見制度利用に関しての相談機関設置についての考えをみると、「よいと思う」が 198 件（100%）となっている。

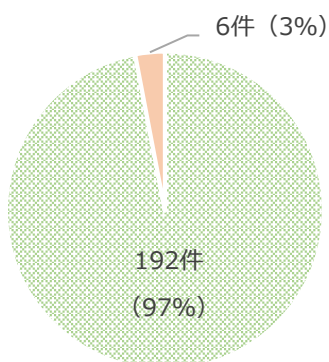


■ よいと思う
■ 思わない

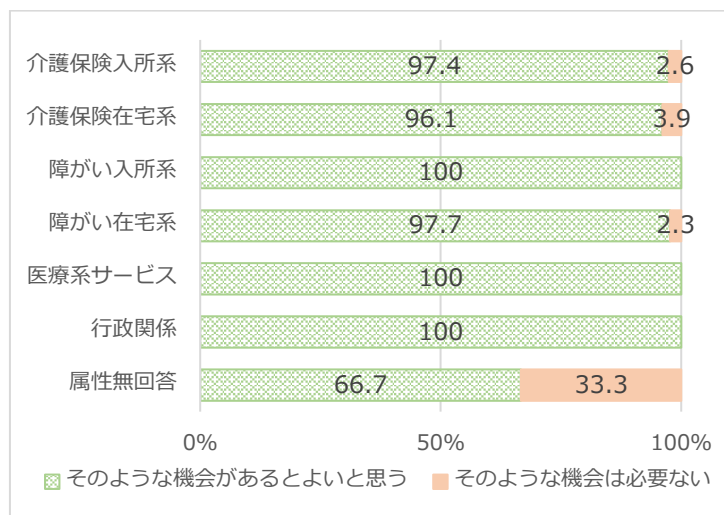


問（１４）成年後見制度の知識を習得する機会があるとよいと思われませんか。

成年後見制度の知識習得の機会についての考えをみると、「そのような機会があるとよいと思う」が 192 件（97%）、「そのような機会は必要ない」が 6 件（3%）となっている。



■ そのような機会があるとよいと思う
■ そのような機会は必要ない



◆ 「誰もが安心して暮らすことができる地域」を実現するための取り組みについて

問（１５）可茂圏域において「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を実現するために、権利擁護支援施策においてどのような取り組みが必要だと思われますか。

（自由記述）

【制度の普及啓発に関すること】

- ・制度を理解する機会が必要。
- ・まだまだ知らない方が多いため、市民に周知してもらうよう努めて欲しい。
- ・施策がわかりやすく定期的に発信できるといい。
- ・ポスターやパンフレットの啓発活動の取り組み。
- ・権利擁護支援の概要を民生委員等も知ってもらうような場や資料をつくる。
- ・ネット社会ですが高齢者が誰しも使用できるわけではないので、わかりやすく、制度について相談する場合など示してある物があり、手に渡るとよいなと思います。
- ・成年後見制度をより多くの人に知ってもらいたい（どんなことをするのか？誰がやっているのか？）。
- ・早い段階から、そういう制度の利用も踏まえ、もっと認知されやすい環境であるといい。
- ・独居の人、老々夫婦の人が多いのでこのような制度を知る機会をより多く作ること。
- ・交流の場を設ける。
- ・成年後見制度は難しい感じがするので、わかりやすく皆がなじめるような広報も必要だと思います。
- ・権利擁護支援施策という権利の理解と発信を地域に行う必要がある。
- ・一般的にみて権利擁護を聞くと、漠然としていて自分とが直結しないと思ってしまったり、難しいことだと思ってしまう所があるかと思います。なので、難しいことではなく、自分と直結しやすいことだと思ってもらえるよう周知していく必要があると思います。
- ・病院内（特に入院時）にて成年後見制度の必要性があっても、入院期間内や病院の関わる中だけでは完結できない。いかに地域で拾い上げるかが必要と考える。
- ・知的障害等の障害を持つ方のご家族が心配されていることは、ご自身が他界された後の生活をどうしていくのかという点に不安を感じてみえる方が多くいらっしゃると思います。ご家族の方の中には、成年後見制度等の権利擁護に関する知識をあまりお持ちでない方も多く、中には「制度が複雑すぎて使うのは難しい」「どこに相談すればいいのかわからない」といった言葉を実際に聞いたこともあります。障害や認知症を患う方のご家族がもちろん、地域の方に制度やサービスについて知っていただける機会が今以上に増えるとういかに感じます。

【研修等に関すること】

- ・ 成年後見制度の習得、講習の開催。
- ・ まず知識を深める機会（研修等）が必要。
- ・ 要支援対象者も安心してサービスが利用できるよう、権利擁護について学ぶ機会が必要と感じている。
- ・ 多くの方々、特に障害者の本人・家族に浸透するまで継続的に研修等を行ってほしい。
- ・ それぞれの立場の人が成年後見などの制度について学んで知ることが必要と思われます。
- ・ 勉強会や軽い気持ちで参加できるような講習会があるといいと思います。
- ・ 沢山ありすぎです。恥ずかしながら、私ども専門職集団の中でも知識や意識が希薄な部分もあり、まずは職場内研修を実施しています。
- ・ 要支援の対象者に関わる専門職は「成年後見制度」について知識を持ち、必要時どこに相談したらよいかなどのアドバイスが適切にできるとよい。
- ・ 他の研修会（例えば認知症の研修会）の付属で成年後見制度の研修を盛り込むことによって制度の認知度が高まるのではないのでしょうか。成年後見制度のみの研修なら参加しないと思います。
- ・ 地域住民に正しく制度や情報を理解していただける働きかけや指導・教育が必要。

【相談窓口に関すること】

- ・ 相談できる窓口を明確にする。
- ・ 相談できる窓口を多く増やして利用しやすい環境を提供する必要があると思う。
- ・ もっと身近誰でも相談ができる窓口があるといい。
- ・ 定期的な説明会、相談会があるとよい。
- ・ こんなことがあったら〇〇、こんなことがあったら□□など、分かりやすいこと。
- ・ 東濃5市にまたがっている東濃後見センターのような機関があるとよいです。金額の心配をしなくて、気軽に相談ができ、又後見人も引き受けてくれる機関があると心強いです。
- ・ 現場で「本人の権利が著しく損なわれている」と考えられるケースに遭遇した場合に、ワンストップで対応してもらえる相談窓口があり周知されるとよい。
- ・ 気軽に相談できる窓口があり周知されている。
- ・ 親兄弟姉妹も参加できる研修や講演会への参加案内を出しての反応が薄い。説明会や気軽に相談できる機関があるとよいと思う。
- ・ 親の参加できる研修会や講演会への案内や参加を呼び掛けているが、現在の施設では親も若くあまり反応がない。その点を踏まえると相談できる機関があるとよい。
- ・ 利用する機関があっても、対象者が出向いて相談に行くのはためらいが生じるので、支援者が自宅で相談に乗る方法はとれないでしょうか。
- ・ 弱者の方々が相談しやすい環境を整えることが最も大切だと思う。

【法人後見実施機関の設置について】

- ・この圏域でも、法人後見等を実施してくれる団体があると、とても心強い。
- ・法人後見の実施機関設立が望ましい。

【体制整備に関すること】

- ・必要な人には制度が使いやすくしていく。
- ・要支援対象者の方を把握できるシステム。
- ・できる限り自分の意思で後見の選出ができるような仕組みづくりが必要だと思います（ドナー登録のようなしくみです）。
- ・判断能力が低下していて支援者のいない方をリストアップし適切な支援体制を整える。
リストアップは、地域全体で把握できること。
- ・市民後見人養成が広く地域住民につながり、地域づくりが浸透していくとよい。
- ・権利擁護支援体制の可視化・透明性が必要だと思います。
- ・根本的な問題解決のための取り組みを切に願います。場当たりのその場限りの対応ではなく、その利用者の将来像を含めたプランを考えてほしい。
- ・関係機関との連携も密にして、「利用者が理解できていない」ことを無くしていく支援体制の構築が急務だと感じます。
- ・今回の調査は市民向けにも行っているかとは思いますが、権利擁護に対して理解しているのか把握した上で、どの機関が中心となって行っていくのか決めていき施策をつくっていく必要があるかと思っています。
- ・まずは実態把握から行っていくとよい。その中で潜在的ニーズが含まれているので数値化し進めていくことが大切だと思う。
- ・権利擁護ニーズの可視化を行うとよい。
- ・料金も高いので利用できないケースもあったので、負担のない制度であつたらいいなと感じています。

【行政に関すること】

- ・行政窓口は何人にも親切にわかりやすく丁寧に説明することが求められている。私達事業者は施設運営や利用者とその家族の生活の質を向上させるべく日々努力しており、法的な事について詳しく知る機会をもつことは難しい。市民だけでなく、事業者に対してもお聞きしたいことについて親切で丁寧な対応を求めます。支援施策のなかで、相談窓口、手続きをする窓口、手続き後の経過の管理や更新が一元的にスピーディーにできるようお願いしたいです。
- ・市町村によって相談窓口や対応等が異なることなく、スムーズに支援につながるとよい。
- ・行政が一方的に権利擁護支援の体制整備していくのではなく、現場の声をきちんと聞いた上で検討していただいたい。

【その他】

- ・現制度はステップが高いので、どうしようもなくなり相談するケースが多いと思う。
- ・今の制度では知識の取得が出来ても実現するまでに至らないことが多く、制度自体の見直しが必要だと考えます。
- ・成年後見制度は誰がお願いするのか、家族にメリットはあるのか、面倒をみている殆どは家族で、管理が厳しくなるのであれば、誰が申し込むのか？制度として使いやすいのか？使いにくい制度だと思います。
- ・親族による養護の中で何気なく起こりそうなものの一つに経済的虐待が考えられると思います。金額の大小はあるかと思いますが、完全に悪質なケースでは制度の利用でそれが守られるので良いと思います。しかし、後見人でも弁護士等の方が行う場合、手術等の同意ができない点や、人にもよるかと思いますが細かいことには応じてもらえないと不満を漏らす方もみえ、できないようなら「できない」という説明が不足しているのではないかと。
- ・医療的判断について等、社会（施設）のニーズに合うような制度の運用がなされればより安心かと思います。
- ・サービスを提供する事業所としても、安心したサービスを提供することができるよう、身元保証などの課題に対して意見交換や相談ができる場があればと思う。
- ・身寄りのない方々が一緒に生活できる家又は施設があるとよい。最後まで暮らせる家、在宅にいる時と同じように自由にできること、合わせて相談にのってくれる人が傍にいる。
- ・きずなの会のような制度が簡単に受けられるようなものがあるとよい。
- ・問題に直面していない為、十分な理解ができていません。事業開設 10 年目になりますが、直面したのは一件でした。
- ・裁判の判例等を周知させる。
- ・美濃加茂市は地域で障害児者を支えることが根付いているが、これからの時代は様々な事が起こりえる。権利を守るためには厳しい内容の事柄もあり、具体的な事例を説明する場があればとてもよいと思います。

3 司法関係機関に対するニーズ調査

調査対象件数（配布数）：47 人

回収数：19 人（回収率：40.4%）

市町村別回収数及び回収率

市町村	配布数	回収数	回収率
美濃加茂市	10	6	60.0%
可児市	24	7	29.2%
坂祝町	1	1	100.0%
富加町	3	3	100.0%
川辺町	2	1	50.0%
七宗町	1	1	100.0%
八百津町	1	0	0.0%
白川町	3	0	0.0%
東白川村	0	0	
御嵩町	2	0	0.0%
合計	47	19	40.4%

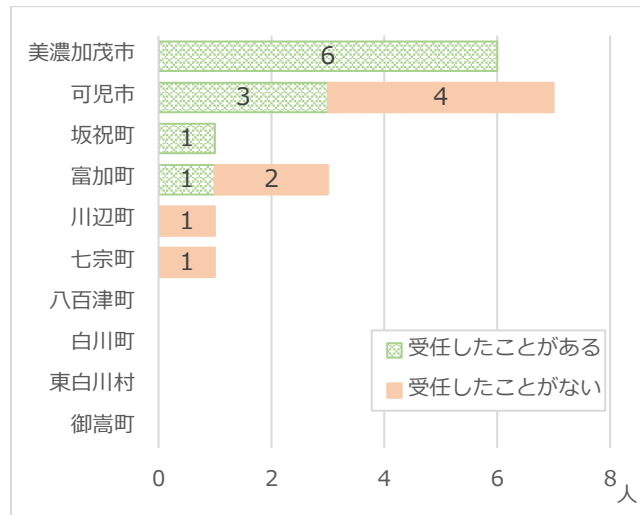
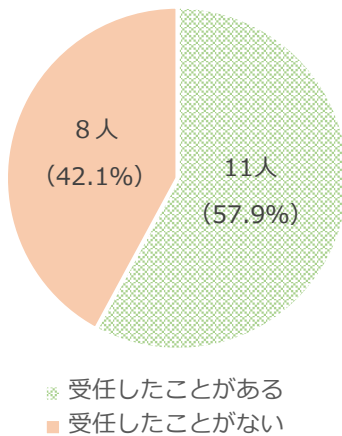
属性別回収数及び回収率

	配布数	回答数	回収率
弁護士	7	5	71.4%
司法書士	39	13	33.3%
行政書士	1	1	100.0%
合計	47	19	40.4%

◆ 成年後見人等の受任状況について

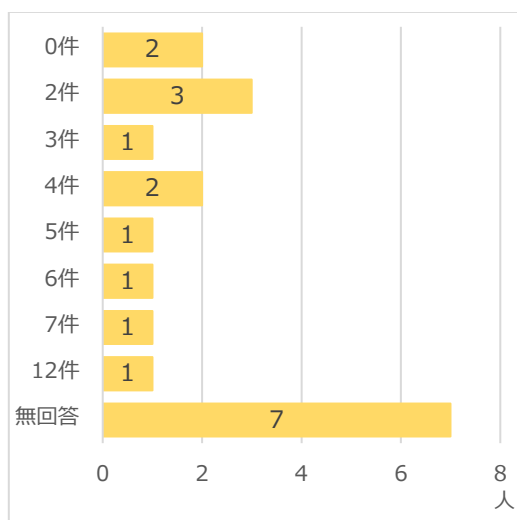
問（１）成年後見人等の受任をしたことがありますか。

成年後見人等の受任経験の有無をみると、「受任したことがある」が 11 人（57.9%）、「受任したことがない」が 8 人（42.1%）となっている。



問（２）現在、成年後見人等を受任している方について伺います。受任件数は何件ですか。

現在の成年後見人等の受任状況をみると、回答数が多い順に「2件」が3人、次いで「4件」「0件」が2人となっている。

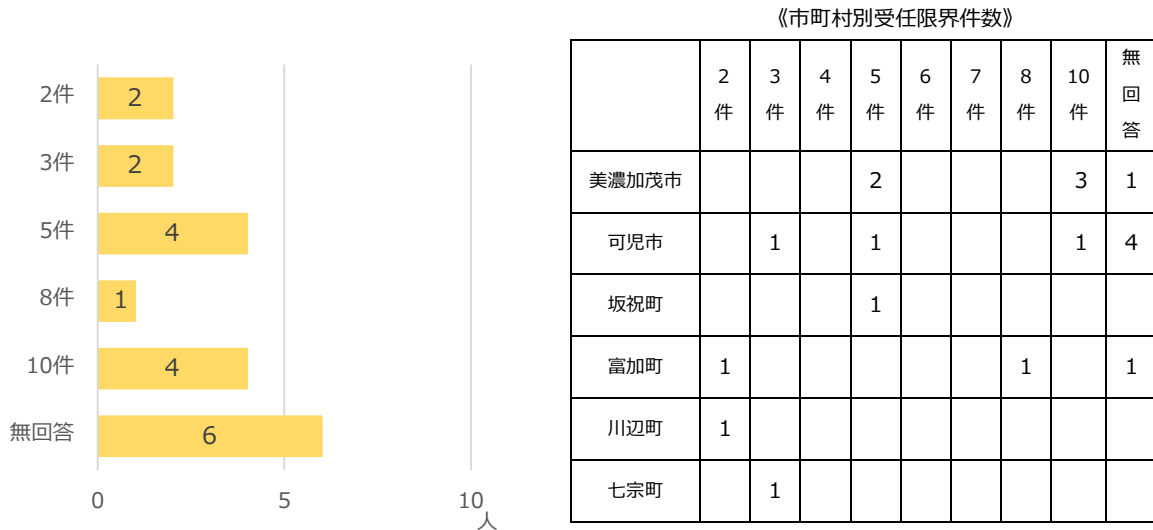


《市町村別受任状況》

	0件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	12件	無回答
美濃加茂市		1	1	2	1		1		
可児市	1	1						1	4
坂祝町		1							
富加町						1			2
川辺町	1								
七宗町									1

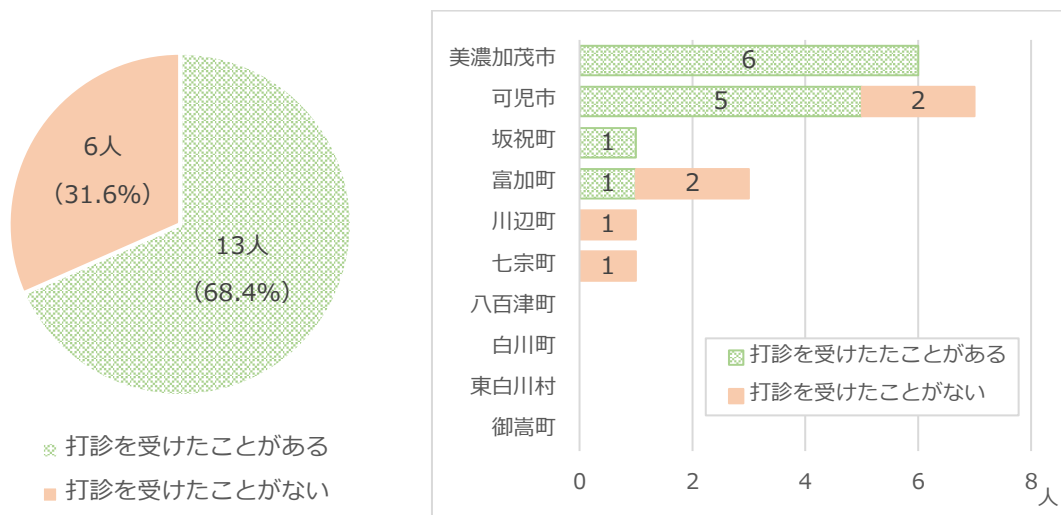
問（３）成年後見人等を受任する限界件数は何件ですか。

成年後見人等の受任限界件数をみると、回答数が多い順に「10 件」「5 件」が 4 人、「2 件」「3 件」が 2 人、「8 件」が 1 人となっている。



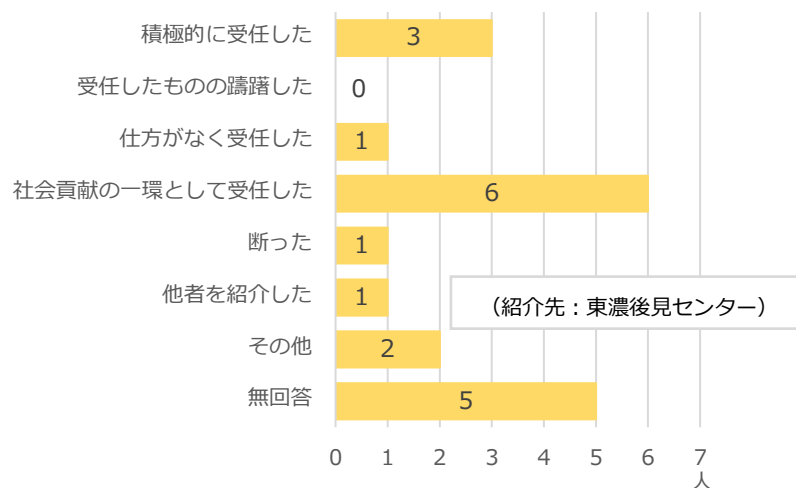
問（４）成年後見人等の就任について打診を受けたことがありますか。

成年後見人等の就任についての打診を受けた経験の有無をみると、「打診を受けたことがある」が 13 人（68.4%）、「打診を受けたことがない」が 6 人（31.6%）となっている。



問（５－１）成年後見人等の就任打診を受けたときどのような行動をとりましたか。

成年後見人等の就任打診を受けた際の対応をみると、「社会貢献の一環として受任した」が６人と最も多く、次いで「積極的に受任した」が３人、「仕方がなく受任した」「断った」「他者を紹介した」が１件となっている。



	積極的に 受任した	受任した ものの躊躇 した	仕方がなく 受任した	社会貢献 の一環と して受任 した	断った	他者を 紹介した	その他	無回答
美濃加茂市	1			4	1			
可児市	2			1		1	2	1
坂祝町				1				
富加町			1					2
川辺町								1
七宗町								1

問（５－２）「受任したものの躊躇した」「仕方がなく受任した」「断った」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

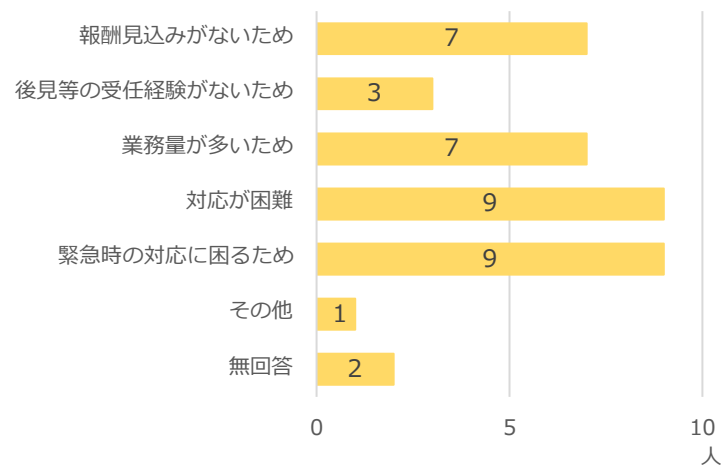
（「受任したものの躊躇した」「仕方がなく受任した」「断った」と回答した２人中）（自由記述）

- ・ 借金があり、報酬が見込めなかったため。
- ・ 報酬の見込みがないため。
- ・ 親族の協力が全く得られない可能性があるため。
- ・ 限界件数の超過。

◆ 成年後見人等の受任における考えについて

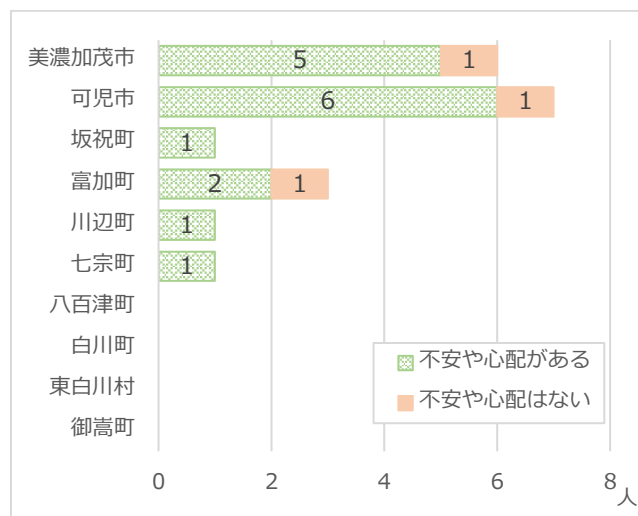
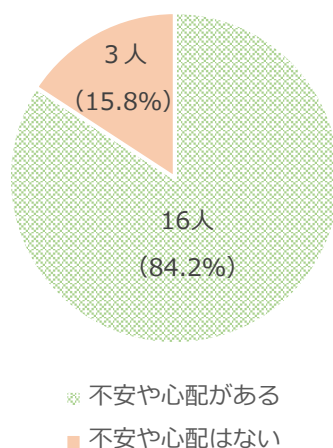
問（６）成年後見人等の就任打診の際に支障になると思われる理由は何ですか。
（ふたつ選択）

成年後見人等の就任可否に影響を与えると思われる理由をみると、回答数が多い順に「緊急時の対応に困るため」、「対応が困難なため（親族間の協力が得られない、親族間で対立がある、資力が乏しい、親族との調整が難しい、医療依存度が高く対応に困る、障がいや疾病の知識がないなど）」が９人、「報酬の見込みがないため」「業務量が多いため」が７人、「後見人等の受任経験がないため」が３人となっている。



問（７）後見業務を行うにあたり不安なことや心配なことがありますか。

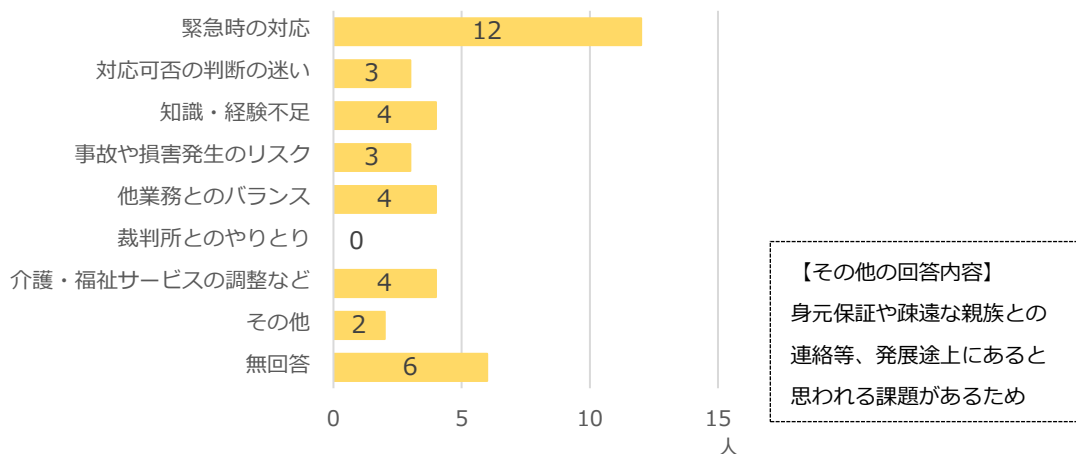
後見業務を行うにあたっての不安や心配の有無をみると、「不安や心配がある」が１６人（８４．２％）、
「不安や心配はない」が３人（１５．８％）となっている。



問（８）「不安や心配がある」と回答した方へ、どのようなことが不安ですか。

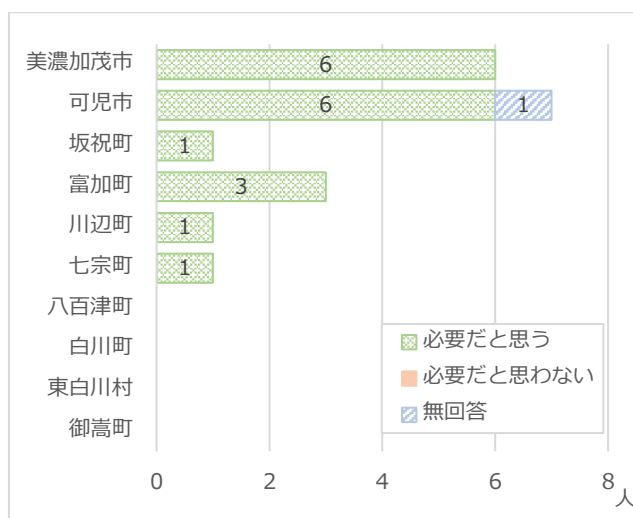
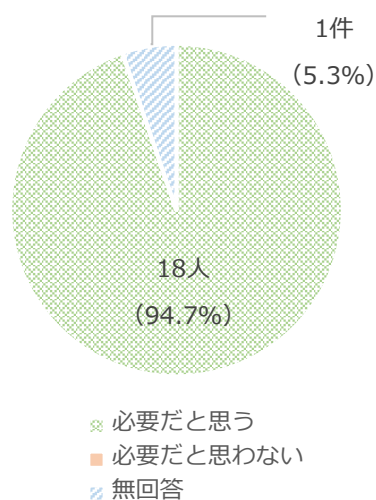
（ふたつ選択）

後見業務を行うにあつたての不安や心配の内容をみると、最も回答数が多いのは「緊急時の対応」で 12 人、次いで「知識・経験不足」「他業務とのバランス」「介護・福祉サービスの調整」が 4 人、「対応可否の判断の迷い」「事故発生や損害発生リスク」が 3 人となっている。



問（９）後見業務を行う上で成年後見人等が相談をする機関や支援の判断に迷ったときにサポートを行う機関が必要だと思いますか。

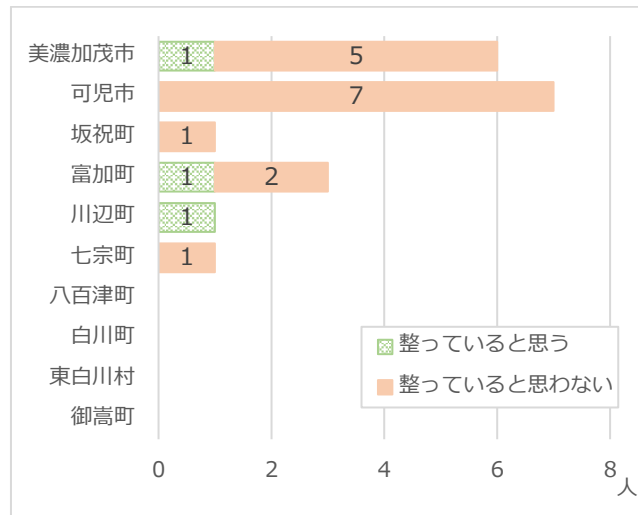
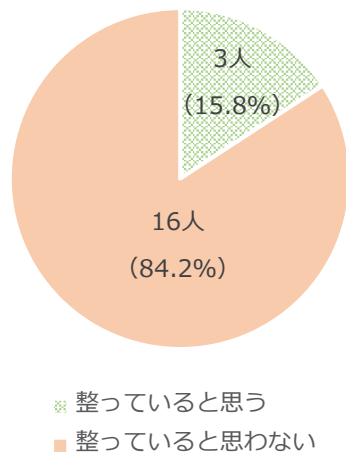
成年後見人等が後見業務を行う上で、支援の判断に迷ったときに相談やサポートを行う機関の必要性についての考えをみると、「必要だと思う」が 18 人（94.7%）、「必要だと思わない」が 0 人（0%）となっている。



◆ 成年後見人等の受け皿の課題について

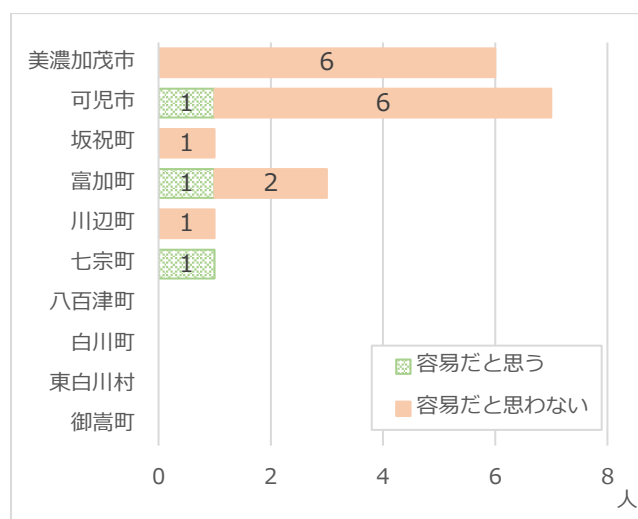
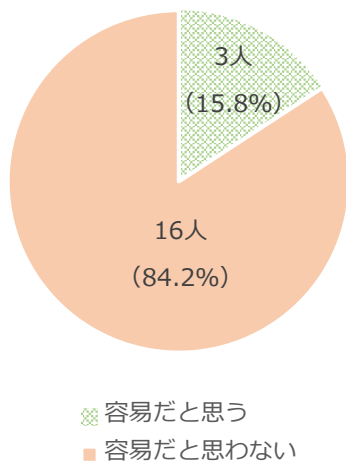
問（１０）可茂圏域において成年後見人等の受け皿が十分に整っていると思いますか。

可茂圏域における成年後見人等の受け皿の整備についての考えをみると、「整っていると思う」が３人（15.8%）、「整っていないと思う」が１６人（84.2%）となっている。



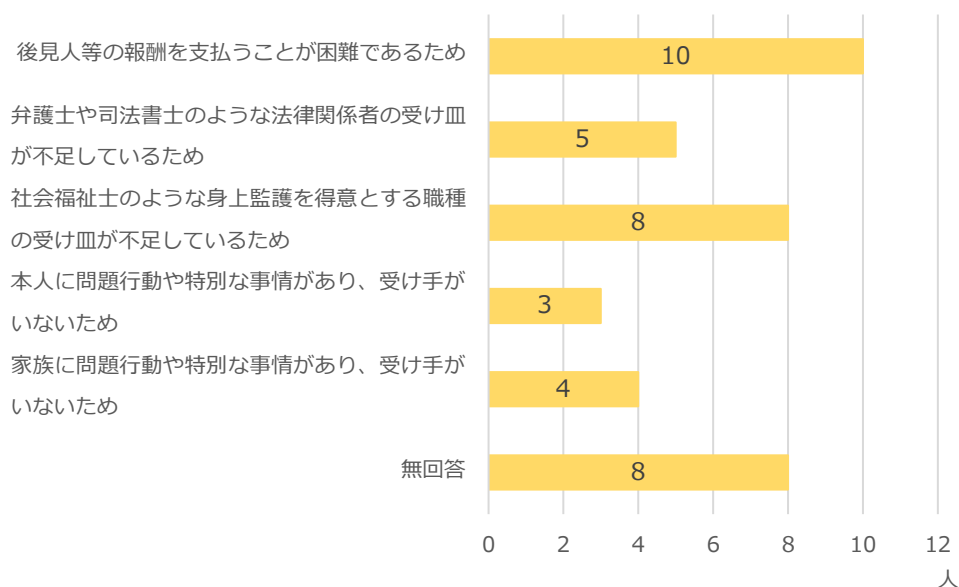
問（１１）第三者後見人の確保は容易だと思いますか。

第三者後見人の確保についての考えをみると、「容易だと思う」が３人（15.8%）、「容易だと思わない」が１６人（84.2%）となっている。



問（11-2）「容易だと思わない」と回答された方へ、第三者後見人の確保を困難にさせていると思われる理由をお選びください

第三者後見人の確保を困難とさせている要因についての考えをみると、回答数が多い順に「後見人等の報酬を支払うことが困難であるため」が10人、「社会福祉士のような身上監護を得意とする職種の受け皿が不足しているため」が8人、「弁護士や司法書士のような法律関係者の受け皿が不足しているため」が5人、「家族に問題行動や特別な事情があり、受け手がないため」が4人、「本人に問題行動や特別な事情があり、受け手がないため」が3人となっている。



問（１１-３）第三者後見人の確保が難しいと思われる背景について自由にご意見をお書きください。

（自由記述）

【後見業務の内容に関すること】

- ・後見人等の業務が多岐にわたり、一人で全ての業務を行うのは時間的にも知識の面でも難しい。
- ・本人の資力がない場合、特に法律関係者の後見人の確保は困難であるケースが多いと思われる。本人の資力がないケースでは、そもそも本人が様々な問題を抱えていることも考えられ、業務内容は単純ではない。また、財産管理にとどまらない範囲での業務が多く発生し、その範囲においては、もはやボランティア業務となる。ボランティア業務を行えるには件数も限られており、身体が足りない。
- ・身元保証人や死後事務など、本来後見人の職務でないことも、対応せざるを得ないのが現状。個人としての責任が大きすぎる。

【報酬に関すること】

- ・専門職後見人の確保には費用が必要だが、本人の収入が不十分なケースが多い。
- ・業務量が膨大な割には報酬が少ないので、負担が極めて大きい。
- ・関係者とのやりとりや細々とした事務作業に時間をとられる一方、後見人等としての責任の大きさや本人との意思疎通の難しさによる精神的な負担もあり、報酬が割に合わないと感じる方が多いことが要因の一つかと思います。

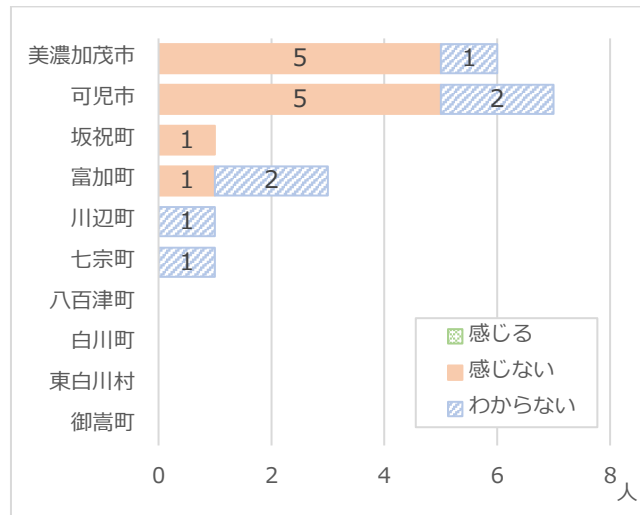
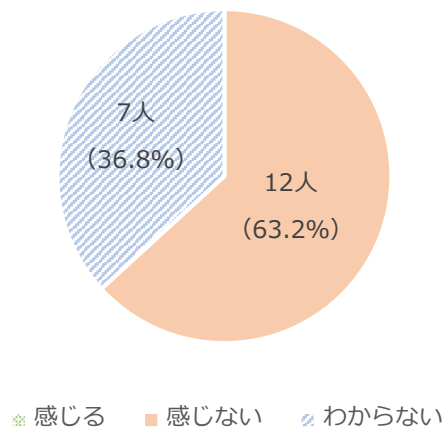
【その他】

- ・裁判所が司法書士会等の候補者リストにこだわり、申立人の希望する候補者が選任されないケースがみられる。選任する範囲を広げる必要がある。
- ・第一にそもそも法律関係者が少ない。第二に高齢者が多い。
- ・第三者に「介入」されることを、本人や親族が嫌がる。
- ・司法書士・弁護士もリーガルサポート等の団体に全て加入しているわけではなく、受任について温度差もあるように思う。

◆ 法人後見等実施機関の整備について

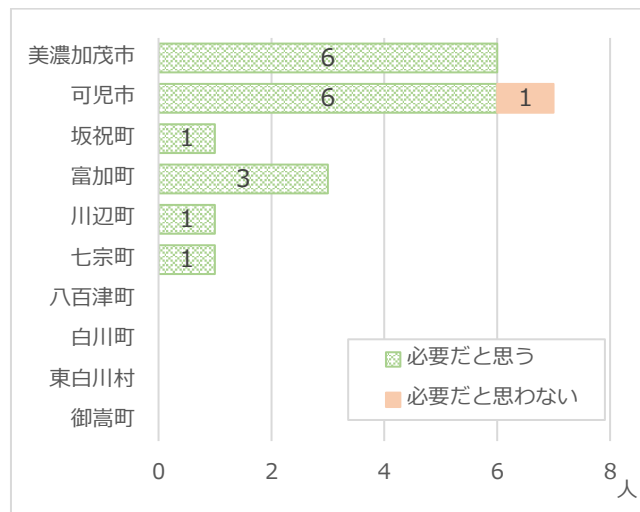
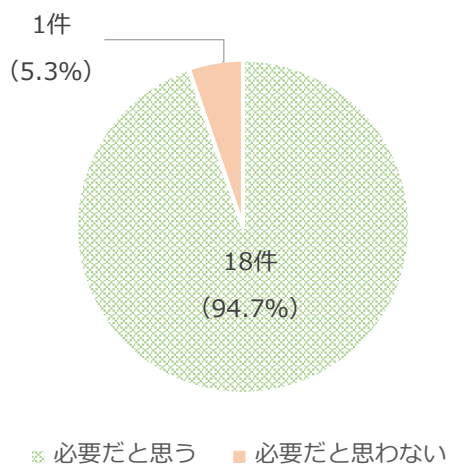
問（１２）可茂圏域において、法人後見実施機関（法人後見センターのような機関）は充足していると感じますか

可茂圏域における法人後見実施機関の充足についての考えをみると、「感じる」が０人（０.０％）、「感じない」が１２人（６３.２％）「わからない」が７人（３６.８％）となっている。



問（１３）資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費（補助金）で運営する法人後見実施機関（法人後見センターのような機関）の設置が必要だと思いますか。

資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費（補助金）で運営する法人後見実施機関（法人後見センターのような機関）の設置の必要性についての考えをみると、「必要だと思う」が１８人（９４.７％）、「必要だと思わない」が１人（５.３％）となっている。



◆ 成年後見人等の受け皿不足解消のための取り組みや期待について

問（１４）可茂圏域においては、成年後見人等の受け皿不足という地域課題を解消するために、どのような取り組みや社会資源の整備が期待されると思いますか。

（自由記述）

【人材育成に関すること】

- ・ 受け皿不足の解消策としては、法人後見センターの設立と、中核機関による後見人の支援や養成講座の開催等が考えられますが、早期解消に向けては後見センターの設立が最も効果的と思われます。後見センターのメリットは、後見事務を分散化できることで、単独後見のように個人で全てを背負うということがなくなります。これにより、後見業務に興味はあるが受任するには荷が重いと感じていた方や、ヘルパー、民生委員等の関係者の方々の参加も可能となり、受け皿不足の解消につながるのではないかと思います。
- ・ 受け皿の人員を増やすことが見込まれないのなら、一人の法律職や福祉士がより多くの案件を受けられるようにすることが必要だと思います。具体的には、共同受任。法的に共同で後見人を務めるということだけではなく、後見人は一人でも、様々な関係者、職種がチームを組んで本人をサポートできる仕組みづくり。
- ・ 市民後見人の育成の枠組みの整備や、（増加傾向にあたると思われる）生活困窮者に対する相談支援や専門職後見人に対する報酬の助成等の政策が必要かと思われる。
- ・ 候補者養成の講習会を定期的を開催する。
- ・ 法律関係以外での成年後見人を育成すべく認知度や意識をあげるための講習を設ける。又は、一定の資格を認定する。
- ・ 成年後見制度の内容について説明会を開催する必要があると思う。
- ・ 成年後見人（第三者成年後見人含む）に対する研修。

【法人後見実施機関設置】

- ・ N P O 法人の設立、法人後見実施機関の設置。
- ・ 補助金で運営される法人後見実施機関の設立。
- ・ 後見人のサポート機関の設置（相談、緊急対応、困難案件など）。

【その他】

- ・ 身元保証の問題解決。
- ・ 行政による成年後見制度申立てを積極的に行っていただきたい。
- ・ 圏域内で一元的に後見人に対するニーズと受け皿を把握し、マッチングに結び付けることができる資源。
- ・ 成年後見人の費用の補助の要件を緩和して拡大していただきたい。

◆ 「誰もが安心して暮らすことができる地域」を実現するための取り組みについて

問（１５）可茂圏域において「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を実現するために、権利擁護支援施策においてどのような取り組みが必要だと思われますか。

（自由記述）

【体制づくり・仕組みづくり】

- ・ 成年後見制度を有効・適切に活用することができる体制の整備。
- ・ 市民生活の実態を把握し、必要となった時に速やかに行政や司法サービスを提供できるようにするネットワークの構築が必要と思われる。
- ・ 市民後見人の育成が必要だと思われるが、そのような意識の高い人材が疲弊してしまわないような体制が必要だと考える。善意のある人材が全てを背負ってしまわないよう役割分担が必要。

【成年後見制度の普及啓発に関すること】

- ・ 成年後見制度の周知啓発、成年後見制度の利用促進。
- ・ 病気や障害の症状や対処法など正しい知識を広める。よって、社会の偏見を少なくする。（無知から来る誤った対処が、本来の症状ではない問題行動を引き起こす。熱心な対処をすればするほど、当然望んだ効果など出るはずもなく、どんどんこじれ、最悪、刑事事件騒動に至る）。
- ・ 担当者、行政上層部の知識研鑽・制度理解の促進。
- ・ 人を思いやる心を育てる啓蒙活動しかないのでは・・・。
- ・ 一般市民の方の知識を増やすことによって、困っている本人の家族や周囲にいる人が適切な機関や職種にアクセスする一歩を踏み出せるようにすること。

【身元保証に関すること】

- ・ 福祉施設（病院含む）において、成年後見人は入居の際の身元保証人ではない旨、よって署名義務がない旨の認識を徹底していただきたい。
- ・ 身寄りがない方の後見人をする場合、身元保証人欄への署名を求められることがある。しかし、署名をしないと契約が進まないことがあり、やむを得ず署名をすることがある。今後は、親族がない又は親族との付き合いがない者が増加することが予想される。
- ・ 身元保証人不在の施設入所や病院入院の促進。

【その他】

- ・ 無資力者が必要な支援を受けるための助成制度。
- ・ 各関係機関の情報共有。
- ・ 可茂圏域の全自治体が協力して資金を提供し成年後見等実施機関を設立する必要がある。

まとめと課題

1. 相談支援機関に対するニーズ調査

1) 判断能力の低下している方への支援の状況について

- 判断能力の低下している方への支援については、8割以上の機関が意思表示・意思決定、契約、金銭管理、成年後見制度、身元保証など、権利擁護の観点から不安を感じた経験があると回答している。これは、権利侵害そのものが表面化しなくとも、ある問題から端を発し、実は権利擁護の問題を含んでいるという事例が潜在している可能性も考えられ、成年後見制度の早期利用も念頭においた、早期の段階からの相談・対応の体制整備が必要である。(問1)(問2)

2) 成年後見制度及び関連施策等に関する理解と成年後見制度利用におけるサポートについて

- 成年後見制度及び関連施策等については、制度を熟知しており説明ができる機関の割合は、成年後見制度で29.4%、成年後見制度利用支援事業で19.1%、市民後見人制度で11.8%となっている。成年後見制度等が必要な場合であっても、支援者の理解が十分でないことや具体的な進め方を十分把握していないことなどから説明ができず、利用に至っていない事例が潜在する可能性も考えられることから、成年後見制度及び関連施策等の更なる周知や制度活用についての理解促進が必要である。(問3)(問4)(問5)(問6)
- 成年後見制度利用におけるサポートについては、約7割の機関が制度についての情報提供や説明、他機関の紹介などのサポートが可能であると回答している。一方、約3割の機関においては、知識不足や経験不足、業務量的な時間不足などによりサポートができないと回答しており、それが成年後見制度に関する不安の要因ともなっている。支援者の成年後見制度に関する知識の向上を図り、権利擁護支援を必要とする人が確実に支援につながる体制の整備を図ることが必要である。(問7)(問8)(問9)

3) 成年後見人等との関わりについて

- 成年後見人等との関わりについては、成年後見人等と支援チームを組んで支援を行った経験がない、後見人と接する機会がないと回答している機関は約7割となっており、相談支援機関と後見人等とが身近な連携機関となっていない現状がうかがえる。また、支援者と後見人等が本人の生き方を検討するうえで、支援者が本人の生命を最優先する視点と本人の意思を尊重する視点との狭間の迷いや葛藤により戸惑う場面も存在することから、本人の意思を丁寧に汲み取りながら、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者・後見人等がチームとして関わる体制を構築していくことが必要である。(問10)(問11)

4) 成年後見人等の受け皿について

- 報酬、後見業務の内容などの要因から7割以上の機関が第三者後見人の確保に難しさを感じている。成年後見人等の受け皿の不足については、わからないと回答した機関が5割を超えており、成年後見制度に関する現状の課題について伝達していく機会が必要である。
- また、新オレンジプランにおいて、成年後見制度の利用促進に向けた将来的な目標として、すべての市町村で市民後見人の育成や支援組織の体制整備を図ることが位置づけられていることから、専門職の確保や親族後見人へのサポートを図るとともに、法人後見実施機関の整備や市民後

見人の養成・活用等についても検討が必要である。(問 12) (問 13) (問 14) (問 15)

5) 中核機関の設置及び法人後見実施機関の整備について

- 中核的な機関設置及び法人後見実施機関設置については、ほぼ全ての機関が必要性を感じていることから、地域における総合的な権利擁護体制の構築や行政や地域内の多様な関係機関・関係者の協働の推進役を担う中核機関の設置や、法人後見実施機関の整備に向けた取り組みが必要である。(問 16) (問 17) (問 18)

2. サービス提供機関に対するニーズ調査

1) 判断能力の低下している方への支援の状況について

- 判断能力の低下している方への支援については、約7割の機関が権利擁護の観点での不安を感じた経験があると回答しており、不安や困惑を抱えながらも対応せざるを得ない事業所の苦境がうかがえる。成年後見制度の早期利用も念頭におき、医療・介護の現場における判断能力が不十分な方及び意思決定が困難な方への支援を行う際の不安について、相談・対応体制の整備が必要である。（問1）（問2）

2) 成年後見制度について

- 成年後見制度については、約7割の機関が成年後見制度の利用の必要性を感じた経験があると回答しているも、制度内容を熟知しており説明ができる機関は約2割となっており、成年後見制度の利用が必要な場合であっても、支援者の制度理解や説明が十分でないことにより利用に至っていない事例が潜在する可能性も考えられる。サービス提供機関が成年後見制度について理解を深めることで、適切なタイミングで制度を勧めることや支援機関を紹介することにも繋がると考えられ、更なる理解促進を図る必要がある。（問3）（問4）
- 成年後見制度を利用することにおける期待として、5割以上の機関が財産管理や契約行為を選択しており、身上監護は約1割にとどまっている。成年後見制度は意思決定支援・身上監護も重視しており、本人らしい生活を守るための重要な手段でもあることについての周知啓発が必要である。（問5）

3) 要支援対象者との契約について

- サービス提供時の契約については、約3割の機関が契約内容の同意、親族との調整、身元保証などに関して苦労を感じた経験があると回答しており、7割以上の機関が契約後のトラブル、契約内容の理解、意思決定などについて不安を感じている。（問6）（問7）
- 約8割の機関が契約時における本人の判断能力・理解力や契約行為能力について意識をしており、「契約には本人に意思能力（自分の意思で契約を理解して判断するだけの能力）が存在することが必要である」という認識は浸透していることがうかがえるも、実際の契約においては親族に頼っているのが現状である。その背景として、サービス提供機関において法律行為でもある契約についての不安は大きく、契約時におけるトラブル、本人の契約内容の理解や意思決定、身元保証の問題などにおいて苦労した経験や不安を感じるものが要因となっている。このため、医療・福祉・法律の専門職が連携を図り、助言・相談対応等の支援に参画し、チームとして本人を支える体制を整備していくことが必要である。（問8）（問9）（問10）（問11）

4) 成年後見制度の利用促進について

- サービス提供にあたっては、約 8 割の機関が本人の契約行為能力や金銭管理能力、家族（介護者）の高齢化や障がい者の「親なき後問題」、身元保証や緊急時の対応などの理由から、成年後見制度の必要性を感じており、成年後見制度に関して相談できる機関設置についても全てのサービス提供機関が設置を望んでいることから、既存の相談支援機関の機能を活かすなど、権利擁護における相談支援体制の整備を図る必要がある（問 12）（問 13）
- ほぼ全ての機関が成年後見制度の知識習得の機会への参加を望んでおり、そのような機会に参加することで、権利擁護の課題に気付きやすくなり、適切な窓口につながりやすくなることも考えられる。地域全体の発見・気づきを促すためにも、サービス提供機関に対しても研修会等を開催する重要性は高い。（問 14）

3. 司法関係機関に対するニーズ調査

1) 成年後見人等の受任状況と受任における考えについて

- 仮に、成年後見人等の現在の受任件数と受任限界件数の回答から成年後見人等の一人当たりの平均値を求めると、それぞれ 2.4 人と 4.1 人となり、成年後見人等一人あたり残り 1.7 人しか受任できないことになることから、可茂圏域における司法関係者の受任の限界が近づいているとも言える。(問 1) (問 2) (問 3)
- 成年後見人等の就任においては、資金面や事例の複雑化などが就任可否に影響を与えていることがうかがえる。また、後見業務を行うにあたっては、8 割以上の回答者が、緊急時の対応、知識・経験不足、他業務とのバランス、介護・福祉サービスの調整などにおいて不安や心配を感じていることから、法人後見等実施機関の設置などにより、困難事例や緊急時における組織的対応が可能となる体制の整備が必要である。(問 6) (問 7) (問 8)
- 成年後見人等が後見業務を行う上で支援の判断を迷ったときに相談やサポートを行う機関の必要性については、ほぼ全ての回答者が必要性を感じている。成年後見人等を地域で孤立させることのないよう、成年後見人等からの相談を受け止め、地域の関係機関とのネットワークなどによりバックアップし、成年後見人等とともにチームとして本人を支える体制の構築が必要である。(問 9)

2) 成年後見人等の受け皿の課題

- 可茂圏域における成年後見人等の受け皿の現状については、司法関係機関における 8 割以上の回答者が受け皿の整備が整っていないと感じている。また第三者後見人の確保についても、8 割以上の回答者が第三者後見人の確保に難しさを感じている。後見人には財産管理のみでなく、身上監護においても権利擁護の担い手としての責務が求められているなか、本人の所得や資産が十分でない場合の報酬確保の難しさもあいまって、専門職のみに第三者後見人の受け皿を頼ることだけでは限界であるのが現状である。受け皿不足の解消として後見人等へのサポート、法人後見実施機関の整備、市民後見人の養成等も検討が必要である。(問 10) (問 11)

3) 法人後見実施機関の整備と成年後見人等の受け皿不足解消のための取組や期待について

- 可茂圏域における法人後見実施機関については、充足していると感じている回答者はいないという結果となっており、また資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費(補助金)で運営する法人後見実施機関設置の必要性についても、ほぼ全ての回答者が必要性を感じている。法人後見実施機関の設置は、身寄りも財産もない方を含めた権利擁護支援として成年後見制度の利用を必要とする方にとって、本人の状況や支援ニーズに対応した後見人等を確保することにもつながると考えられるため、その整備についての具体的な検討が必要である。(問 12) (問 13)

**金融機関における
成年後見制度に関する実態把握調査結果**

調査概要

(1) 調査目的

成年後見制度利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月）に基づいて策定された成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月）において求められている中核機関の設置と後見等実施機関の設立等の権利擁護支援体制整備に向けた協議・検討を行うための基礎的資料として実態調査を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

美濃加茂市

美濃加茂市社会福祉協議会が美濃加茂市成年後見制度法人後見支援事業を受託し実施

(3) 調査方法

アンケート調査（文書依頼と郵送による調査票配布・回収）

(4) 調査期間

平成 30 年 10 月 22 日から 10 月 31 日

(5) 調査対象

可茂圏域（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町）内の金融機関 111 ヶ所

(6) 調査内容

金融機関における成年後見制度に関する実態把握

（P.101「参考 金融機関における成年後見制度に関する実態把握調査票」参照）

(7) 回収率

調査対象件数(配布数)：111 件

回収数：79 件（回収率：71.2%）

調査結果

金融機関における成年後見制度に関する実態把握調査

調査対象件数（配布数）：111 件

回収数：79 件（回収率：71.2%）

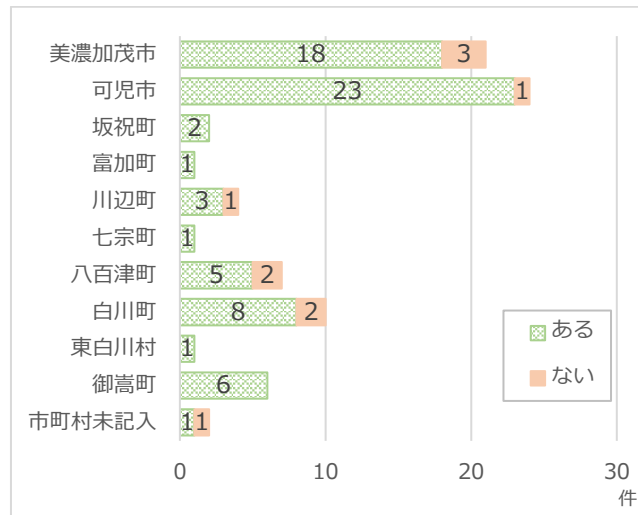
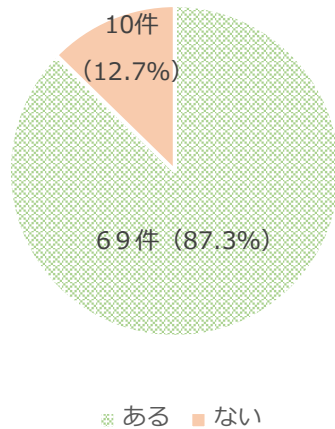
市町村別回収数及び回収率

市町村	配布数	回収数	回収率
美濃加茂市	23	21	91.3%
可児市	33	24	72.7%
坂祝町	3	2	66.7%
富加町	3	1	33.3%
川辺町	5	4	80.0%
七宗町	4	1	25.0%
八百津町	10	7	70.0%
白川町	18	10	55.6%
東白川村	3	1	33.3%
御嵩町	9	6	66.7%
市町村無回答		2	
合計	111	79	71.2%

◆ 判断能力の低下している方への対応の状況について

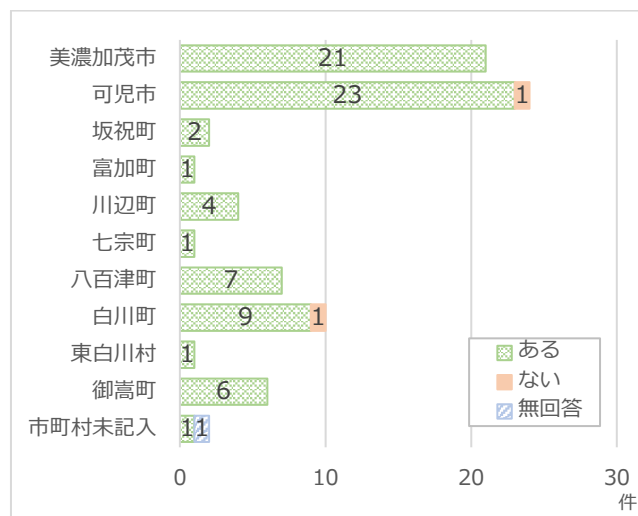
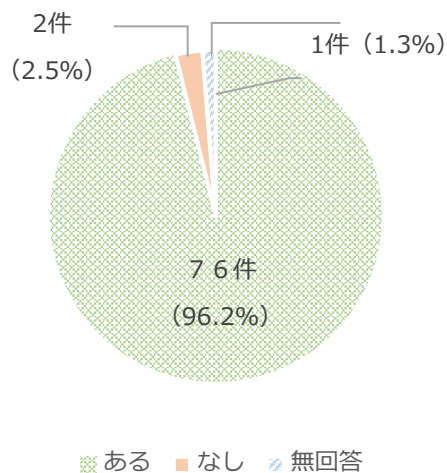
問1 今までに判断能力が低下している方への対応を行ったことがありますか。

判断能力の低下している方への対応経験の有無をみると、「ある」が69件（87.3%）、「ない」が10件（12.7%）となっている。



問2 判断能力が低下している方への対応を行う上で不安を感じたことはありますか。

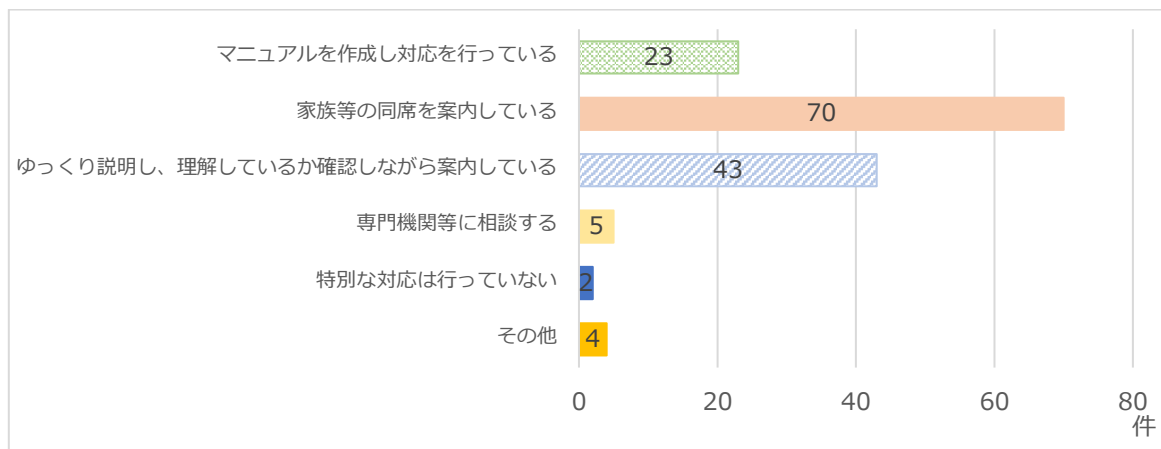
判断能力の低下している方への対応を行う上で不安を感じた経験の有無をみると、「ある」が76件（96.2%）、「ない」が2件（2.5%）となっている。



問3 判断能力が低下している方へどのような対応を行っていますか。

(該当するものすべて選択)

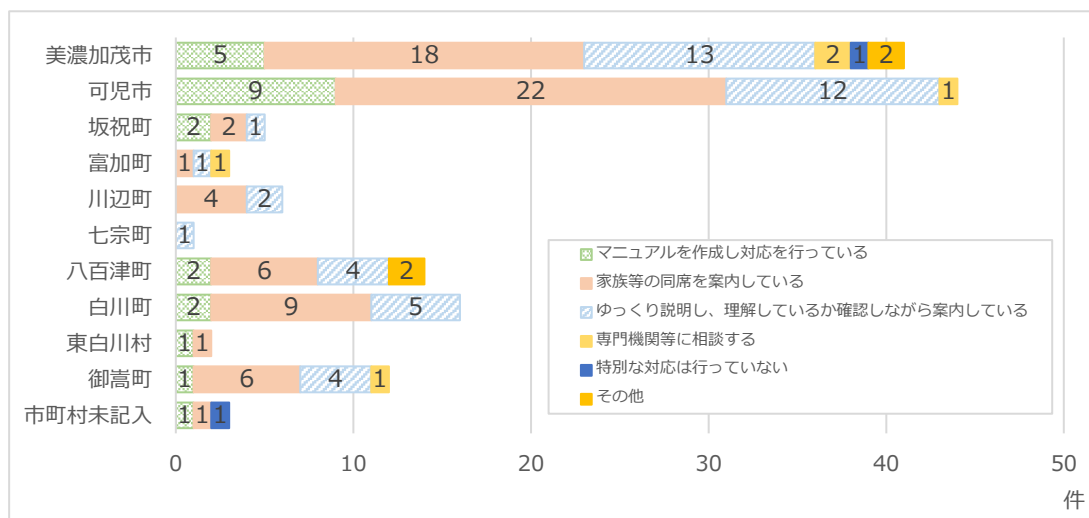
判断能力が低下している方への対応方法をみると、回答数が多い順に「家族等の同席を案内している」が70件、「ゆっくり説明し、理解しているか確認しながら案内している」が43件、「マニュアルを作成し対応を行っている」が23件、「専門機関等に相談する」が5件、「その他」が4件、「特別な対応は行っていない」が2件となっている。その他の対応としては、「会社の対応に沿う」「家族の「委任状」を作成する」「家族がいない場合は親族の同席を求める」「判断能力の度合いに応じて成年後見制度をお願いする」などとなっている。



「専門機関に相談する」の相談先：本部、見守りネットワーク（市役所）

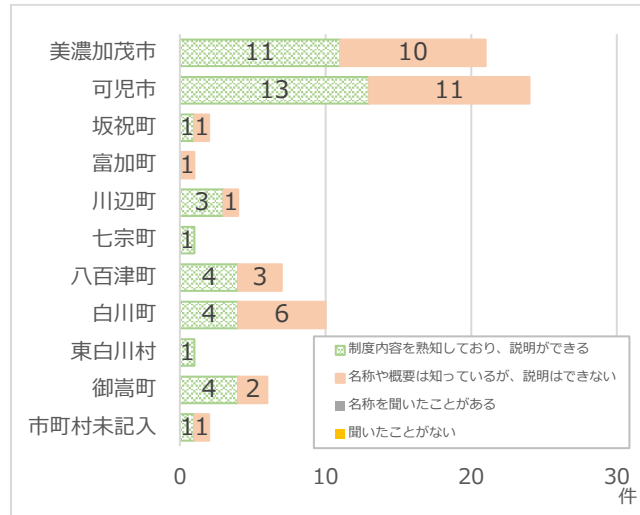
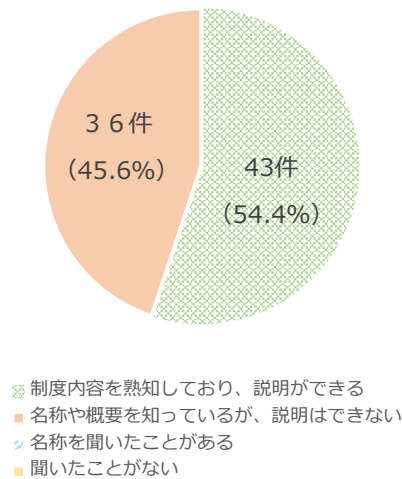
<その他の内容>

会社の対応に沿う、家族の「委任状」を作成する、家族がいない場合は親族の同席を求める、判断能力の度合いに応じて成年後見制度をお願いする。



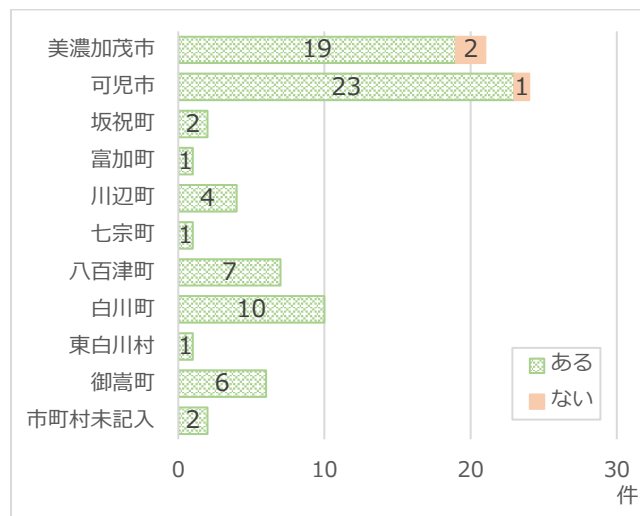
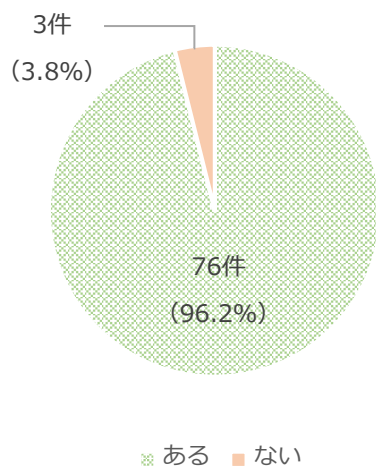
問4 成年後見制度の理解についてお聞きます。

成年後見制度の理解度をみると、「制度内容を熟知しており、説明ができる」が43件（54.4%）、「名称や概要は知っているが、説明はできない」が36件（45.6%）となっている。



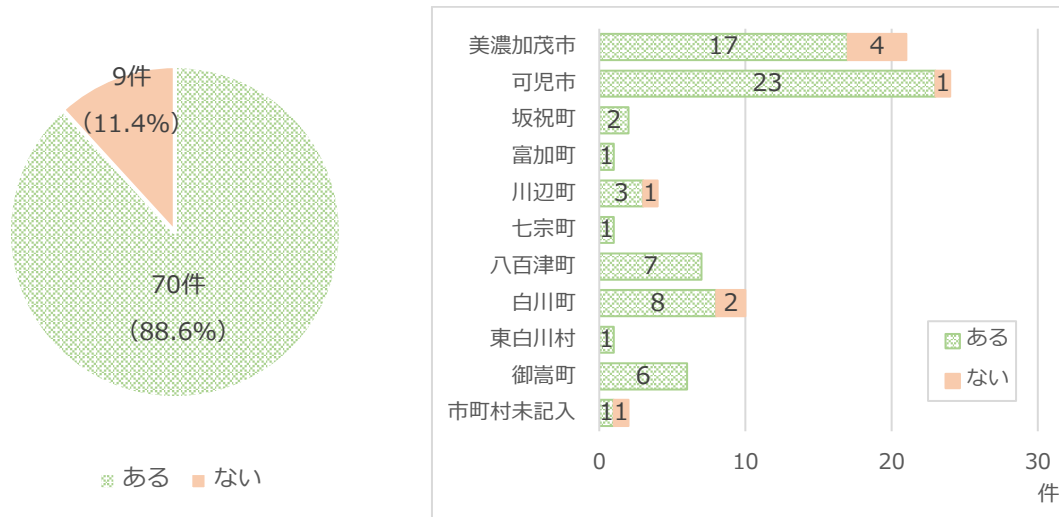
問5 判断能力が低下している方の対応を行う上で、成年後見制度の利用が必要であると感じたことはありますか

判断能力が低下している方の対応を行う上で「成年後見制度」の利用の必要性を感じた経験の有無をみると、「ある」が76件（96.2%）、「ない」が3件（3.8%）となっている。



問6 金融サービスの提供を行う上で、成年後見制度を案内したことがありますか。

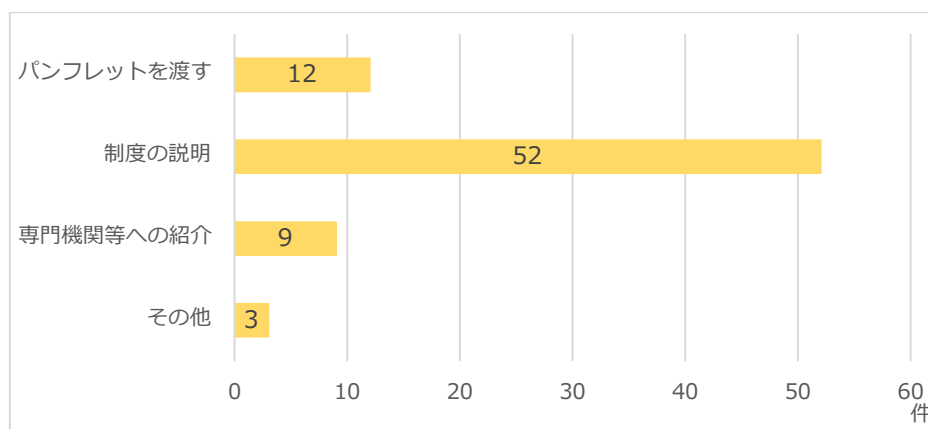
金融サービスの提供を行う上で成年後見制度を案内した経験の有無をみると、「ある」が70件（88.6%）、「ない」が9件（11.4%）となっている。



問7 問6で「ある」と回答された方へお聞きします。

成年後見制度について、どのような案内をしたことがありますか。
（該当するものすべて選択）

成年後見制度についての案内の内容をみると、回答数が多い順に「制度の説明」が52件、「パンフレットを渡す」が12件、「専門機関への紹介」が9件、「その他」が3件となっている。その他の案内としては、「口頭での簡単な説明」「専属の受付先を知らないので裁判所への確認を促す」となっている。

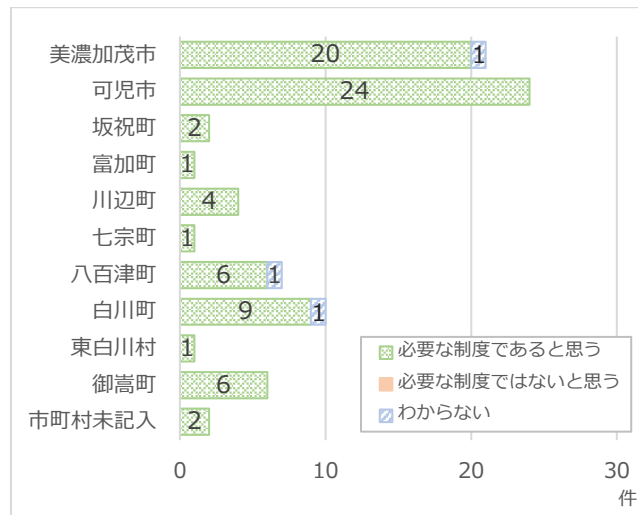
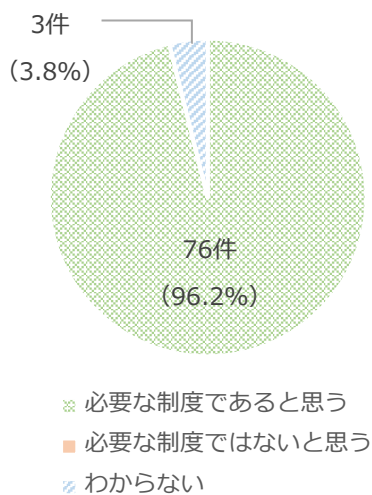


- ・「専門機関への紹介」の紹介先：市役所や役場、司法書士
- ・その他の内容：口頭での簡単な説明、専属の受付先を知らないので裁判所への確認を促す

◆ 成年後見制度について

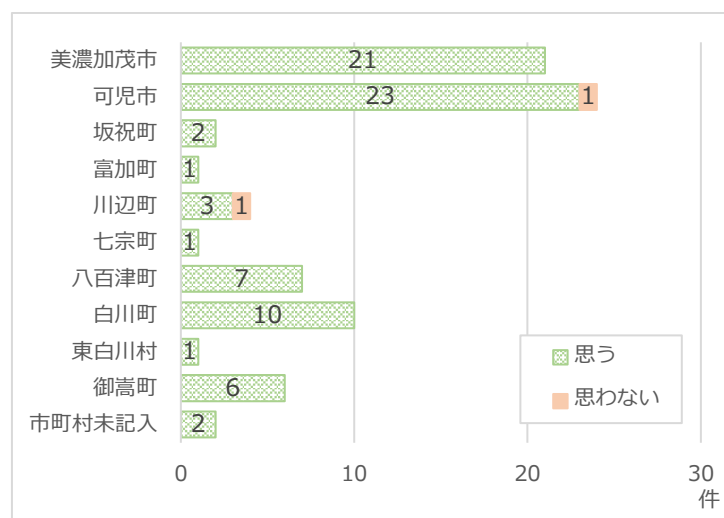
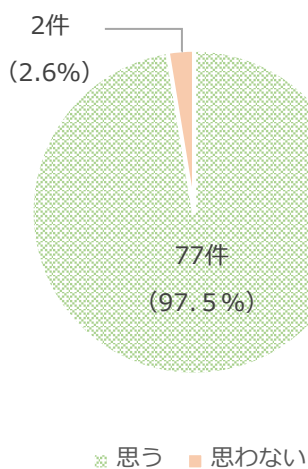
問8 成年後見制度は、金融サービスの提供を行う上で必要な制度だと思いますか。

金融サービスの提供を行う上での成年後見制度の必要性についての考えをみると、「必要な制度であると思う」が76件（96.2%）、「必要な制度ではないと思う」が3件（3.8%）となっている。



問9 成年後見制度の利用に関して相談できる機関があると良いと思いますか。

成年後見制度利用に関しての相談機関設置についての考えをみると、あると良いと「思う」が77件（97.5%）、「思わない」が2件（2.6%）となっている。

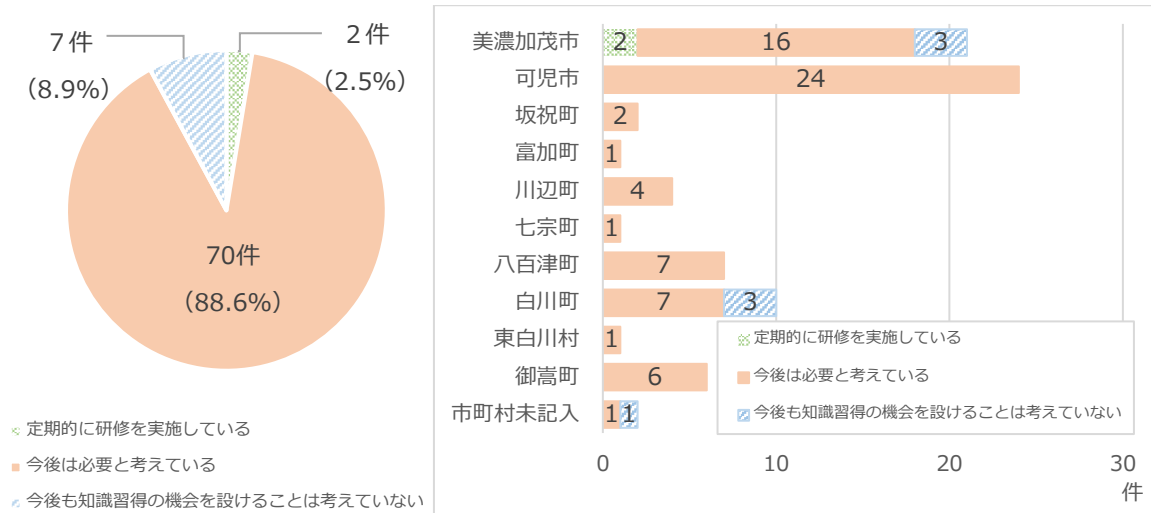


<別記>

- ・ 早急に相談ができる窓口（機関）の設置を希望します。

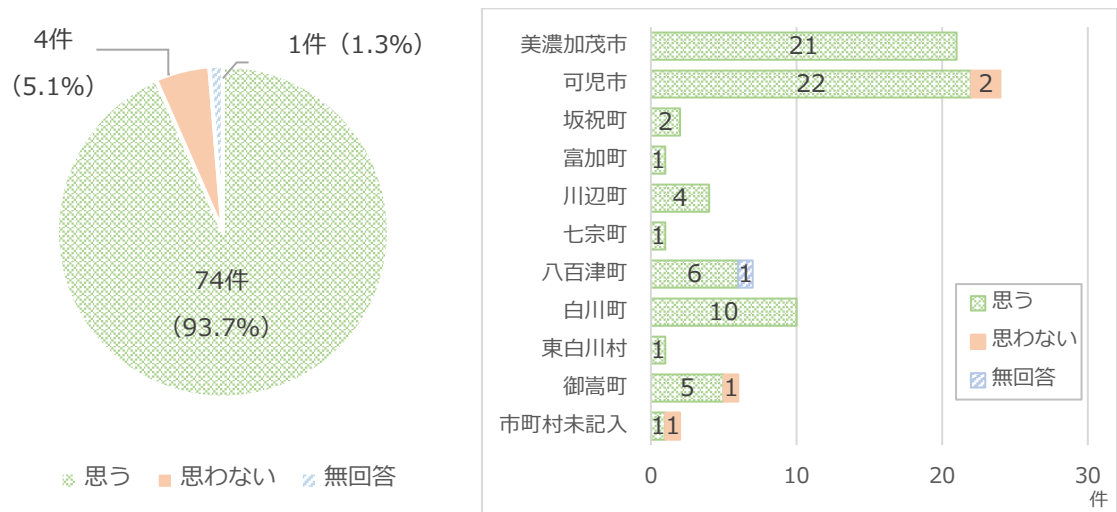
問 10 貴機関における成年後見制度の知識習得の機会についてお聞きます。

成年後見制度の知識習得の機会をみると、「定期的に研修を実施している」が2件（2.5%）、
「現在は研修の機会はないが、今後は必要と考えている」が70件（88.6%）、
「今後も知識習得の機会をもうけることは考えていない」が7件（8.9%）となっている。



問 11 貴機関として、成年後見制度に関する研修等があれば参加したいと思いますか？

成年後見制度に関する研修等の参加についての考えをみると、参加したいと「思う」が74件（93.7%）、
「思わない」が4件（5.1%）となっている。



<別記>

- ・ 会社の対応に準ずる
- ・ 成年後見や相続に対して、法律・金融・医療・不動産等のエキスパートが連携する取り組みをしていく事

まとめと課題

1) 判断能力の低下している方への対応の状況について

- 判断能力の低下している方への対応の状況については、8割以上の機関が対応経験があり、9割以上の機関がその対応において不安を感じている。本人に認知症の疑いがあると感じた場合でも、「認知症の疑いがあります」とその場で本人に成年後見制度の利用を勧めることは難しいと思われ、家族等の同席を案内する、ゆっくり説明し理解しているか確認しながら案内する、マニュアルを作成し対応を行うなどしかできず、本人の意思決定能力がどの程度信頼できるものなのか等の不安を感じながら慎重に実務にあたっている現状がうかがえる。

(問1)(問2)(問3)

- 金融機関は日常生活を営むうえで必要不可欠な機関であり、預貯金の管理、不動産の処分、保険金受取など様々な場面で成年後見制度との関わりが必要となるも、制度内容を熟知し説明ができる機関は約半数にとどまっており、更なる理解促進を図る必要がある。(問4)(問5)
- 8割以上の機関が成年後見制度の案内をした経験があるとしていることから、制度の効果的な広報活動を推進していくうえでも重要な機関と考えられ、権利擁護支援の体制整備においても、金融機関との連携体制の構築が必要である。(問6)(問7)

2) 成年後見制度について

- 認知症高齢者の増加や障がい者の「親なき後問題」の顕在化などに伴い、ほぼ全ての機関が成年後見制度の利用の必要性を感じている。また、9割以上の機関が成年後見制度利用に関しての相談機関の設置を望んでいる。金融機関においての成年後見制度の必要性の判断として、本人との直接取引の限界や本人の意思決定能力・判断能力を見定める等の対応も必要と考えられることから、金融機関と医療・福祉関係者との連携体制の構築も必要である。

(問8)(問9)

- 金融機関における成年後見制度の知識習得の機会については、ごく一部の機関では既に研修を実施しており、約9割の機関は現在は研修の機会は設けていないが、今後は必要と考えている。また、研修等の参加の意向についても、9割以上の機関が参加を希望している。研修等への参加の意向はあるものの、現状では実際の研修実施には至っていないことから、成年後見制度に関する必要な情報等を提供する機会の確保が必要である。(問10)(問11)

参考 調査票

可茂圏域における権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査

本ニーズ調査は、各職域における支援者の皆様が、日常業務の中で感じてみえる権利擁護支援ニーズを可視化し、今後の権利擁護支援体制の整備及び拡充に向けた段階的計画的協議に用いる基礎的資料とします。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、本ニーズ調査の趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

美濃加茂市

ニーズ調査提出期限 平成30年10月12日(金)

提出先 美濃加茂市社会福祉協議会(社協総合相談センター) 担当: 後藤 亜矢子

〒505-0043 美濃加茂市深田町3-5-8

電話 0574-28-1126

Mail ayako.goto@minokamo-shakyo.or.jp

用語の定義	
要支援対象者	・認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下している方 ・成年後見人等が選任されている方 ・日常生活自立支援事業の利用者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者自立支援制度による支援を受けている方
成年後見制度	・判断能力の低下した方の身上保護(身上監護)と財産管理を行うための支援者を、家庭裁判所への申立てにより選任してもらう制度(法定後見制度) ・判断能力を有している間に、将来に備えて、後見人等の候補者と公正証書を取り交わしておく制度(任意後見制度)
成年後見人等	・後見人 保佐人 補助人 任意後見人の総称
成年被後見人等	・上記の成年後見人等による支援を受けている方
第三者後見人等	・親族以外で本人の後見人として選任された者(弁護士・司法書士・社会福祉士・法人後見等)

回答者(事業所)の属性(所属)をお答えください。	
回答欄	属性・種別等
	I. 地域包括支援センター II. 居宅介護支援事業所 III. 基幹相談支援センター IV. 計画相談支援事業所 V. 自立相談支援事業所(生活困窮) VI. 社協(日常生活自立支援事業)

回答者(事業所)の所在する自治体をお答えください。	
回答欄	自治体
	1. 川辺町 2. 坂祝町 3. 七宗町 4. 富加町 5. 八百津町 6. 白川町 7. 東白川村 8. 御嵩町 9. 可児市 10. 美濃加茂市

※別紙にて「用語説明」を同封していますが、ニーズ調査の回答に関しては、「用語説明」をご覧ください。

※ふたつ以上のサービス種別を有する事業所には、ニーズ調査票が複数送られております。お手数ではございますが、それぞれのニーズ調査票にご回答いただきますようお願い致します。

例: 社会福祉法人A「訪問介護B(介護保険サービス)」「居宅介護C(障がい福祉サービス)」の場合、BとCにそれぞれニーズ調査票を送付させていただいておりますので、Bにてニーズ調査の回答、Cにてニーズ調査の回答、という具合にそれぞれのお声をお聞かせください。よろしくお願い致します。

本ニーズ調査票は「相談支援関係機関用」です。

(1) 今までに判断能力の低下している方の支援を行ったことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①行ったことがある。 ②行ったことがない。 ③わからない。

(2) 判断能力の低下している方を支援する中で権利擁護の観点から不安を感じたことはありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①不安を感じたことがある。 ②不安を感じたことがない。 ③わからない。

(2-2) 「不安を感じたことがある」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

自由記述 (不安の内容等)

(3) 成年後見制度の理解度について伺います。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①制度内容を熟知しており、説明ができる。 ②名称や概要は知っているが、説明はできない。 ③名称を聞いたことがある。 ④聞いたことがない。

(4) 成年後見制度利用支援事業の理解度について伺います。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①事業内容を熟知しており、説明ができる。 ②名称や概要は知っているが、説明はできない。 ③名称を聞いたことがある。 ④聞いたことがない。

(5) 成年後見制度の利用を促進するための計画や支援体制の整備が進められていることをご存知ですか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①成年後見制度利用促進法の内容を知っている。 ②成年後見制度利用促進基本計画の内容を知っている。 ③上記2つの施策について知っている。 ④成年後見制度利用促進法について聞いたことがある。 ⑤成年後見制度利用促進基本計画について聞いたことがある。 ⑥いずれも聞いたことがない。

(6) 市民後見人制度についての理解度について伺います。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①制度内容を熟知しており、説明ができる。 ②名称や概要は知っているが、説明はできない。 ③名称を聞いたことがある。 ④聞いたことがない。

(7-1) 成年後見制度の利用のために、本人または家族に対してのサポートをしたことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①サポートをしたことがある。 ②サポートをしたことがない。

(7-2) 「サポートをしたことがある」と回答した方へ、どのようなサポートをされましたか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①申立ての相談や助言をしたことがある。 ②専門機関の紹介をしたことがある。 ③制度の概要を説明したことがある。 ④パンフレットを渡したことがある。 ⑤その他 () ⑥ない。

(8-1) 今後、成年後見制度の利用のために、本人または家族に対してサポートすることができますか？

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①サポートできる。 ②サポートできない。

(8-2) 「サポートできる」を回答した方へ、そのサポートできる事柄をお聞かせください。

自由記述 (サポートできる事柄)

(8-3) 「サポートできない」を回答した方へ、その理由をお聞かせください。

自由記述 (サポートできない理由)

(9-1) 成年後見制度の利用に関して心配や不安を感じますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①感じる。 ②感じない。

(9-2) 「感じる」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

自由記述 (成年後見制度の利用に関しての不安等)

(10) 成年後見人等が支援チームの一員となり、一緒に支援をしたことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①支援をしたことがある。 ②支援をしたことがない。 ③後見人等と接する機会がない。

(11-1) 成年後見人等と支援方針が一致せず、苦勞したことや悩んだことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①ある。 ②ない。

(11-2) 「ある」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

自由記述 (苦勞したことや不安を感じたこと)

(12) 後見人等の受け皿は、十分に足りていると思いますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①受け皿は十分に足りていると思う。 ②受け皿不足であると思う。 ③わからない。

(13) 要支援対象者の後見人等は、どのような職種等が適任だと思われますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①親族 ②弁護士 ③司法書士 ④社会福祉士 ⑤法人後見実施機関 ⑥わからない。

(14) 第三者後見人 (弁護士・司法書士・社会福祉士等) の確保は容易であると思いますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①容易だと思う。 ②容易だと思わない。 ③わからない。

(15-1) 第三者後見人の確保を困難にさせていると思われる理由をお選びください。

回答欄	選択肢 (ふたつ選んでください)
	①後見人等の報酬を支払うことが困難であるため。 ②弁護士や司法書士のような法律関係者の受け皿が不足しているため。 ③社会福祉士のような身上保護を得意とする職種の受け皿が不足しているため。 ④本人に問題行動や特別な事情があり、受け手がいないため。 ⑤家族に問題行動や特別な事情があり、受け手がいないため。 ⑥わからない。

(15-2) 「第三者後見人の確保」について課題と思われることなど、自由にご意見をお書きください。

自由記述 (背景や客観的な課題等)

(16) 権利擁護支援に関して中核的な役割を担う機関が必要だと思いますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①必要だと思う。 ②必要だと思わない。 ③わからない。

(17) 後見人等の支援が必要な方に対して、適切に後見人等をつけることを可能とするために、法人後見等実施機関（法人後見センターのような機関）が必要だと思いますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①必要だと思う。 ②必要だと思わない。

(18) 資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費（補助金）で運営する法人後見等実施機関（法人後見センターのような機関）の設置が必要だと思いますか？

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①必要だと思う。 ②必要だと思わない。

(19) 可茂圏域において「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を実現するために、権利擁護支援施策においてどのような取り組みが必要だと思われますか。

自由記述（必要な取り組みやシステム等）

質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

本ニーズ調査は、美濃加茂市の成年後見制度法人後見支援事業を

美濃加茂市社会福祉協議会が受託し、実施しています。

可茂圏域における権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査

本ニーズ調査は、各職域における支援者の皆様が、日常業務の中で感じてみえる権利擁護支援ニーズを可視化し、今後の権利擁護支援体制の整備及び拡充に向けた段階的計画的協議に用いる基礎的資料とします。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、本ニーズ調査の趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

美濃加茂市

ニーズ調査提出期限 平成30年10月12日(金)

提出先 美濃加茂市社会福祉協議会(社協総合相談センター) 担当: 後藤 亜矢子

〒505-0043 美濃加茂市深田町3-5-8

電話 0574-28-1126

Mail ayako.goto@minokamo-shakyo.or.jp

用語の定義	
要支援対象者	・認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下している方 ・成年後見人等が選任されている方 ・日常生活自立支援事業の利用者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者自立支援制度による支援を受けている方
成年後見制度	・判断能力の低下した方の身上保護(身上監護)と財産管理を行うための支援者を、家庭裁判所への申立てにより選任してもらう制度(法定後見制度) ・判断能力を有している間に、将来に備えて、後見人等の候補者と公正証書を取り交わしておく制度(任意後見制度)
成年後見人等	・後見人 保佐人 補助人 任意後見人の総称
成年被後見人等	・上記の成年後見人等による支援を受けている方
第三者後見人等	・親族以外で本人の後見人として選任された者(弁護士・司法書士・社会福祉士・法人後見等)

回答者(事業所)の属性(所属)をお答えください。	
回答欄	属性・種別等
	1. 特別養護老人ホーム 2. 介護老人保健施設 3. グループホーム(介護保険) 4. デイサービス 5. デイケア 6. 訪問介護(介護保険) 7. 障がい者支援施設(入所) 8. グループホーム(障がい) 9. 居宅介護(障がい) 10. 生活介護 11. 就労継続支援A型 12. 就労継続支援B型 13. 就労移行支援 14. 生活訓練 15. 医療機関 16. 訪問看護 17. 年金事務所

回答者(事業所)の所在する自治体をお答えください。	
回答欄	自治体
	1. 川辺町 2. 坂祝町 3. 七宗町 4. 富加町 5. 八百津町 6. 白川町 7. 東白川村 8. 御嵩町 9. 可児市 10. 美濃加茂市

※別紙にて「用語説明」を同封していますが、ニーズ調査の回答に関しては、「用語説明」をご覧ください。

※ふたつ以上のサービス種別を有する事業所には、ニーズ調査票が複数送られております。お手数ではございますが、それぞれのニーズ調査票にご回答いただきますようお願い致します。

例: 社会福祉法人A「訪問介護B(介護保険サービス)」「居宅介護C(障がい福祉サービス)」の場合、BとCにそれぞれニーズ調査票を送付させていただいておりますので、Bにてニーズ調査の回答、Cにてニーズ調査の回答、という具合にそれぞれのお声をお聞かせください。よろしくお願い致します。

本ニーズ調査票は「サービス提供事業者用」です。

(1) 今までに判断能力の低下している方の支援を行ったことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①行ったことがある。 ②行ったことがない。 ③わからない。

(2) 判断能力の低下している方を支援する中で権利擁護の観点から不安を感じたことはありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①不安を感じたことがある。 ②不安を感じたことがない。 ③わからない。

(3) 成年後見制度の理解度についてお伺いします。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①制度内容を熟知しており、説明ができる。 ②名称や概要は知っているが、説明はできない。 ③名称を聞いたことがある。 ④聞いたことがない。

(4) 要支援対象者を支援する中で「成年後見制度」の利用が必要だと感じたことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①必要だと感じたことがある。 ②必要だと感じたことがない。 ③わからない。

(5) 成年後見制度を利用することで、課題の解決に対して期待している事柄を、ひとつお選びください。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①財産管理 (預貯金・不動産の取り扱いなど) ②身上監護 ③契約行為 ④医療行為への同意 ⑤身元保証人 ⑥緊急連絡先

(6) 要支援対象者の支援を行う際に、本人の判断能力が「低下している」「十分でない」と感じることはありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①よく感じる。 ②感じる。 ③あまり感じない。 ④わからない。

(7) 要支援対象者へサービスを提供するにあたり、本人（判断能力の低下・欠如の状態）との契約に苦労したことはありますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①苦労したことがある。 ②苦労したことがない。 ③わからない。

(7-2) 「苦労したことがある」と回答された方へ、具体的にどのようなことでしたか。

自由記述（契約について苦労したこと）

(8) 要支援対象者へサービスを提供するにあたり、本人（判断能力の低下・欠如の状態）と契約ができなかったことはありますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①契約できなかったことがある。 ②契約できなかったことがない。

(8-2) 「契約できなかったことがある」と回答された方へ、その際にどのような対応をされましたか。

自由記述（契約できなかったことがあった際の対応）

(9) 要支援対象者にサービス提供をする際に、どなたと契約をしますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①本人 ②親族 ③判断能力が低下している場合であっても「本人」 ④判断能力が低下している場合は「親族」 ⑤判断能力がない場合であっても「本人」 ⑥判断能力がない場合は「親族」 ⑦成年後見制度の利用を勧める

(10-1) 判断能力が低下している方との契約において、心配なことや不安に感じることはありませんか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①心配な点や不安がある。 ②心配な点や不安はない。

(10-2) 「心配なことや不安に感じる点がある」と回答された方へ、どのような点が心配ですか。

自由記述（判断能力の不十分な方との契約についての不安）

(11)「契約行為」は「判断能力のある者が対等な立場で約束事を取り交わす法律行為」ですが、要支援対象者へサービス提供をする際の「契約」時において、本人の判断能力・理解力の有無や契約能力の有無について意識していますか（例：契約行為ができる程度の判断能力があるかどうか など）。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①常に意識している。 ②ときどき意識している。 ③あまり意識していない。 ④意識していない。

(12-1) 成年後見制度は、サービスの提供を行う上で必要な制度だと思いますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①必要な制度であると思う。 ②必要な制度ではないと思う。 ③わからない

(12-2)「必要な制度である」と回答した方へ、なぜ必要であると思いますか。

自由記述（成年後見制度が必要であると思われる理由）

(13) 成年後見制度の利用に関して相談できる機関があるとよいと思われますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①よいと思う。 ②思わない。

(14) 成年後見制度の知識を習得する機会があるとよいと思われますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①そのような機会があるとよいと思う。 ②そのような機会は必要ない。

(15) 可茂圏域において「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を実現するために、権利擁護支援施策においてどのような取り組みが必要だと思われますか。

自由記述（必要な取り組みやシステム等）

質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

本ニーズ調査は、美濃加茂市の成年後見制度法人後見支援事業を

美濃加茂市社会福祉協議会が受託し、実施しています。

可茂圏域における権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査

本ニーズ調査は、各職域における支援者の皆様が、日常業務の中で感じてみえる権利擁護支援ニーズを可視化し、今後の権利擁護支援体制の整備及び拡充に向けた段階的計画的協議に用いる基礎的資料とします。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、本ニーズ調査の趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

美濃加茂市

ニーズ調査提出期限 平成30年10月12日（金）

提出先 美濃加茂市社会福祉協議会（社協総合相談センター） 担当：後藤 亜矢子

〒505-0043 美濃加茂市深田町3-5-8

電話 0574-28-1126

Mail ayako.goto@minokamo-shakyo.or.jp

用語の定義	
要支援対象者	・認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下している方 ・成年後見人等が選任されている方 ・日常生活自立支援事業の利用者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者自立支援制度による支援を受けている方
成年後見制度	・判断能力の低下した方の身上保護（身上監護）と財産管理を行うための支援者を、家庭裁判所への申立てにより選任してもらう制度（法定後見制度） ・判断能力を有している間に、将来に備えて、後見人等の候補者と公正証書を取り交わしておく制度（任意後見制度）
成年後見人等	・後見人 保佐人 補助人 任意後見人の総称
成年被後見人等	・上記の成年後見人等による支援を受けている方
第三者後見人等	・親族以外で本人の後見人として選任された者（弁護士・司法書士・社会福祉士・法人後見等）

回答者（事業所）の属性（所属）をお答えください。	
回答欄	属性・種別等
	ア. 弁護士事務所 イ. 司法書士事務所

回答者（事業所）の所在する自治体をお答えください。	
回答欄	自治体
	1. 川辺町 2. 坂祝町 3. 七宗町 4. 富加町 5. 八百津町 6. 白川町 7. 東白川村 8. 御嵩町 9. 可児市 10. 美濃加茂市

※別紙にて「用語説明」を同封していますが、ニーズ調査の回答に関しては、「用語説明」をご覧ください。前にお答えください。

※ふたつ以上のサービス種別を有する事業所には、ニーズ調査票が複数送られております。お手数ではございますが、それぞれのニーズ調査票にご回答いただきますようお願い致します。

例：社会福祉法人A「訪問介護B（介護保険サービス）」「居宅介護C（障がい福祉サービス）」の場合、BとCにそれぞれニーズ調査票を送付させていただいておりますので、Bにてニーズ調査の回答、Cにてニーズ調査の回答、という具合にそれぞれのお声をお聞かせください。よろしくお願い致します。

本ニーズ調査票は「司法関係機関用」です。

(1) 成年後見人等の受任をしたことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①受任したことがある。 ②受任したことがない。

(2) 現在、成年後見人等を受任している方について伺います。受任件数は何件ですか。

回答欄
件

(3) 成年後見人等を受任する限界件数は何件ですか。

回答欄
件

(4) 成年後見人等の就任について打診を受けたことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①打診を受けたことがある。 ②打診を受けたことがない。

(5-1) 成年後見人等の就任打診を受けたときどのような行動をとりましたか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①積極的に受任した。 ②受任したものの躊躇した。 ③仕方がなく受任した。 ④社会貢献の一環として受任した。 ⑤断った。 ⑥他者を紹介した。(紹介先： ⑦その他 ()

(5-2) 「受任したものの躊躇した」「仕方がなく受任した」「断った」と回答した方へ、その理由をお聞かせください。

自由記述 (断った理由)

(6) 成年後見人等の就任打診の際に支障になると思われる理由は何ですか (ふたつ回答)。

回答欄	選択肢 (ふたつ選んでください)
	①報酬見込みがないため。 ②後見受任経験がないため。 ③業務量が多いため。 ④対応が困難のため (親族の協力が得られない 親族間で対立がある 資力が乏しい 親族との調整が難しい 医療依存度が高く対応に困る 障がいや疾病の知識がない など)。 ⑤緊急時の対応に困るため。 ⑥その他 ()

(7) 後見業務を行うにあたり不安なことや心配なことがありますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①不安や心配がある。 ②不安や心配はない。

(8) 「不安や心配がある」と回答した方へ、どのようなことが不安ですか (ふたつ回答)。

回答欄	選択肢 (ふたつ選んでください)
	①緊急時の対応 ②対応可否の判断の迷い ③知識・経験不足 ④事故や損害発生時のリスク ⑤他業務とのバランス ⑥裁判所とのやりとり ⑦介護・福祉サービスの調整などに ⑧その他 ()

(9) 後見業務を行う上で成年後見人等が相談をする機関や支援の判断に迷ったときにサポートを行う機関が必要だと思いますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①必要だと思う。 ②必要だとは思わない。

(10) 可茂圏域において成年後見人等の受け皿が十分に整っていると思いますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①整っていると思う。 ②整っていると思わない。

(11) 第三者後見人の確保は容易だと思いますか。

回答欄	選択肢 (ひとつ選んでください)
	①容易だと思う。 ②容易だと思わない。

(11-2) 「容易だと思わない」と回答された方へ、第三者後見人の確保を困難にさせていると思われる理由をお選びください (ふたつ回答)。

回答欄	選択肢 (ふたつ選んでください)
	①後見人等の報酬を支払うことが困難であるため。 ②弁護士や司法書士のような法律関係者の受け皿が不足しているため。 ③社会福祉士のような身上保護を得意とする職種の受け皿が不足しているため。 ④本人に問題行動や特別な事情があり、受け手がいないため。 ⑤家族に問題行動や特別な事情があり、受け手がいないため。

(11-3) 第三者後見人の確保が難しいと思われる背景について自由にご意見をお書きください。

自由記述 (背景や客観的な課題等)

(12) 可茂圏域において、法人後見等実施機関（法人後見センターのような機関）は充足していると感じますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①感じる。 ②感じない。 ③わからない

(13) 資力がなく成年後見制度を利用できない方のために、各市町村の公費（補助金）で運営する法人後見実施機関の設置が必要だと思いますか？

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①必要だと思う。 ②必要だと思わない。

(14) 可茂圏域においては、成年後見人等の受け皿不足という地域課題を解消するために、どのような取り組みや社会資源の整備が期待され则认为ますか。

自由記述（必要と思われる取り組みや社会資源）

(15) 可茂圏域において「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を実現するために、権利擁護支援施策においてどのような取り組みが必要だと思われますか。

自由記述（必要な取り組みやシステム等）

質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

本ニーズ調査は、美濃加茂市の成年後見制度法人後見支援事業を

美濃加茂市社会福祉協議会が受託し、実施しています。

金融機関における成年後見制度に関する実態把握調査

貴機関が所在する市町村をお答えください。	
1. 川辺町 2. 坂祝町 3. 七宗町 4. 富加町 5. 八百津町 6. 白川町 7. 東白川村 8. 御嵩町 9. 可児市 10. 美濃加茂市	

問1 今までに判断能力が低下している方の対応を行ったことがありますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①ある。 ②ない。

問2 判断能力が低下している方の対応を行う上で不安を感じたことはありますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①ある。 ②ない。

問3 判断能力が低下している方へどのような対応を行っていますか。

回答欄	選択肢（該当するものすべて選んでください）
	①マニュアルを作成し対応を行っている。 ②家族等の同席を案内している。 ③ゆっくり説明し、理解しているか確認しながら案内している。 ④専門機関等に相談する（相談先： ） ⑤特別な対応は行っていない。 ⑥その他（ ）

問4 成年後見制度の理解についてお聞きします。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①制度内容を熟知しており、説明ができる。 ②名称や概要は知っているが、説明はできない。 ③名称を聞いたことがある。 ④聞いたことがない。

問5 判断能力が低下している方の対応を行う上で、成年後見制度の利用が必要であると感じたことはありますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①ある。 ②ない。

問6 金融サービスの提供を行う上で、成年後見制度を案内したことがありますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①ある。 ②ない。

（設問は裏面にもあります）

問7 問6で「ある」と回答された方へお聞きします。

成年後見制度について、どのような案内をしたことがありますか。

回答欄	選択肢（該当するものすべて選んでください）
	①パンフレットを渡す。 ②制度の説明。 ③専門機関等への紹介（紹介先：　　　　　　） ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問8 成年後見制度は、金融サービスの提供を行う上で必要な制度だと思いますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①必要な制度であると思う。 ②必要な制度ではないと思う。 ③わからない。

問9 成年後見制度の利用に関して相談できる機関があると良いと思いますか。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①思う。 ②思わない。

問10 貴機関における成年後見制度の知識習得の機会についてお聞きします。

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①定期的に研修を実施している。 ②現在は研修の機会はないが、今後は必要と考えている。 ③今後も知識習得の機会をもうけることは考えていない。

問 11 貴機関として、成年後見制度に関する研修等があれば参加したいと思いますか？

回答欄	選択肢（ひとつ選んでください）
	①思う。 ②思わない。

調査提出期限 平成30年10月31日(水)

質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

本調査は、美濃加茂市の成年後見制度法人後見支援事業を
美濃加茂市社会福祉協議会が受託し、実施しています。

提出先 美濃加茂市社会福祉協議会（社協総合相談センター）

担当：後藤 亜矢子

〒505-0043 美濃加茂市深田町3-5-8

電話 0574-28-1126

Mail ayako.goto@minokamo-shakyo.or.jp